

現 行	改 定	適 用
第4編 電気設備編 第1章 総 則 第1節 適 用 1. 本章は、電気通信設備工事における、受変電設備工、電源設備工、揚排水機場電気設備、地下駐車場電気設備、配電線設備工、道路照明設備工、トンネル照明設備工、施設照明設備工、共同溝附帯設備工、水処理設備工、道路融雪設備工及び道路照明維持補修工に使用する工種に適用する。 2. 受注者は、設計図書に示された設備などが、その機能を完全に発揮するよう施工しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第1編1-1-34諸法令の遵守の規定によるほか、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（平成25年4月） 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月） 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成24年4月） 各種合成構造設計指針・同解説（平成22年10月）	第4編 電気設備編 第1章 総 則 第1節 適 用 1. 本章は、電気通信設備工事における、受変電設備工、電源設備工、揚排水機場電気設備、地下駐車場電気設備、配電線設備工、道路照明設備工、トンネル照明設備工、施設照明設備工、共同溝附帯設備工、水処理設備工、道路融雪設備工及び道路照明維持補修工に使用する工種に適用する。 2. 受注者は、設計図書に示された設備などが、その機能を完全に発揮するよう施工しなければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第1編1-1-34諸法令の遵守の規定による他、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）（平成28年3月） 道路照明施設設置基準・同解説（平成19年10月） 電気設備に関する技術基準を定める省令（平成28年9月） 各種合成構造設計指針・同解説（平成22年10月）	・最新改定の反映 ・基準等の記載方法の見直し（「・同解説」の追加）

現 行	改 定	適 用
第 2 章 受変電設備 第 1 節 適 用 1. 本章は、受変電設備工事における特別高圧受変電設備設置工、高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工、受変電用監視制御設備設置工、受変電設備基礎工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編器具及び材料編、第 3 編電気通信設備工事共通編の規定による。 第 2 節 特別高圧受変電設備設置工 2-2-1 受電方式 特別高圧受変電設備の受電方式は、屋外オープン型または屋内（屋外）キュービクル型があり、電気設備技術基準の各条項に準拠して施工する。 2-2-2 屋外オープン型設置（屋外機構） 屋外オープン型設置に関する据付について以下に示す他は、第 3 編 第 4 章 4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 1. 屋外オープン型機構の設置は、専用の機構基礎上に施工する。 2. 断路器、遮断器、避雷器、変圧器、変成器、がいし、架線金具及び母線等の設置は、離隔距離、取付け高さ等に配慮し設置する。 また、操作時の荷重及び地震等による枠組みのたわみに注意し、必要に応じて補強する。 3. 屋外機構への引込みは、架空引込みを原則とする。 4. 架空母線及び鉄鋼機構の設置は、風圧荷重、積雪及びたわみを十分考慮すること。 5. 機器取付けは、機器に適合する基礎ボルトを設けるものとする。 なお、基礎ボルトは、地震に対して必要な強度を有するものとする。 6. コンクリート基礎上に、水平、中心線など関係位置を正しく出し、機器の水平、中心線を確認してから、基礎ボルトにより堅固に固定する。 7. 設備の設置位置は、切土部や盛土部を避け、水はけの良い地盤環境が良好な場所に設置するものとし、特に浸水等に注意する。 8. フェンスの出入り口には、施錠装置と立入を禁止する旨の表示を行うものとし、注意標識等の設置は、条例に従って設けるものとする。 9. 設備設置後に主回路母線、裏面配線の接続等、各部の締付けを十分に確認する。 10. 屋外オープン型機構基礎工 （1）掘削は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないよう、十分注意して施工しなければならない。 （2）基礎は設計図書に従って施工するものとするが、埋戻しは締固めを十分に行	第 2 章 受変電設備 第 1 節 適 用 1. 本章は、受変電設備工事における特別高圧受変電設備設置工、高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工、受変電用監視制御設備設置工、受変電設備基礎工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編器具及び材料編、第 3 編電気通信設備工事共通編の規定による。 第 2 節 特別高圧受変電設備設置工 2-2-1 受電方式 特別高圧受変電設備の受電方式は、屋外オープン型または屋内（屋外）キュービクル型があり、「電気設備の技術基準の解釈」の各条項に準拠して施工する。 2-2-2 屋外オープン型設置（屋外機構） 屋外オープン型設置に関する据付について以下に示す他は、第 3 編 第 4 章 4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 1. 屋外オープン型機構の設置は、専用の機構基礎上に施工する。 2. 断路器、遮断器、避雷器、変圧器、変成器、がいし、架線金具及び母線等の設置は、離隔距離、取付け高さ等に配慮し設置する。 また、操作時の荷重及び地震等による枠組みのたわみに注意し、必要に応じて補強する。 3. 屋外機構への引込みは、架空引込みを原則とする。 4. 架空母線及び鉄鋼機構の設置は、風圧荷重、積雪及びたわみを十分考慮すること。 5. 機器取付けは、機器に適合する基礎ボルトを設けるものとする。 なお、基礎ボルトは、地震に対して必要な強度を有するものとする。 6. コンクリート基礎上に、水平、中心線など関係位置を正しく出し、機器の水平、中心線を確認してから、基礎ボルトにより堅固に固定する。 7. 設備の設置位置は、切土部や盛土部を避け、水はけの良い地盤環境が良好な場所に設置するものとし、特に浸水等に注意する。 8. フェンスの出入り口には、施錠装置と立入を禁止する旨の表示を行うものとし、注意標識等の設置は、条例に従って設けるものとする。 9. 設備設置後に主回路母線、裏面配線の接続等、各部の締付けを十分に確認する。 10. 屋外オープン型機構基礎工 （1）掘削は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないよう、十分注意して施工しなければならない。 （2）基礎は設計図書に従って施工するものとするが、埋戻しは締固めを十分に行	・用語の統一 ・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
い、辻下、傾斜などを起こさないよう施工する。 (3) 設置機器の荷重に対して、十分な強度及び受圧面を有するものとし、支持力のある地盤面に設置する。 (4) コンクリートの基礎部は、コンクリートモルタルにより仕上げるものとする。 2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型設置 屋内（屋外）キュービクルに関する据付について以下に示す他は、第3編 第4章 4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 1. 屋外に設置する設備については、切土部や盛土部を避け、水はけの良い地盤環境が良好な場所に設置するものとし、特に浸水等に注意する。 2. 設備の設置後に主回路母線、裏面配線の接続等、各部の締付けを十分に確認する。 3. 設備の設置後、小動物が侵入しないように防蛇、防鼠処理などの対策を行うものとする。 4. 注意標識等の設置は、条例に従って設けるものとする。 2-2-4 特高受変電設備据付 1. 設備の配置は、設計図書によらなければならない。 2. 特高受変電設備の設置は、第4編 2-2-2 屋外オープン型設置（屋外機構）及び 2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型設置の規定によらなければならない。 2-2-5 特高受変電設備調整 1. 設備の試験及び調整に先立ち、設備の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、設備の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施すること。 2. 設備の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第3節 高圧受変電設備設置工 2-3-1 引込設備据付 1. 適 用 高圧受変電設備の引込方式は、架空引込みまたは地中引込方式があり、電気設備技術基準の各条項に準拠して施工する。 2. 架空方式による引込設備 (1) 引込柱に設置する機器に接続する高圧引下げ線は、JIS C 3609「高圧引下用絶縁電線」によるものとする。 (2) 引込ケーブルのシールド層の接地は、迷走電流による誤動作及び分流による感度低下を防止するため、受変電設備の1端で行うものとする。 3. 地中方式による引込設備 地中方式による引込設備で施工する配管・配線、ハンドホール設置、接地工等は、第3編第4章共通設備工の規定による。	い、辻下、傾斜などを起こさないよう施工する。 (3) 設置機器の荷重に対して、十分な強度及び受圧面を有するものとし、支持力のある地盤面に設置する。 (4) コンクリートの基礎部は、コンクリートモルタルにより仕上げるものとする。 2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型設置 屋内（屋外）キュービクルに関する据付について以下に示す他は、第3編 4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 1. 屋外に設置する設備については、切土部や盛土部を避け、水はけの良い地盤環境が良好な場所に設置するものとし、特に浸水等に注意する。 2. 設備の設置後に主回路母線、裏面配線の接続等、各部の締付けを十分に確認する。 3. 設備の設置後、小動物が侵入しないように防蛇、防鼠処理などの対策を行うものとする。 4. 注意標識等の設置は、条例に従って設けるものとする。 2-2-4 特高受変電設備据付 1. 設備の配置は、設計図書によらなければならない。 2. 特高受変電設備の設置は、第4編 2-2-2 屋外オープン型設置（屋外機構）及び 2-2-3 屋内（屋外）キュービクル型設置の規定によらなければならない。 2-2-5 特高受変電設備調整 1. 設備の試験及び調整に先立ち、設備の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、設備の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施すること。 2. 設備の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第3節 高圧受変電設備設置工 2-3-1 引込設備据付 1. 適 用 高圧受変電設備の引込方式は、架空引込みまたは地中引込方式があり、電気設備技術基準の各条項に準拠して施工する。 2. 架空方式による引込設備 (1) 引込柱に設置する機器に接続する高圧引下げ線は、JIS C 3609「高圧引下用絶縁電線」によるものとする。 (2) 引込ケーブルのシールド層の接地は、迷走電流による誤動作及び分流による感度低下を防止するため、受変電設備の1端で行うものとする。 3. 地中方式による引込設備 地中方式による引込設備で施工する配管・配線、ハンドホール設置、接地工等は、第3編第4章共通設備工の規定による。	・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
2-3-2 機材の取付けなど 引込柱に高圧負荷開閉器及び避雷器などを取付ける場合は、取付け高さを地上4.5m以上とし、人が触れる恐れがないようにする。 2-3-3 高圧受変電設備据付 高圧受変電設備の設置は、第4編2-2-3屋内（屋外）キュービクル型設置の規定による。 2-3-4 高圧受変電設備調整 高圧受変電設備の調整は、第4編2-2-5特高受変電設備調整の規定による。 第4節 低圧受変電設備設置工 2-4-1 引込設備設置 引込設備の設置は、設計図書によるものとする。 2-4-2 耐雷トランス据付 耐雷トランスの据付は、設計図書によるものとする。 2-4-3 低圧受変電設備据付 低圧受変電設備の設置は、第4編2-2-3屋内（屋外）キュービクル型設置の規定によるものとする。 第5節 受変電用監視制御設備設置工 2-5-1 監視制御装置据付 監視制御装置の据付は、第3編第4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 2-5-2 監視制御装置調整 1. 装置の試験及び調整は、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施すること。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第6節 受変電設備基礎工 1. 掘削は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないように、注意して施工しなければならない。 2. 基礎は設計図書に従って施工するものとするが、埋戻しは締固めを十分に行い、沈下、傾斜などを起こさないように施工する。 3. 設置機器の荷重に対して、十分な強度及び受圧面を有するものとし、支持力のある地盤面に設置する。 4. コンクリートに埋込むアンカーボルトは、埋込部を除き溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。	2-3-2 機材の取付けなど 引込柱に高圧負荷開閉器及び避雷器などを取付ける場合は、取付け高さを地上4.5m以上とし、人が触れる恐れがないようにする。 2-3-3 高圧受変電設備据付 高圧受変電設備の設置は、第4編2-2-3屋内（屋外）キュービクル型設置の規定による。 2-3-4 高圧受変電設備調整 高圧受変電設備の調整は、第4編2-2-5特高受変電設備調整の規定による。 第4節 低圧受変電設備設置工 2-4-1 引込設備設置 引込設備の設置は、設計図書によらなければならない。 2-4-2 耐雷トランス据付 耐雷トランスの据付は、設計図書によらなければならない。 2-4-3 低圧受変電設備据付 低圧受変電設備の設置は、第4編2-2-3屋内（屋外）キュービクル型設置の規定による。 第5節 受変電用監視制御設備設置工 2-5-1 監視制御装置据付 監視制御装置の据付は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 2-5-2 監視制御装置調整 1. 装置の試験及び調整は、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施すること。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第6節 受変電設備基礎工 1. 掘削は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないように、注意して施工しなければならない。 2. 基礎は設計図書に従って施工するものとするが、埋戻しは締固めを十分に行い、沈下、傾斜などを起こさないように施工する。 3. 設置機器の荷重に対して、十分な強度及び受圧面を有するものとし、支持力のある地盤面に設置する。 4. コンクリートに埋込むアンカーボルトは、埋込部を除き溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。	・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
5. コンクリートの基礎部は、コンクリートモルタルにより仕上げるものとする。	5. コンクリートの基礎部は、コンクリートモルタルにより仕上げるものとする。	

現 行	改 定	適 用
第3章 電源設備 第1節 適 用 1. 本章は、電源設備工事における発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工、管理用水力発電設備設置工、新エネルギー電源設備設置工、停電対策用電源設備設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 発電設備設置工 3-2-1 発動発電設備据付 発動発電設備の据付について以下に示す他は、第3編-第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 1. 基 礎 (1) 機器の荷重に対し十分な強度及び受圧面を有するものとし、支持力のある床または地盤面に設置する。 (2) 機器取付けは、機器に適合する基礎ボルトを設けるものとする。 なお、基礎ボルトは、地震や運転時の振動に対して、必要な強度を持つものとする。 2. 発電機及び原動機 (1) コンクリート基礎上に、水平、中心線など関係位置を正しく出し、共通台座を据付て組立てるものとする。 (2) 発電機、原動機の水平、中心線、入出力軸部のたわみについて適時補正を行うものとする。 (3) 据付完了後、冷却用放熱器などの各補機類を設置し、軸心の調整を行い、共通台座の水平を確認してから、基礎ボルトにより堅固に固定するものとする。 3. 配 電 盤 配電盤の据付けは、第4編2-3-3 高圧受変電設備据付及び2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。 4. 空気圧縮機 空気圧縮機は、コンクリート基礎上に水平に据付け、基礎ボルトなどで固定する。 5. 空気槽の主そく止弁が操作しやすい位置となるように、基礎またはコンクリート床に設置する。また、空気槽は転倒がないように、床または壁に固定する。 6. 燃料小出槽 (1) 燃料小出槽の据付は、消防法に基づく条例に定める規定により施工するものとする。 (2) 架台は、ボルトを用いて床または壁に固定する。	第3章 電源設備 第1節 適 用 1. 本章は、電源設備工事における発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工、停電対策用電源設備設置工。管理用水力発電設備設置工、新エネルギー電源設備設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 発電設備設置工 3-2-1 発動発電設備据付 発動発電設備の据付について以下に示す他は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 1. 基 礎 (1) 機器の荷重に対し十分な強度及び受圧面を有するものとし、支持力のある床または地盤面に設置する。 (2) 機器取付けは、機器に適合する基礎ボルトを設けるものとする。 なお、基礎ボルトは、地震や運転時の振動に対して、必要な強度を持つものとする。 2. 発電機及び原動機 (1) コンクリート基礎上に、水平、中心線など関係位置を正しく出し、共通台座を据付て組立てるものとする。 (2) 発電機、原動機の水平、中心線、入出力軸部のたわみについて適時補正を行うものとする。 (3) 据付完了後、冷却用放熱器などの各補機類を設置し、軸心の調整を行い、共通台座の水平を確認してから、基礎ボルトにより堅固に固定するものとする。 3. 配 電 盤 配電盤の据付けは、第4編2-3-3 高圧受変電設備据付及び2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。 4. 空気圧縮機 空気圧縮機は、コンクリート基礎上に水平に据付け、基礎ボルトなどで固定する。 5. 空気槽の主そく止弁が操作しやすい位置となるように、基礎またはコンクリート床に設置する。また、空気槽は転倒がないように、床または壁に固定する。 6. 燃料小出槽 (1) 燃料小出槽の据付は、消防法に基づく条例に定める規定により施工するものとする。 (2) 架台は、ボルトを用いて床または壁に固定するものとする。	・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
(3) 燃料小出槽下部には、槽容量以上の容積を有する防油堤及び油だまりを設けるものとする。 (4) 通気管は、屋外配管の先端に引火防止網付通気口を設け、地上高さについては、指定数量未満であれば消防法の条例によるものとし、不明又は指定数量以上の場合であれば4m以上とし、窓、出入口などの開口部から1m以上隔離する。 なお、指定数量未満で、指定数量の1／5以下の場合は、地上2m以上としてもよいものとする。 7. 主燃料槽 (1) 主燃料槽は、「危険物の規制に関する政令」及び同規則の定めるところにより施工する。 (2) 通気管は、屋外配管の先端に引火防止網付通気口を設け、地上4m以上の高さとし、窓、出入口などの開口部から1m以上隔離する。 8. 減圧水槽 架台はボルトを用いて、壁または床に固定する。 9. 冷 却 塔 (1) 冷却塔は、鉄筋コンクリート製または形鋼製架台上に自重、積雪、風圧、地震、その他の振動に対し安全に設置する。 なお、建物の屋上に設ける冷却塔は、建築基準法施行令第129条の2の4「冷却塔設備」に基づき据付けものとする。 (2) 冷却塔まわりの配管は、その重量が直接本体にかからないように支持するものとする。 3－2－2 発動発電設備調整 1. 設備の試験及び調整に先立ち、設備の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、設備の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施すること。 2. 設備の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 3－2－3 簡易型発動発電設備据付 簡易型発動発電設備の据付は、第4編3－2－1発動発電設備据付の規定による。 3－2－4 簡易型発動発電設備調整 簡易型発動発電設備の調整は、第4編3－2－2発動発電設備調整の規定による。 3－2－5 配 管 1. 一般事項 (1) 原動機本体と付属機器間を連結する燃料油、冷却水（ガスタービン及びブラジエタ方式は除く。）、始動空気などの各系統の配管は、接続終了後それぞれの圧力試験を行い、水漏れ、油漏れ、空気漏れなどのないよう施工する。	(3) 燃料小出槽下部には、槽容量以上の容積を有する防油堤及び油だまりを設けるものとする。 (4) 通気管は、屋外配管の先端に引火防止網付通気口を設け、地上高さについては、指定数量未満であれば消防法の条例によるものとし、不明又は指定数量以上の場合であれば4m以上とし、窓、出入口などの開口部から1m以上隔離する。 なお、指定数量未満で、指定数量の1／5以下の場合は、地上2m以上としてもよいものとする。 7. 主燃料槽 (1) 主燃料槽は、「危険物の規制に関する政令」及び同規則の定めるところにより施工する。 (2) 通気管は、屋外配管の先端に引火防止網付通気口を設け、地上4m以上の高さとし、窓、出入口などの開口部から1m以上隔離する。 8. 減圧水槽 架台はボルトを用いて、壁または床に固定する。 9. 冷 却 塔 (1) 冷却塔は、鉄筋コンクリート製または形鋼製架台上に自重、積雪、風圧、地震、その他の振動に対し安全に設置する。 なお、建物の屋上に設ける冷却塔は、建築基準法施行令第129条の2の4「冷却塔設備」に基づき据付けものとする。 (2) 冷却塔まわりの配管は、その重量が直接本体にかからないように支持するものとする。 3－2－2 発動発電設備調整 1. 設備の試験及び調整に先立ち、設備の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、設備の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施すること。 2. 設備の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 3－2－3 簡易型発動発電設備据付 簡易型発動発電設備の据付は、第4編3－2－1発動発電設備据付の規定による。 3－2－4 簡易型発動発電設備調整 簡易型発動発電設備の調整は、第4編3－2－2発動発電設備調整の規定による。 3－2－5 配 管 1. 一般事項 (1) 原動機本体と付属機器間を連結する燃料油、冷却水（ガスタービン及びブラジエタ方式は除く。）、始動空気管などの各系統の配管は、接続終了後それぞれの圧力試験を行い、水漏れ、油漏れ、空気漏れなどのないよう施工する。	・ 誤植の修正

現 行	改 定	適 用																														
表 4-3-1 圧力試験 <table border="1"> <thead> <tr> <th>配管種別</th><th>圧 力</th><th>最小保持時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料系統</td><td>最大使用圧力の1.5倍</td><td>30分</td></tr> <tr> <td>水系統</td><td>最大使用圧力の1.5倍 (最小は0.75MPa)</td><td>30分</td></tr> <tr> <td>蒸気系統</td><td>最大使用圧力の2倍 (最小は0.2MPa)</td><td>30分</td></tr> <tr> <td>空気系統</td><td>最大使用圧力の1.25倍</td><td>30分</td></tr> </tbody> </table> (2) 配管は、発電機及び原動機の運転に伴う振動、温度上昇、地震入力に対して耐え得るものとする。 (3) 防露被覆または保温被覆を行わない配管で、天井、床、壁などを貫通する見えがくれ部分には、管座金を取付けるものとする。 (4) ビット内配管は、以下によるものとする。 1) 配管支持金物は、排水に支障のないようにビット側壁または底に固定し、燃料油、冷却水（ガスタービン及びブラジエタ方式は除く。）、始動空気などの各管を、系統別に順序よく配列し取付けるものとする。 2) 管は、なるべく交さしないよう配管する。 3) ビット内より各機器に立上げる場合は、その要所に取外し可能なフランジ継手などを設けて、鉛直に立上げるものとする。 (5) 管は断面が変形しないよう管軸心に対して直角に切断し、その切口は平滑に仕上げるものとする。 (6) 耐油性ゴム及びファイバのバック金は、燃料油及び潤滑油に用いる銅管のフランジに接着剤と併用してもよいものとする。 (7) 配管の接続は、その配管に適したものとし、取外し必要がある場合には、フランジ継手、フレア継手などを使用する。 (8) 配管は、コーキング修理をしてはならない。 (9) 管の最大支持間隔は、表 4-3-2 によるものとする。 なお、曲り部分及び分岐箇所は、必要に応じて支持する。	配管種別	圧 力	最小保持時間	燃料系統	最大使用圧力の1.5倍	30分	水系統	最大使用圧力の1.5倍 (最小は0.75MPa)	30分	蒸気系統	最大使用圧力の2倍 (最小は0.2MPa)	30分	空気系統	最大使用圧力の1.25倍	30分	表 4-3-1 圧力試験 <table border="1"> <thead> <tr> <th>配管種別</th><th>圧 力</th><th>最小保持時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料系統</td><td>最大使用圧力の1.5倍</td><td>30分</td></tr> <tr> <td>水系統</td><td>最大使用圧力の1.5倍 (最小は0.75MPa)</td><td>30分</td></tr> <tr> <td>蒸気系統</td><td>最大使用圧力の2倍 (最小は0.2MPa)</td><td>30分</td></tr> <tr> <td>空気系統</td><td>最大使用圧力の1.25倍</td><td>30分</td></tr> </tbody> </table> (2) 配管は、発電機及び原動機の運転に伴う振動、温度上昇、地震入力振動に対して耐え得るものとする。 (3) 防露被覆または保温被覆を行わない配管で、天井、床、壁などを貫通する見えがくれ部分には、管座金を取付けるものとする。 (4) ビット内配管は、以下によるものとする。 1) 配管支持金物は、排水に支障のないようにビット側壁または底に固定し、燃料油、冷却水（ガスタービン及びブラジエタ方式は除く。）、始動空気などの各管を、系統別に順序よく配列し取付けるものとする。 2) 管は、なるべく交さしないよう配管する。 3) ビット内より各機器に立上げる場合は、その要所に取外し可能なフランジ継手などを設けて、鉛直に立上げるものとする。 (5) 管は断面が変形しないよう管軸心に対して直角に切断し、その切口は平滑に仕上げるものとする。 (6) 耐油性ゴム及びファイバのバック金は、燃料油及び潤滑油に用いる銅管のフランジに接着剤と併用してもよいものとする。 (7) 配管の接続は、その配管に適したものとし、取外し必要がある場合には、フランジ継手、フレア継手などを使用する。 (8) 配管は、コーキング修理をしてはならない。 (9) 管の最大支持間隔は、表 4-3-2 によるものとする。 なお、曲り部分及び分岐箇所は、必要に応じて支持する。	配管種別	圧 力	最小保持時間	燃料系統	最大使用圧力の1.5倍	30分	水系統	最大使用圧力の1.5倍 (最小は0.75MPa)	30分	蒸気系統	最大使用圧力の2倍 (最小は0.2MPa)	30分	空気系統	最大使用圧力の1.25倍	30分	・ 記載の見直し ・ 誤植の修正
配管種別	圧 力	最小保持時間																														
燃料系統	最大使用圧力の1.5倍	30分																														
水系統	最大使用圧力の1.5倍 (最小は0.75MPa)	30分																														
蒸気系統	最大使用圧力の2倍 (最小は0.2MPa)	30分																														
空気系統	最大使用圧力の1.25倍	30分																														
配管種別	圧 力	最小保持時間																														
燃料系統	最大使用圧力の1.5倍	30分																														
水系統	最大使用圧力の1.5倍 (最小は0.75MPa)	30分																														
蒸気系統	最大使用圧力の2倍 (最小は0.2MPa)	30分																														
空気系統	最大使用圧力の1.25倍	30分																														

現 行	改 定	適 用																
なお、先端は斜め切断または切込みを設けるものとする。 (2) 管の接合は、ビット内または露出部分で行い、原則として溶接接合とする。なお、やむを得ず埋設配管でねじ接合を行う場合は、継手部にコンクリート製点検ますを設ける。 (3) ねじ接合及びフランジ接合には、それぞれ耐油性塗付剤及び耐油性のパッキンを使用する。 (4) 配管用ビットまたはコンクリート床より、原動機及び屋内燃料小出槽等の機器への立上げまたは引下げ管は、各機器の操作保守に支障をきたすことのないように施工するものとする。 (5) 原動機及び燃料小出槽への接続には、金属製フレキシブルジョイントを使用するほか、以下によるものとする。 1) フレキシブルジョイントはステンレス製とし、フランジ部分は鋼製とする。 2) 消防法に適合したものとする。 3) 金属製フレキシブルジョイントの全長は、表4-3-4によるものとする。 表4-3-4 燃料油配管のフレキシブルジョイントの長さ <table><tr><th>呼び径 (A)</th><th>長さ [mm]</th></tr><tr><td>25未満</td><td>300以上</td></tr><tr><td>25以上 50未満</td><td>500以上</td></tr><tr><td>50以上 100未満</td><td>800以上</td></tr></table> (6) 地中埋設鋼管は、昭和49年自治省告示第99号「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」第3条に規定する塗覆装または第3条の2に規定するコーティングを行うほか、以下によるものとする。 1) コーティングは、厚さが管外面から1.5mm 以上、かつ、コーティングの材料が管外面に密着している方法とする。コーティング材料は、JIS G 3469「ポリエチレン被覆鋼管」附属書Ⅱ（規定）「ポリエチレン」とする。 2) 埋設深さは、一般敷地で0.3m以上、車両道路で0.75m以上、重車両通路では1.0m以上とする。ただし、寒冷地では、凍結深度を考慮する。 3) 地中埋設鋼管の分岐及び曲り部には、地中埋設標を設置する。また、埋設標示用アルミまたはビニルなどのテープを埋設する。 (7) 地中埋設配管の建物への引込部分は、可とう性をもたせ、地盤沈下等の変位に対応できるようにする。 (8) 燃料小出槽、主燃料槽に取付ける元バルブ及びドレンバルブは、所轄消防署の承認するものとする。	呼び径 (A)	長さ [mm]	25未満	300以上	25以上 50未満	500以上	50以上 100未満	800以上	なお、先端は斜め切断または切込みを設けるものとする。 (2) 管の接合は、ビット内または露出部分で行い、原則として溶接接合とする。なお、やむを得ず埋設配管でねじ接合を行う場合は、継手部にコンクリート製点検ますを設ける。 (3) ねじ接合及びフランジ接合には、それぞれ耐油性塗付剤及び耐油性のパッキンを使用する。 (4) 配管用ビットまたはコンクリート床より、原動機及び屋内燃料小出槽等の機器への立上げまたは引下げ管は、各機器の操作保守に支障をきたすことのないように施工するものとする。 (5) 原動機及び燃料小出槽への接続には、金属製フレキシブルジョイントを使用するほか、以下によるものとする。 1) フレキシブルジョイントはステンレス製とし、フランジ部分は鋼製とする。 2) 消防法に適合したものとする。 3) 金属製フレキシブルジョイントの全長は、表4-3-4によるものとする。 表4-3-4 燃料油配管のフレキシブルジョイントの長さ <table><tr><th>呼び径 (A)</th><th>長さ [mm]</th></tr><tr><td>25未満</td><td>300以上</td></tr><tr><td>25以上 50未満</td><td>500以上</td></tr><tr><td>50以上 100未満</td><td>800以上</td></tr></table> (6) 地中埋設鋼管は、「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」〔平成28年改正、総務省告示第146号〕第3条に規定する塗覆装または第3条の2に規定するコーティングを行うほか、以下によるものとする。 1) コーティングは、厚さが管外面から1.5mm 以上、かつ、コーティングの材料が管外面に密着している方法とする。コーティング材料は、JIS G 3469「ポリエチレン被覆鋼管」附属書A（規定）「被覆用ポリエチレン」とする。 2) 埋設深さは、一般敷地で0.3m以上、車両道路で0.75m以上、重車両通路では1.0m以上とする。ただし、寒冷地では、凍結深度を考慮する。 3) 地中埋設鋼管の分岐及び曲り部には、地中埋設標を設置する。また、埋設標示用アルミまたはビニルなどのテープを埋設する。 (7) 地中埋設配管の建物への引込部分は、可とう性をもたせ、地盤沈下等の変位に対応できるようにする。 (8) 燃料小出槽、主燃料槽に取付ける元バルブ及びドレンバルブは、所轄消防署の承認するものとする。	呼び径 (A)	長さ [mm]	25未満	300以上	25以上 50未満	500以上	50以上 100未満	800以上	・法令等の改正 ・JIS等改定の反映
呼び径 (A)	長さ [mm]																	
25未満	300以上																	
25以上 50未満	500以上																	
50以上 100未満	800以上																	
呼び径 (A)	長さ [mm]																	
25未満	300以上																	
25以上 50未満	500以上																	
50以上 100未満	800以上																	

現 行	改 定	適 用																
3. 冷却水系配管（ガスタービン及びラジエタ方式は除く。） （1）主配管には、設計図書に示す箇所にフランジ継手を挿入し、取外しを容易にする。 なお、呼び径25A以下の見えがかり配管には、コニカル形ユニオンを使用することができる。 （2）配管中に空気だまりが生ずる部分には、空気抜き弁を設ける。 （3）冷却水槽の吸込管は、その端末にストレーナ及びフート弁を設け、配管ピットを経由して、機関冷却水ポンプ入口若しくは電動機冷却水ポンプ入口に接続する。 なお、管の水槽内引下げ深度は、底から0.2m程度とする。 （4）冷却水槽の還水管は、機関出口より水槽まで配管し、水が水槽内に放散できるようにする。 （5）配管の途中に、流水を検知する装置を設けるものとする。 （6）ホジャケット及び冷却水管の最下部には、ドレンコックを設けるものとする。 （7）ディーゼル機関、減圧水槽及び冷却塔への接続には、可とう性をもたせる継手を使用するは可とう性をもたせるものとする。 1）金属製フレキシブルジョイントはステンレス製とし、フランジ部分は鋼製とする。 また、フレキシブルジョイントの長さは、表4－3－5によるものとする。 表 4－3－5 冷却水配管の可とう管継手の長さ <table><tr><th>呼び径（A）</th><th>長さ〔mm〕</th></tr><tr><td>25未満</td><td>300以上</td></tr><tr><td>32以上 50以下</td><td>500以上</td></tr><tr><td>65以上 150未満</td><td>750以上</td></tr></table> 2）金属製以外のフレキシブルジョイントは鋼製フランジ付きで、補強材を挿入した合成ゴム製とし、表4－3－5に相当する軸直角変位量を有するもので、耐候性、耐熱性及び耐圧強度を満足すること。 （8）配管及び継ぎ手バルブ類は、ウォーターハンマーなどの障害を考慮し、十分に耐える強度を持つものとする。 （9）冷却水出口管には、サイホンブレーカを取付けるものとする。 4. 始動空気系配管 （1）圧力鋼管または鋼管の接続は、空気漏れのないものとする。 （2）ディーゼル機関への接続には、可とう管継手を使用する。ただし、鋼管は可とう管継手に変えて、リング状にして可とう性をもたせてもよいものとする。	呼び径（A）	長さ〔mm〕	25未満	300以上	32以上 50以下	500以上	65以上 150未満	750以上	3. 冷却水系配管（ガスタービン及びラジエタ方式は除く。） （1）主配管には、設計図書に示す箇所にフランジ継手を挿入し、取外しを容易にする。 なお、呼び径25A以下の見えがかり配管には、コニカル形ユニオンを使用することができる。 （2）配管中に空気だまりが生ずる部分には、空気抜き弁を設ける。 （3）冷却水槽の吸込管は、その端末にストレーナ及びフート弁を設け、配管ピットを経由して、機関冷却水ポンプ入口若しくは電動機冷却水ポンプ入口に接続する。 なお、管の水槽内引下げ深度は、底から0.2m程度とする。 （4）冷却水槽の還水管は、機関出口より水槽まで配管し、水が水槽内に放散できるようにする。 （5）配管の途中に、流水を検知する装置を設けるものとする。 （6）ホジャケット及び冷却水管の最下部には、ドレンコックを設けるものとする。 （7）ディーゼル機関、減圧水槽及び冷却塔への接続には、可とう性をもたせる継手を使用する他、以下によるものとする。 1）金属製フレキシブルジョイントはステンレス製とし、フランジ部分は鋼製とする。 また、フレキシブルジョイントの長さは、表4－3－5によるものとする。 表 4－3－5 冷却水配管の可とう管継手の長さ <table><tr><th>呼び径（A）</th><th>長さ〔mm〕</th></tr><tr><td>25未満</td><td>300以上</td></tr><tr><td>32以上 50以下</td><td>500以上</td></tr><tr><td>65以上 150未満</td><td>750以上</td></tr></table> 2）金属製以外のフレキシブルジョイントは鋼製フランジ付きで、補強材を挿入した合成ゴム製とし、表4－3－5に相当する軸直角変位量を有するもので、耐候性、耐熱性及び耐圧強度を満足すること。 （8）配管及び継ぎ手バルブ類は、ウォーターハンマーなどの障害を考慮し、十分に耐える強度を持つものとする。 （9）冷却水出口管には、サイホンブレーカを取付けるものとする。 4. 始動空気系配管 （1）圧力鋼管または鋼管の接続は、空気漏れのないものとする。 （2）ディーゼル機関への接続には、可とう管継手を使用する。ただし、鋼管は可とう管継手に変えて、リング状にして可とう性をもたせてもよいものとする。	呼び径（A）	長さ〔mm〕	25未満	300以上	32以上 50以下	500以上	65以上 150未満	750以上	
呼び径（A）	長さ〔mm〕																	
25未満	300以上																	
32以上 50以下	500以上																	
65以上 150未満	750以上																	
呼び径（A）	長さ〔mm〕																	
25未満	300以上																	
32以上 50以下	500以上																	
65以上 150未満	750以上																	

現 行	改 定	適 用
5. 排気系配管 (1) 排気管や排気ダクトは、原動機出口に排気可とう管など、可とう性をもたせて接続し、消音器などを介して排気する。 なお、天井配管とする。 (2) 原動機の排気管、排気ダクト及び消音器の支持金物は、振動の伝播を防止し、地震に十分耐え得る防振吊り金物、防振支持金物とする。 また、床置き消音器の場合は、床面に固定する。 なお、地震時に過大な変位が生じないように、ストッパなどを設けるものとする。 (3) 運転時の熱膨脹などを考慮して配管を行い、ストッパと消音器及び排気管との間隔は、できるだけ小さくする。また、伸縮管を必要箇所へ適正に配置する。 (4) 屋内部分の排気管は、以下により断熱する。 1) 断熱材は、ロックウールを使用し、厚さは75mm以上とする。 2) 断熱材は鉄線で固定し、溶融亜鉛めっき鋼板または塗装亜鉛めっき鋼板で巻き仕上げる。 3) 伸縮継手部分及びフランジ部分は、ロックウールにより周囲を覆い鉄線で縫い合わせる、溶融亜鉛めっき鋼板又は塗装溶融亜鉛めっき鋼板で巻き仕上げるものとする。 (5) 消音器は、(4)またはこれと同等以上の方法で、断熱処理を行うものとする。 (6) 造営材を貫通または造営材に近接する配管は断熱を行い、火災防止に万全を期するものとする。 (7) ドレン管の接続口を有する消音器には、ドレンコックを取付け、必要に応じてドレン配管を行うものとする。 6. 換気ダクト (1) 風量調整を必要とする場合は、調整ダンパで調整する。 (2) 給気ファン、換気ファンなどをダクトに接続する場合、原則として可とう性をもたせて接続する。 3-2-6 配 線 配線は、原動機から発生する熱の影響を受けないよう、高温部から5cm以上離隔する。 ただし、水温検出スイッチなど5cm以上離隔することが困難な場合は、耐熱ビニル電線または同等以上の耐熱性のある電線をを用いるものとする。 第3節 無停電電源設備設置工 3-3-1 無停電電源装置据付 無停電電源装置の据付について以下に示す他は、第3編 第4章 4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 1. 要領の据付 整流器盤、逆変換器盤、蓄電池盤の据付けは、第4編 2-2-3 屋内（屋外）キ	5. 排気系配管 (1) 排気管や排気ダクトは、原動機出口に排気可とう管など、可とう性をもたせて接続し、消音器などを介して排気する。 なお、天井配管とする。 (2) 原動機の排気管、排気ダクト及び消音器の支持金物は、振動の伝播を防止し、地震に十分耐え得る防振吊り金物、防振支持金物とする。 また、床置き消音器の場合は、床面に固定する。 なお、地震時に過大な変位が生じないように、ストッパなどを設けるものとする。 (3) 運転時の熱膨脹などを考慮して配管を行い、ストッパと消音器及び排気管との間隔は、できるだけ小さくする。また、伸縮管を必要箇所へ適正に配置する。 (4) 屋内部分の排気管は、以下により断熱する。 1) 断熱材は、ロックウールを使用し、厚さは75mm以上とする。 2) 断熱材は鉄線で固定し、溶融亜鉛めっき鋼板または塗装亜鉛めっき鋼板で巻き仕上げるものとする。 3) 伸縮継手部分及びフランジ部分は、ロックウールにより周囲を覆い鉄線で縫い合わせる、溶融亜鉛めっき鋼板又は塗装溶融亜鉛めっき鋼板で巻き仕上げるものとする。 (5) 消音器は、(4)またはこれと同等以上の方法で、断熱処理を行うものとする。 (6) 造営材を貫通する。または造営材に近接する配管は断熱を行い、火災防止に万全を期するものとする。 (7) ドレン管の接続口を有する消音器には、ドレンコックを取付け、必要に応じてドレン配管を行うものとする。 6. 換気ダクト (1) 風量調整を必要とする場合は、調整ダンパで調整する。 (2) 給気ファン、換気ファンなどをダクトに接続する場合、原則として可とう性をもたせて接続する。 3-2-6 配 線 配線は、原動機から発生する熱の影響を受けないよう、高温部から5cm以上離隔する。 ただし、水温検出スイッチなど5cm以上離隔することが困難な場合は、耐熱ビニル電線または同等以上の耐熱性のある電線をを用いるものとする。 第3節 無停電電源設備設置工 3-3-1 無停電電源装置据付 無停電電源装置の据付について以下に示す他は、第3編 4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 1. 要領の据付 整流器盤、逆変換器盤、蓄電池盤の据付けは、第4編 2-2-3 屋内（屋外）キ	・記載の見直し ・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
ービタル型設置の規定による。 2. 制御回路の機器端子への接続は、製造者標準のコネクタを用いてよいものとする。 3. 制御部の接地で、特に盤外箱の接地と絶縁する必要がある場合は、それぞれの接地を行うものとする。 3-3-2 無停電電源装置調整 無停電電源装置の調整は、第4編3-2-2発動発電設備調整の規定による。 3-3-3 小容量無停電電源装置据付 小容量無停電電源装置の据付は、設計図書による。 3-3-4 蓄電池据付 蓄電池の据付は、第4編2-2-3屋内（屋外）キュービタル型設置の規定の規定によるほか、以下によるものとする。 (1) 蓄電池架台は部材の水平、垂直を確実に調整し、ボルトなどで締付けを行い、基礎ボルトにより床面に堅固に固定する。 (2) 蓄電池架台には、耐酸または耐アルカリ塗装を施すものとする。 ただし、シール型鉛蓄電池及びシール型ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池の場合はこの限りでない。 (3) 蓄電池相互間及び蓄電池と蓄電池架台（転倒防止枠を含む）との間には、緩衝材を設けるものとする。但し、蓄電池底部は除外する。 (4) 蓄電池相互の接続及び蓄電池と直流電源装置との接続ケーブルの、蓄電池端子への接続は、弛緩のないように固定する。 (5) 注意標識等の設置は、条例に従って設けるものとする。 第4節 直流電源設備設置工 3-4-1 直流電源装置据付 整流器盤、蓄電池盤（蓄電池架台を含む）の据付は、第3編第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 3-4-2 直流電源装置調整 直流電源装置の調整は、第4編3-2-2発動発電設備調整の規定による。 3-4-3 蓄電池据付 蓄電池の据付は、第4編3-3-4蓄電池据付の規定による。 第5節 停電対策用電源設備工 3-5-1 停電対策用電源装置据付 1. CCTV装置及び情報表示装置等の停電対策用電源として使用するもので、配置は設計図書によらなければならない。 2. 停電対策用電源装置の据付は、第4編2-2-3屋内（屋外）キュービタル型設置の規定による。	ービタル型設置の規定による。 2. 制御回路の機器端子への接続は、製造者標準のコネクタを用いてよいものとする。 3. 制御部の接地で、特に盤外箱の接地と絶縁する必要がある場合は、それぞれの接地を行うものとする。 3-3-2 無停電電源装置調整 無停電電源装置の調整は、第4編3-2-2発動発電設備調整の規定による。 3-3-3 小容量無停電電源装置据付 小容量無停電電源装置の据付は、設計図書による。 3-3-4 蓄電池据付 蓄電池の据付は、第4編2-2-3屋内（屋外）キュービタル型設置の規定の規定によるほか、以下によるものとする。 (1) 蓄電池架台は部材の水平、垂直を確実に調整し、ボルトなどで締付けを行い、基礎ボルトなどにより床面に堅固に固定する。 (2) 蓄電池架台には、耐酸または耐アルカリ塗装を施すものとする。 ただし、シール型鉛蓄電池及びシール型ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池の場合はこの限りでない。 (3) 蓄電池相互間及び蓄電池と蓄電池架台（転倒防止枠を含む）との間には、緩衝材を設けるものとする。但し、蓄電池底部は除外する。 (4) 蓄電池相互の接続及び蓄電池と直流電源装置との接続ケーブルの、蓄電池端子への接続は、弛緩のないように固定する。 (5) 注意標識等の設置は、条例に従って設けるものとする。 第4節 直流電源設備設置工 3-4-1 直流電源装置据付 整流器盤、蓄電池盤（蓄電池架台を含む）の据付は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 3-4-2 直流電源装置調整 直流電源装置の調整は、第4編3-2-2発動発電設備調整の規定による。 3-4-3 蓄電池据付 蓄電池の据付は、第4編3-3-4蓄電池据付の規定による。 第5節 停電対策用電源設備設置工 3-5-1 停電対策用電源装置据付 1. CCTV装置及び情報表示装置等の停電対策用電源として使用するもので、配置は設計図書によらなければならない。 2. 停電対策用電源装置の据付は、第4編2-2-3屋内（屋外）キュービタル型設置の規定による。	・誤字の修正 ・引用元表示の統一 ・節名称の統一

現 行	改 定	適 用
3-5-2 停電対策用電源装置調整 停電対策用電源装置の調整は、第4編3-2-2発動発電設備調整の規定による。 3-5-3 蓄電池据付 蓄電池の据付は、第4編3-3-4蓄電池据付の規定による。 第6節 管理用水力発電設備設置工 3-6-1 管理用水力発電設備据付 管理用水力発電設備の据付について以下に示す他は、第3編第4編4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 - 据付許容誤差は、水車発電機軸振れが 3/100mm以内とする。 - 水車工事中は、建物の壁を損傷しないよう慎重に施工すること。 - ボルト類の締付には「白ペイント」を塗布して締付、事後の分解・組立が容易となるように施工すること。 - 心出し及び水平測定用の計器類は正確なものを使用し、入念に心出しを行うものとする。 - 吸出管・ケーシング・発電ベッド等は、全てセンタリング後にコンクリートを打設し、打設後は必ず再センタリングを行うものとする。 - 機器の寸法は図面のみにならず、必ず現品について実測すること。 - センタリング及びレベルリングを終了した機器のその後の諸作業は、所定の基礎ボルト・ターンバックル・支持金物等により、堅固に固定した後に行うものとする。 - 吸出管の接続は、ケーシング固定後に行うものとする。 - 軸電流の防止、漏水の防止に特に注意を払うものとする。 - 主軸の振れ調整は台床下のライナ等で行うものとする。また、台床と機器間には分解細密点検時等において主軸の振れ調整が行えるようライナを取付けるものとする。 - 分解細密点検時には、水車発電機、各種弁、サーボモータ等を現場又は工場にて分解点検するとともに部品手入れを行い、機能の正常なことを確認した後に取付けるものとする。 - 水車吸水管及びケーシング、その他コンタリートに埋設させるものは、コンタリート密着に支障のないように、油脂類を完全に除去しておくものとする。 - アンカーボルトの据付は、コンタリート打設後、所定の強度に達したのち施工すること。 3-6-2 管理用水力発電設備調整 管理用水力発電設備の総合調整は、第4編3-2-2発動発電設備調整の規定による。 3-6-3 配 管 1. 管類は使用に先立ち内外を清掃し、特に内面は錆、塵埃または異物の付着や残留のないように、パイプクリーナーならびにワイヤブラシで入念に清掃し、油管には防錆剤添加タービン油を内面に塗布し組立てるものとする。	3-5-2 停電対策用電源装置調整 停電対策用電源装置の調整は、第4編3-2-2発動発電設備調整の規定による。 3-5-3 蓄電池据付 蓄電池の据付は、第4編3-3-4蓄電池据付の規定による。 第6節 管理用水力発電設備設置工 3-6-1 管理用水力発電設備据付 管理用水力発電設備の据付について以下に示す他は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 - 据付許容誤差は、水車発電機軸振れが 3/100mm以内とする。 - 水車工事中は、建物の壁を損傷しないよう慎重に施工すること。 - ボルト類の締付には「白ペイント」を塗布して締付、事後の分解・組立が容易となるように施工すること。 - 心出し及び水平測定用の計器類は正確なものを使用し、入念に心出しを行うものとする。 - 吸出管・ケーシング・発電ベッド等は、全てセンタリング後にコンクリートを打設し、打設後は必ず再センタリングを行うものとする。 - 機器の寸法は図面のみにならず、必ず現品について実測すること。 - センタリング及びレベルリングを終了した機器のその後の諸作業は、所定の基礎ボルト・ターンバックル・支持金物等により、堅固に固定した後に行うものとする。 - 吸出管の接続は、ケーシング固定後に行うものとする。 - 軸電流の防止、漏水の防止に特に注意を払うものとする。 - 主軸の振れ調整は台床下のライナ等で行うものとする。また、台床と機器間には分解細密点検時等において主軸の振れ調整が行えるようライナを取付けるものとする。 - 分解細密点検時には、水車発電機、各種弁、サーボモータ等を現場又は工場にて分解点検するとともに部品手入れを行い、機能の正常なことを確認した後に取付けるものとする。 - 水車吸水管及びケーシング、その他コンタリートに埋設させるものは、コンタリート密着に支障のないように、油脂類を完全に除去しておくものとする。 - アンカーボルトの据付は、コンタリート打設後、所定の強度に達したのち施工すること。 3-6-2 管理用水力発電設備調整 管理用水力発電設備の総合調整は、第4編3-2-2発動発電設備調整の規定による。 3-6-3 配 管 1. 管類は使用に先立ち内外を清掃し、特に内面は錆、塵埃または異物の付着や残留のないように、パイプクリーナーならびにワイヤブラシで入念に清掃し、油管には防錆剤添加タービン油を内面に塗布し組立てるものとする。	・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
2. 65A以上の管は片側フランジ付で、原則として工場で加工するものとし、その他の管は現場で加工してもよい。この場合、機械的強度を減ずることのないように、入念に施工すること。 3. 圧内管は、途中でフランジ継手以外を使用しないものとする。 ただし、外径20mm以下の配管については、くい込み式継手を使用することができる。 4. 配管の固定は、振動及び折れがないよう堅固に行うものとする。 5. 漏油、漏水の防止を完全にし、必要箇所に適正な防滴及び保温、保冷の設備を施工する。 6. 油管の系統は内部を十分に酸洗いし、フラッシングを行うものとする。 7. 工事完了後に塗装を施し、系統別の名称を記入するものとする。 第7節 新エネルギー電源設備設置工 3-7-1 太陽光発電設備据付 太陽光発電設備の据付について以下に示す他は、第3編 第4章 4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 1. 太陽電池モジュールの架台は、風圧荷重を考慮し堅固に固定する。 2. 取引盤、整流器盤、逆変換盤などの据付は、第4編 2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。 3. 出力端子への取付けは、圧着端子を用いたねじ止め方式とし、出力端子保護カバーを取付けるものとする。 なお、太陽電池モジュール間の渡り配線は地上作業とし、出力リード線の隙間には、シリコン樹脂などを用いて防水処理を行うものとする。 4. 太陽電池フレームの加工を屋根などで行う場合は、フレームなどを傷つけたり、防水性能を劣化させないよう養生する。 5. 取付架台は、溶融亜鉛めっきした鉄部材またはステンレス部材を使用し、風圧荷重及び積雪量に応じた高さに取付け、傾斜角度は設計図書によらなければならない。 6. 太陽電池の取付け作業、結線作業を行う場合は、日が当たった状態での結線作業は行わないものとし、太陽電池表面に暗幕を掛けるなどの処置を行うものとする。 7. 太陽電池の取付完了後、フロントカバー面の汚れを清掃する。 3-7-2 太陽光発電設備調整 設備ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 3-7-3 風力発電設備据付 風力発電設備の据付について以下に示す他は、第3編 第4章 4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 1. 設備の据付けは、風圧荷重を十分考慮して施工するものとし、自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造でなければならない。 2. 設備の据付けは、使用状態において、長期にわたり十分な耐候性を有するものとする。	2. 65A以上の管は片側フランジ付で、原則として工場で加工するものとし、その他の管は現場で加工してもよい。この場合、機械的強度を減ずることのないように、入念に施工すること。 3. 圧内管は、途中でフランジ継手以外を使用しないものとする。 ただし、外径20mm以下の配管については、くい込み式継手を使用することができる。 4. 配管の固定は、振動及び折れがないよう堅固に行うものとする。 5. 漏油、漏水の防止を完全にし、必要箇所に適正な防滴及び保温、保冷の設備を施工する。 6. 油管の系統は内部を十分に酸洗いし、フラッシングを行うものとする。 7. 工事完了後に塗装を施し、系統別の名称を記入するものとする。 第7節 新エネルギー電源設備設置工 3-7-1 太陽光発電設備据付 太陽光発電設備の据付について以下に示す他は、第3編 4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 1. 太陽電池モジュールの架台は、風圧などの荷重を考慮し堅固に固定する。 2. 取引盤、整流器盤、逆変換盤などの据付は、第4編 2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。 3. 出力端子への取付けは、圧着端子を用いたねじ止め方式とし、出力端子保護カバーを取付けるものとする。 なお、太陽電池モジュール間の渡り配線は地上作業とし、出力リード線の隙間には、シリコン樹脂などを用いて防水処理を行うものとする。 4. 太陽電池フレームの加工を屋根などで行う場合は、フレームなどを傷つけたり、防水性能を劣化させないよう養生する。 5. 取付架台は、溶融亜鉛めっきした鉄部材またはステンレス部材を使用し、風圧荷重及び積雪量に応じた高さに取付け、傾斜角度は設計図書によらなければならない。 6. 太陽電池の取付け作業、結線作業を行う場合は、日が当たった状態での結線作業は行わないものとし、太陽電池表面に暗幕を掛けるなどの処置を行うものとする。 7. 太陽電池の取付完了後、フロントカバー面の汚れを清掃する。 3-7-2 太陽光発電設備調整 設備ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 3-7-3 風力発電設備据付 風力発電設備の据付について以下に示す他は、第3編 4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 1. 設備の据付けは、風圧荷重を十分考慮して施工するものとし、自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐え得る構造でなければならない。 2. 設備の据付けは、使用状態において、長期にわたり十分な耐候性を有するものとする。	・引用元表示の統一 ・誤植の修正 ・記載の見直し

現 行	改 定	適 用
る。 3. 建物屋上に据付けける場合は、防振措置を施すものとする。 4. 制御盤などの取付けは、第4編2-5-1監視制御装置据付の規定による。 5. 配管、配線及び接地などは、第3編第4章共通設備工の規定による。 6. 基礎は設計図書に従って施工するものとするが、埋戻しは締固めを行い沈下、傾斜などを起こさないように施工するものとする。 7. 掘削は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないように注意して施工するものとする。 3-7-4 風力発電設備調整 設備の設置及び配線完了後、設備ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 3-7-5 燃料電池発電設備据付 燃料電池発電設備の据付について以下に示す他は、第3編第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 1. コンクリート基礎上に水平、中心線等関係位置を正しく出し、パッケージを据付けけるものとする。 2. 燃料電池発電設備の内部に水分、塵埃及び切粉等の有害物が侵入しないように組立てるものとし、さらに防鼠処置を施すものとする。 3. 保温及び窒素バージ管理されている部位においては、製造者の標準によるものとする。 4. 電池及び燃料改質装置は、十分な取付可能なスペースを確保するものとする。 5. 配管、配線及び接地などは、第3編第4章共通設備工の規定によるものとする。 3-7-6 燃料電池発電設備調整 設備の設置及び配線完了後、設備ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 3-7-7 マイクロ水力発電設備据付 1. 設備の配置は、以下に示す他は、設計図書によらなければならない。 2. 水車及び発電機の設置は、自然環境条件との調和を図ることで土木構造物工事が最小限となるよう配慮し施工するものとする。 3. 増水時には設備が流失しないように堅固に取付けけるものとし、さらに損壊を防ぐため防護カバー等による対策を講じるものとする。 4. 配電盤などの取付けは、第4編2-5-1監視制御装置据付の規定による。 5. 発電機から配電盤間の送電ケーブルは、がい装を有する水底ケーブルにより施工することを原則とする。 6. 前項5以外の配管、配線及び接地などは、第3編第4章共通設備工の規定による。	る。 3. 建物屋上に据付けける場合は、防振措置を施すものとする。 4. 制御盤などの取付けは、第4編2-5-1監視制御装置据付の規定による。 5. 配管、配線及び接地などは、第3編第4章共通設備工の規定による。 6. 基礎は設計図書に従って施工するものとするが、埋戻しは締固めを行い沈下、傾斜などを起こさないように施工するものとする。 7. 掘削は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないように注意して施工するものとする。 3-7-4 風力発電設備調整 設備の設置及び配線完了後、設備ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 3-7-5 燃料電池発電設備据付 燃料電池発電設備の据付について以下に示す他は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 1. コンクリート基礎上に水平、中心線等関係位置を正しく出し、パッケージを据付けけるものとする。 2. 燃料電池発電設備の内部に水分、塵埃及び切粉等の有害物が侵入しないように組立てるものとし、さらに防鼠処置を施すものとする。 3. 保温及び窒素バージ管理されている部位においては、製造者の標準によるものとする。 4. 電池及び燃料改質装置は、十分な取付可能なスペースを確保するものとする。 5. 配管、配線及び接地などは、第3編第4章共通設備工の規定によるものとする。 3-7-6 燃料電池発電設備調整 設備の設置及び配線完了後、設備ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 3-7-7 マイクロ水力発電設備据付 1. 設備の配置は、以下に示す他は、設計図書によらなければならない。 2. 水車及び発電機の設置は、自然環境条件との調和を図ることで土木構造物工事が最小限となるよう配慮し施工するものとする。 3. 増水時には設備が流失しないように堅固に取付けけるものとし、さらに損壊を防ぐため防護カバー等による対策を講じるものとする。 4. 配電盤などの取付けは、第4編2-5-1監視制御装置据付の規定による。 5. 発電機から配電盤間の送電ケーブルは、がい装を有する水底ケーブルにより施工することを原則とする。 6. 前項5以外の配管、配線及び接地などは、第3編第4章共通設備工の規定による。	・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
第5章 地下駐車場電気設備 第1節 適 用 1. 本章は、地下駐車場電気設備工事における高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工、発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工、電灯設備設置工、動力設備設置工、電話設備設置工、放送設備設置工、ラジオ再放送設備設置工、無線通信補助設備工、インターホン設備設置工、テレビ共聴設備設置工、身体障害者警報設備設置工、自動火災報知設備設置工、CCTV装置設置工、中央監視設備設置工、駐車場管制設備設置工、遠方監視設備設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. 高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工は、第4編第2章第3節高圧受変電設備設置工、第4節低圧受変電設備設置工の規定による。 3. 発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工は、第4編第3章第2節発電設備設置工、第3節無停電電源設備設置工、第4節直流電源設備設置工の規定による。 4. 電話設備設置工は、第5編第8章第2節自動電話交換装置設置工の規定による。 5. ラジオ再放送設備設置工は、第5編第15章第2節ラジオ再放送装置設置工の規定による。 6. 無線通信補助設備設置工は、第5編第16章第2節トンネル無線補助設備設置工の規定による。 7. CCTV装置設置工は、第6編第7章第2節CCTV監視制御装置設置工及び第3節CCTV装置設置工の規定による。 8. 中央監視設備設置工、遠方監視設備設置工は、第4編第2章第5節受変電用監視制御設備設置工の規定による。 9. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 電灯設備設置工 5-2-1 照明器具取付 照明器具取付は、第4編9-5-1 照明灯器具取付1項の規定による。 5-2-2 コンセント取付 コンセント取付は、第4編9-5-1 照明灯器具取付2項の規定による。 5-2-3 非常用照明取付 非常用照明取付は、第4編9-5-1 照明灯器具取付3項の規定による。	第5章 地下駐車場電気設備 第1節 適 用 1. 本章は、地下駐車場電気設備工事における高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工、発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工、電灯設備設置工、動力設備設置工、電話設備設置工、放送設備設置工、ラジオ再放送設備設置工、無線通信補助設備工、インターホン設備設置工、テレビ共聴設備設置工、身体障害者警報設備設置工、自動火災報知設備設置工、CCTV装置設置工、中央監視設備設置工、駐車場管制設備設置工、遠方監視設備設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. 高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工は、第4編第2章第3節高圧受変電設備設置工、第4節低圧受変電設備設置工の規定による。 3. 発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工は、第4編第3章第2節発電設備設置工、第3節無停電電源設備設置工、第4節直流電源設備設置工の規定による。 4. 電話設備設置工は、第5編第8章第2節自動電話交換装置設置工の規定による。 5. ラジオ再放送設備設置工は、第5編第15章第2節ラジオ再放送装置設置工の規定による。 6. 無線通信補助設備設置工は、第5編第16章第2節トンネル無線補助設備設置工の規定による。 7. CCTV装置設置工は、第6編第7章第2節CCTV監視制御装置設置工及び第3節CCTV装置設置工の規定による。 8. 中央監視設備設置工、遠方監視設備設置工は、第4編第2章第5節受変電用監視制御設備設置工の規定による。 9. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 電灯設備設置工 5-2-1 照明器具取付 照明器具取付は、第4編9-5-1 照明灯器具取付 (屋内) 1項の規定による。 5-2-2 コンセント取付 コンセント取付は、第4編9-5-1 照明灯器具取付 (屋内) 2項の規定による。 5-2-3 非常用照明取付 非常用照明取付は、第4編9-5-1 照明灯器具取付 (屋内) 3項の規定による。	・条名称の修正 ・条名称の修正 ・条名称の修正

現 行	改 定	適 用
第3節 動力設備設置工 5-3-1 動力設備取付 1. 装置等の配置は、設計図書によるしなければならない。 2. 電動機への配線接続箇所には、原則として金属製可とう電線管を使用する。 3. 制御盤、開閉器箱等は操作、点検に支障のない場所に設置する。 4. 電動機の絶縁種別がB種、F種又はH種である場合は、電動機端子箱内の絶縁処理に用いる絶縁テープは、電動機の最高許容温度以上の耐熱性を有するものを使用する。 5. 電線が金属部分を貫通する場合は、電線の被覆を損傷しないように、適切な保護対策を行うものとする。 6. 進相コンデンサを盤外に取付ける場合は、電動機用開閉器又は制御盤より負荷側に接続し、コンデンサに至る回路には、開閉器又は配線用遮断器等を設けてはならない。 7. 自立型の盤などは頂部を固定すること。 8. 三相交流の相は、第1相、第2相、第3相の順に相回転するように接続する。 第4節 放送設備設置工 5-4-1 放送装置 放送装置の据付について以下に示す他は、「第3編 第4章 4-3-3 各種設備等の据付」によるものとする。 1. 装置をフリーアクセス床上に据付ける場合は、以下のいずれかにによるものとする。 (1) 地震時に、フリーアクセス床の床面が浮き上がり又は落下しないように補強し、装置は床板を付さんで直接補助材又はコンクリート床に固定すること。 (2) 装置部分のフリーアクセス床を切り取り、コンクリート床に鋼製の専用架台を設置し、ボルトなどで装置を固定する。 2. 装置を卓上に設置する場合は、置台が移動又は転倒などすることを防止するために、ストップなどで固定するとともに、装置が置台から落下することのないように、金具やバンドで固定する。 5-4-2 スピーカ 1. 同一構内に同一放送系統のスピーカが複数個取付けられる場合は、スピーカ相互の極性を考慮し、相互干渉、反響等を起こさないようスピーカの位置、向き等を十分考慮する。 2. スピーカの取付け位置、間隔、角度等を調整し明瞭度に注意する。また、分散配置とする場合には、マイクロホンの位置とサービスエリアが重なり、ハウリングが起こりやすいので留意して調整すること。 5-4-3 配 線 アンプの入出力配線施工には雑音、発振、混信等を防ぐため、以下の事項に留意する。 (1) 他の線路、特に強電流電線等レベルの異なる配線とは、十分な離隔を取るようにし、また、高周波を発生する機器がある場合は、接近させないように留意する。	第3節 動力設備設置工 5-3-1 動力設備取付 1. 装置等の配置は、設計図書によるなければならない。 2. 電動機への配線接続箇所には、原則として金属製可とう電線管を使用する。 3. 制御盤、開閉器箱等は操作、点検に支障のない場所に設置する。 4. 電動機の絶縁種別がB種、F種又はH種である場合は、電動機端子箱内の絶縁処理に用いる絶縁テープは、電動機の最高許容温度以上の耐熱性を有するものを使用する。 5. 電線が金属部分を貫通する場合は、電線の被覆を損傷しないように、適切な保護対策を行うものとする。 6. 進相コンデンサを盤外に取付ける場合は、電動機用開閉器又は制御盤より負荷側に接続し、コンデンサに至る回路には、開閉器又は配線用遮断器等を設けてはならない。 7. 自立型の盤などは頂部を固定すること。 8. 三相交流の相は、第1相、第2相、第3相の順に相回転するように接続する。 第4節 放送設備設置工 5-4-1 放送装置 放送装置の据付について以下に示す他は、第3編 4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 1. 装置をフリーアクセス床上に据付ける場合は、装置部分のフリーアクセス床を切り取り、コンクリート床に鋼製の専用架台を設置し、ボルトなどで装置を固定する。 2. 装置を卓上に設置する場合は、置台が移動又は転倒などすることを防止するために、ストップなどで固定するとともに、装置が置台から落下することのないように、金具やバンドで固定する。 5-4-2 スピーカ 1. 同一構内に同一放送系統のスピーカが複数個取付けられる場合は、スピーカ相互の極性を考慮し、相互干渉、反響等を起こさないようスピーカの位置、向き等を十分考慮する。 2. スピーカの取付け位置、間隔、角度等を調整し明瞭度に注意する。また、分散配置とする場合には、マイクロホンの位置とサービスエリアが重なり、ハウリングが起こりやすいので留意して調整すること。 5-4-3 配 線 アンプの入出力配線施工には雑音、発振、混信等を防ぐため、以下の事項に留意する。 (1) 他の線路、特に強電流電線等レベルの異なる配線とは、十分な離隔を取るようにし、また、高周波を発生する機器がある場合は、接近させないように留意する。	・引用元表示の統一 ・記載内容の見直し

現 行	改 定	適 用
(2) 配線の劣化しやすい場所をさけ、できる限り最短距離で配線し、混合通線をさけるものとする。 第5節 インターホン設備設置工 5-5-1 インターホン設備設置 1. 装置等の配置は、設計図書によらなければならない。 2. 身体障害者用のインターホン等は周囲の状況を考慮して、利用しやすい位置、高さを選定する。 3. 屋外に設置する場合は、防滴構造のものを使用する。 第6節 テレビ共聴設備設置工 5-6-1 テレビ共聴設備設置 テレビ共聴設備設置の据付について以下に示す他は、第3編 第4章 4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 1. アンテナマストへの取付けは、取付けボルトを強固に締付け、強風に対しても安全性、安定性に十分注意すること。 2. 衛星放送受信用アンテナの角度調整は、アンテナ設置地区の方位角、仰角を求めて粗調整を行ったのち、衛星からの電波を受信し、正確に調整を行うものとする。 3. アンテナ高さ、方向等を調整しながら、その地区の放送周波数帯の最適感度及び最良の受信画質が得られる位置を確認するものとする。また、壁面端子出力における信号レベルは、57dBμV以上とするものとする。 4. 放送波送信点を把握し、最適な受信状態を保持できるよう設置する。 5. 機器収容箱内のケーブルには、表示札を取付け用途、行き先表示をすること。 第7節 身体障害者警報設備設置工 5-7-1 身体障害者警報設備設置 身体障害者警報設備の設置は、設計図書によらなければならない。 第8節 自動火災報知設備設置工 5-8-1 自動火災報知設備設置 自動火災報知設備設置に関する据付について以下に示す他は、第3編 第4章 4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 1. 自動火災報知設備の設置は、消防法、消防法施行令第21条自動火災報知設備に関する基準、消防法施行規則第23条自動火災報知設備の感知器等、第24条自動火災報知設備に関する基準の細目、第25条消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準によるものとする。	(2) 配線の劣化しやすい場所をさけ、できる限り最短距離で配線し、混合通線をさけるものとする。 第5節 インターホン設備設置工 5-5-1 インターホン設備設置 1. 装置等の配置は、設計図書によらなければならない。 2. 身体障害者用のインターホン等は周囲の状況を考慮して、利用しやすい位置、高さを選定する。 3. 屋外に設置する場合は、防滴構造のものを使用する。 第6節 テレビ共聴設備設置工 5-6-1 テレビ共聴設備設置 テレビ共聴設備設置の据付について以下に示す他は、第3編 4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 1. アンテナマストへの取付けは、取付けボルトを強固に締付け、強風に対しても安全性、安定性に十分注意すること。 2. 衛星放送受信用アンテナの角度調整は、アンテナ設置地区の方位角、仰角を求めて粗調整を行ったのち、衛星からの電波を受信し、正確に調整を行うものとする。 3. アンテナ高さ、方向等を調整しながら、その地区の放送周波数帯の最適感度及び最良の受信画質が得られる位置を確認するものとする。また、壁面端子出力における信号レベルは、57dBμV以上とするものとする。 4. 放送波送信点を把握し、最適な受信状態を保持できるよう設置する。 5. 機器収容箱内のケーブルには、表示札を取付け用途、行き先表示をすること。 第7節 身体障害者警報設備設置工 5-7-1 身体障害者警報設備設置 身体障害者警報設備の設置は、設計図書によらなければならない。 第8節 自動火災報知設備設置工 5-8-1 自動火災報知設備設置 自動火災報知設備設置に関する据付について以下に示す他は、第3編 4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 1. 自動火災報知設備の設置は、消防法、消防法施行令第21条自動火災報知設備に関する基準、消防法施行規則第23条自動火災報知設備の感知器等、第24条自動火災報知設備に関する基準の細目、第25条消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準によるものとする。	・引用元表示の統一 ・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
第9節 駐車場管制設備設置工 5-9-1 管理システム設置 管理システムの設置は、第8編第6章第4節道路情報端末装置設置工の規定による。 5-9-2 料金システム設置 料金システムの設置は、設計図書によらなければならない。 5-9-3 案内・誘導システム設置 案内・誘導システムの設置は、設計図書によらなければならない。 5-9-4 在庫システム設置 在庫システムの設置は、設計図書によるほか、以下によるものとする。 1. ループコイル及びリード線等を床スラブ等に埋設する場合は、張力を掛けないように丁寧に敷設する。 2. 検知器は、気象条件、人と車の判断、その他で誤作動しない場所に設置すること。 3. 発光器、受光器は車路の出入り口に1～2m間隔で2組設置するものとし、取付け高さは車路面より0.6m～0.7mとする。	第9節 駐車場管制設備設置工 5-9-1 管理システム設置 管理システムの設置は、第8編4-3-3各種設備等の取付の規定による。 5-9-2 料金システム設置 料金システムの設置は、設計図書によらなければならない。 5-9-3 案内・誘導システム設置 案内・誘導システムの設置は、設計図書によらなければならない。 5-9-4 在庫システム設置 在庫システムの設置は、設計図書による他、以下によるものとする。 1. ループコイル及びリード線等を床スラブ等に埋設する場合は、張力を掛けないように丁寧に敷設する。 2. 検知器は、気象条件、人と車の判断、その他で誤作動しない場所に設置すること。 3. 発光器、受光器は車路の出入り口に1～2m間隔で2組設置するものとし、取付け高さは車路面より0.6m～0.7mとする。	・引用元の修正

現 行	改 定	適 用
第6章 配電線設備 第1節 適 用 1. 本章は、配電線設備工事における配電線設備設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 配電線設備設置工 6-2-1 コンクリート柱建柱 コンクリート柱の建柱は、第3編4-12-1コンクリート柱建柱の規定による。 6-2-2 鋼板組立柱建柱 鋼板組立柱の建柱は、第3編4-14-2鋼板組立柱建柱の規定による。 6-2-3 支線取付 支線の取付けは、第3編4-42-3支線取付の規定による。 6-2-4 腕木・腕金取付 腕木・腕金の取付けは、第3編4-42-4腕金取付の規定による。 6-2-5 変台装置取付 変台は、変圧器を設置するもので、取付け高さは地上4.5m以上とし、腕木、腕金、アームタイ、ボルト、防錆剤を塗布した厚さ30mm以上の木板またはコンタリート板などで組立てるものとする。 6-2-6 変圧器据付 - 変圧器は、取付け高さを地上4.5m以上とし、変台または電柱に取付けるものとする。 - 高圧カットアウト、高圧負荷開閉器、避雷器または低圧開閉器などは、保守の容易な箇所に取付けるものとする。 - 高圧側ヒューズの容量は、表4-6-1によるものとする。 - 高圧引下線は5.5mm²以上とする。 - 低圧側保護装置の容量及び低圧引上線の太さは、表4-6-2によるものとする。 なお、低圧引上線は、ビニルケーブルまたは600V架橋ポリエチレンケーブルとする。	第6章 配電線設備 第1節 適 用 1. 本章は、配電線設備工事における配電線設備設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 配電線設備設置工 6-2-1 コンクリート柱建柱 コンクリート柱の建柱は、第3編4-12-1コンクリート柱建柱の規定による。 6-2-2 鋼板組立柱建柱 鋼板組立柱の建柱は、第3編4-14-2鋼板組立柱建柱の規定による。 6-2-3 支線取付 支線の取付けは、第3編4-42-3支線取付の規定による。 6-2-4 腕木・腕金取付 腕木・腕金の取付けは、第3編4-42-4腕金取付の規定による。 6-2-5 変台装置取付 変台は、変圧器を設置するもので、取付け高さは地上4.5m以上とし、腕木、腕金、アームタイ、ボルト、防錆剤を塗布した厚さ30mm以上の木板またはコンタリート板などで組立てるものとする。 6-2-6 変圧器据付 - 変圧器は、取付け高さを地上4.5m以上とし、変台または電柱に取付けるものとする。 - 高圧カットアウト、高圧負荷開閉器、避雷器または低圧開閉器などは、保守の容易な箇所に取付けるものとする。 - 高圧側ヒューズの容量は、表4-6-1によるものとする。 - 高圧引下線は5.5mm²以上とする。 - 低圧側保護装置の容量及び低圧引上線の太さは、表4-6-2によるものとする。 なお、低圧引上線は、ビニルケーブルまたは600V架橋ポリエチレンケーブルとする。	・引用元の修正 ・引用元の修正

現 行	改 定	適 用
第 7 章 道路照明設備 第 1 節 適 用 1. 本章は、道路照明設備工事における道路照明設備設置工、サービスエリア照明設備設置工、歩道（橋）照明設備設置工、照明灯基礎設置工、視源誘導灯設置工、視源誘導灯基礎設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. LED道路照明の施工に当たっては「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成23年9月）」によるものとする。 3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第 2 節 道路照明設備設置 7-2-1 道路照明灯設置 1. 一般事項 （1）管灯回路の使用電圧が1,000V以下の放電灯は、その充電部分が露出しないように施設するほか、以下により危険の恐れがないように施工する。 1）放電灯用安定器は、照明器具内に収める場合を除き、堅ろうな耐火性の外箱に収めてあるものを使用し、以下により施設する。 ① 展開した場所に施設する場合は、外箱を可燃性の造営材から10 mm以上離して、堅ろうに取付けるものとする。 ② 随べい場所に施設する場合には、外箱をさらに耐火性の箱に収め、その箱は可燃性の造営材から10mm以上離して堅ろうに取付け、かつ容易に点検できるように施設する。 2）湿気の多い場所または水気のある場所に施設する放電灯には、適切な防湿装置を施設するものとする。 （2）管灯回路の使用電圧が1,000Vを超える放電灯であって放電管にネオン放電管以外のものを使用するものは、その充電部分が露出しないように施設するほか、以下により施設する。 1）放電管は、金属製の器具に収め、かつ器具と他の工作物（架空電線を除く。）または植物との離隔距離は0.6m以上とする。 2）照明器具は、JIS C 8105-01に規定するIP23以上とする。	第 7 章 道路照明設備 第 1 節 適 用 1. 本章は、道路照明設備工事における道路照明設備設置工、サービスエリア照明設備設置工、歩道（橋）照明設備設置工、照明灯基礎設置工、視源誘導灯設置工、視源誘導灯基礎設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. LED道路照明の施工に当たっては「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月）」によるものとする。 3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第 2 節 道路照明設備設置 7-2-1 道路照明灯設置 1. 一般事項 （1）管灯回路の使用電圧が1,000V以下の放電灯は、その充電部分が露出しないように施設するほか、以下により危険の恐れがないように施工する。 1）放電灯用安定器は、照明器具内に収める場合を除き、堅ろうな耐火性の外箱に収めてあるものを使用し、以下により施設する。 ① 展開した場所に施設する場合は、外箱を可燃性の造営材から10 mm以上離して、堅ろうに取付けるものとする。 ② 随べい場所に施設する場合には、外箱をさらに耐火性の箱に収め、その箱は可燃性の造営材から10mm以上離して堅ろうに取付け、かつ容易に点検できるように施設する。 2）湿気の多い場所または水気のある場所に施設する放電灯には、適切な防湿装置を施設するものとする。 （2）管灯回路の使用電圧が1,000Vを超える放電灯であって放電管にネオン放電管以外のものを使用するものは、その充電部分が露出しないように施設する他、以下により施設する。 1）放電管は、金属製の器具に収め、かつ器具と他の工作物（架空電線を除く。）または植物との離隔距離は0.6m以上とする。 2）照明器具は、JIS C 8105-01に規定するIP23以上とする。 （3）照明器具の落下防止対策は、照明器具と照明ボール等とをワイヤーロープ等で接続するものとし、二重落下防止の対策が施されたボルトナットを選定するものとする。	第 7 章 道路照明設備 第 1 節 適 用 1. 本章は、道路照明設備工事における道路照明設備設置工、サービスエリア照明設備設置工、歩道（橋）照明設備設置工、照明灯基礎設置工、視源誘導灯設置工、視源誘導灯基礎設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. LED道路照明の施工に当たっては「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月）」によるものとする。 3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第 2 節 道路照明設備設置 7-2-1 道路照明灯設置 1. 一般事項 （1）管灯回路の使用電圧が1,000V以下の放電灯は、その充電部分が露出しないように施設するほか、以下により危険の恐れがないように施工する。 1）放電灯用安定器は、照明器具内に収める場合を除き、堅ろうな耐火性の外箱に収めてあるものを使用し、以下により施設する。 ① 展開した場所に施設する場合は、外箱を可燃性の造営材から10 mm以上離して、堅ろうに取付けるものとする。 ② 随べい場所に施設する場合には、外箱をさらに耐火性の箱に収め、その箱は可燃性の造営材から10mm以上離して堅ろうに取付け、かつ容易に点検できるように施設する。 2）湿気の多い場所または水気のある場所に施設する放電灯には、適切な防湿装置を施設するものとする。 （2）管灯回路の使用電圧が1,000Vを超える放電灯であって放電管にネオン放電管以外のものを使用するものは、その充電部分が露出しないように施設する他、以下により施設する。 1）放電管は、金属製の器具に収め、かつ器具と他の工作物（架空電線を除く。）または植物との離隔距離は0.6m以上とする。 2）照明器具は、JIS C 8105-01に規定するIP23以上とする。 （3）照明器具の落下防止対策は、照明器具と照明ボール等とをワイヤーロープ等で接続するものとし、二重落下防止の対策が施されたボルトナットを選定するものとする。 ・記載の見直し

現 行	改 定	適 用
第 8 章 トンネル照明設備 第 1 節 適 用 1. 本章は、トンネル照明設備工事におけるトンネル照明設備設置工、アンダーパス照明設備設置工、地下道照明設備設置工、照明灯基礎設置工、雑工その他これらに類する工種について適用する。 2. LEDトンネル照明の施工に当たっては「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成23年9月）」によるものとする。 3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第 2 節 トンネル照明設備設置工 8-2-1 坑口照明灯設置 坑口照明灯の設置は、第4編7-2-1道路照明灯設置の規定による。 8-2-2 坑口照明器具取付 坑口照明器具の取付けは、第4編7-2-2照明器具取付の規定による。 8-2-3 トンネル照明器具取付 トンネル照明器具の取付けは、第4編7-2-1道路照明灯設置の規定によるほか、以下によるものとする。 （1）照明器具は、建蔽限界の外側に取付けるものとする。 （2）照明器具をコンクリート面に直接取付ける場合は、指定位置の墨出しを行い、器具配列に留意する。 なお、取付け面に不整面がある場合は、角度調整器具または角度調整金具を用いて、配列調整を行うものとする。 （3）換気用天井板に、器具を埋込みまたは半埋込みとして取付ける場合の、器具取付け開口部の施工は、器具配列に留意するとともに、ボード張り部に損傷を与えないように行うものとする。 （4）器具本体の取付けは、取付金具またはアンカーボルトなどを使用し、器具の防噴流構造を害さないように取付けるものとする。 （5）取付金具またはボルト類は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製のものを使用する。 （6） 器具直下の壁面または見易い箇所に、器具番号または管理番号を記入した表示札などを取付けるものとする。	第 8 章 トンネル照明設備 第 1 節 適 用 1. 本章は、トンネル照明設備工事におけるトンネル照明設備設置工、アンダーパス照明設備設置工、地下道照明設備設置工、照明灯基礎設置工、雑工その他これらに類する工種について適用する。 2. LEDトンネル照明の施工に当たっては「LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月）」によるものとする。 3. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第 2 節 トンネル照明設備設置工 8-2-1 坑口照明灯設置 坑口照明灯の設置は、第4編7-2-1道路照明灯設置の規定による。 8-2-2 坑口照明器具取付 坑口照明器具の取付けは、第4編7-2-2照明器具取付の規定による。 8-2-3 トンネル照明器具取付 トンネル照明器具の取付けは、第4編7-2-1道路照明灯設置の規定による他、以下によるものとする。 （1）照明器具は、建蔽限界の外側に取付けるものとする。 （2）照明器具をコンクリート面に直接取付ける場合は、指定位置の墨出しを行い、器具配列に留意する。 なお、取付け面に不整面がある場合は、角度調整器具または角度調整金具を用いて、配列調整を行うものとする。 （3）換気用天井板に、器具を埋込みまたは半埋込みとして取付ける場合の、器具取付け開口部の施工は、器具配列に留意するとともに、ボード張り部に損傷を与えないように行うものとする。 （4）器具本体の取付けは、取付金具またはアンカーボルトなどを使用し、器具の防噴流構造を害さないように取付けるものとする。 （5）取付金具またはボルト類は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製のものを使用する。 （6） 照明器具の落下防止対策は、照明器具（取付脚または本体）とトンネル本体等とをワイヤロープ等で接続するものとする。 （7）器具直下の壁面または見易い箇所に、器具番号または管理番号を記入した表示札などを取付けるものとする。	・落下防止対策について追記

現 行	改 定	適 用
8-2-4 照明制御盤などの取付 照明制御盤などの取付けは、第4編7-2-3照明制御盤などの取付の規定によるほか、以下によるものとする。 (1) 照明制御盤を屋内に取付ける場合は、盤の寸法のうち、奥行がコントロールセンタと同程度の場合は、第4編2-4-3低圧受変電設備取付の規定による。 (2) 観光装置の受光部の取付けは、屋外種度を表4-8-1に計測できる位置に固定する。 第3節 アンダーパス照明設備設置工 8-3-1 アンダーパス照明器具取付 アンダーパス照明器具の取付けは、第4編8-2-3トンネル照明器具取付の規定による。 8-3-2 照明制御盤などの取付 照明制御盤などの取付けは、第4編8-2-4照明制御盤などの取付の規定による。 第4節 地下道照明設備設置工 8-4-1 地下道照明器具設置 1. 器具の取付位置 (1) 壁支持の分電盤の取付け高さは、原則として盤中心で床1.5mとする。ただし、盤上端が床1.9m以上となる場合は、盤上端で1.9mとする。 (2) タンブラスイッチの取付け高さは、中心で床1.5mとする。 (3) コンセントの取付け高さは、機械室またはこれに類する場所では、中心で床1.0.3mとする。 2. 器具の取付け及び接続 (1) 器具の取付けは、その重量及び取付け場所に応じた方法とし、監督職員が指示する重量のあるもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ監督職員に取付詳細図を提出する。 なお、自立形の盤などは、原則として頂部に振止めを施すものとする。 (2) 天井取付けの器具は、原則として吊りボルトまたはアンカーボルトなどで支持し、平座金及びナットを用いて堅固に取付け、必要のある場合はねじなどにより、振止めを施すものとする。 (3) 天井埋込照明器具は、断熱材などにより放熱を妨げられないように取付けるものとする。 (4) 垂直の大きい照明器具、換気扇などは、スラブその他構造体に、呼び径9mm以上の吊りボルト、アンカーボルトなどで取付けるものとする。 (5) 吊りボルトなどによる照明器具の支持点数は、表4-8-1によるものとする。	8-2-4 照明制御盤などの取付 照明制御盤などの取付けは、第4編7-2-3照明制御盤などの取付の規定によるほか、以下によるものとする。 (1) 照明制御盤を屋内に取付ける場合は、盤の寸法のうち、奥行がコントロールセンタと同程度の場合は、第4編2-4-3低圧受変電設備取付の規定による。 (2) 観光装置の受光部の取付けは、屋外種度を適切に計測できる位置に固定する。 第3節 アンダーパス照明設備設置工 8-3-1 アンダーパス照明器具取付 アンダーパス照明器具の取付けは、第4編8-2-3トンネル照明器具取付の規定による。 8-3-2 照明制御盤などの取付 照明制御盤などの取付けは、第4編8-2-4照明制御盤などの取付の規定による。 第4節 地下道照明設備設置工 8-4-1 地下道照明器具設置 1. 器具の取付位置 (1) 壁支持の分電盤の取付け高さは、原則として盤中心で床1.5mとする。ただし、盤上端が床1.9m以上となる場合は、盤上端で1.9mとする。 (2) タンブラスイッチの取付け高さは、中心で床1.5mとする。 (3) コンセントの取付け高さは、機械室またはこれに類する場所では、中心で床1.0.3mとする。 2. 器具の取付け及び接続 (1) 器具の取付けは、その重量及び取付け場所に応じた方法とし、監督職員が指示する重量のあるもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ監督職員に取付詳細図を提出する。 なお、自立形の盤などは、原則として頂部に振止めを施すものとする。 (2) 天井取付けの器具は、原則として吊りボルトまたはアンカーボルトなどで支持し、平座金及びナットを用いて堅固に取付け、必要のある場合はねじなどにより、振止めを施すものとする。 (3) 天井埋込照明器具は、断熱材などにより放熱を妨げられないように取付けるものとする。 (4) 質量の大きい照明器具、換気扇などは、スラブその他構造体に、呼び径9mm以上の吊りボルト、アンカーボルトなどで取付けるものとする。 (5) 吊りボルトなどによる照明器具の支持点数は、表4-8-1によるものとする。	・記載内容の見直し ・記載内容の見直し

現 行	改 定	適 用
4. 取付金具またはボルト類は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製のものを使用する。 5. 天井取付けの照明器具は、原則として吊りボルトまたはアンカーボルトなどで支持し、平座金及びナットを用いて堅固に取付け、必要のある場合はねじなどにより、振止めを施すものとする。 6. 天井埋込照明器具は、断熱材などにより放熱を妨げられないように取付けるものとする。 7. 重量の大きい照明器具はスラブその他構造体に、呼び径9mm以上の吊りボルト、アンカーボルトなどで取付けるものとする。 8. 吊りボルトなどによる照明器具の支持点数は、表4-8-1の規定によるものとする。 9. 壁取付けの照明器具は、取付け面との間にすき間のできないように取付けるものとする。 10. 防水形照明器具は、取付け場所及び器具の構造に適合した方法で取付けるものとする。 9-3-3 照明制御盤などの取付 1. 照明制御盤を屋内に取付ける場合は、盤の寸法のうち、奥行がコントロールセンタと同程度の場合は、第4編2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。 2. 自立型照明制御盤などの据付は、原則として頂部に振止めを施すものとする。 3. 壁支持の分電盤の取付け高さは、原則として盤中心で床1.5mとする。ただし、盤上端が床1.9m以上となる場合は、盤上端で1.9mとする。 4. 取付金具は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製の金具を用いて固定する。 第4節 河川照明設備設置工 河川照明設備の設置は、第4編第9章第2節ダム照明設備設置工の規定による。 第5節 公園照明設備設置工 9-5-1 照明灯器具取付〈屋内〉 1. 照明灯器具取付 (1) 装置等の配置は、設計図書によるなければならない。 (2) 天井に取付ける照明器材等は、吊りボルト及びボルト等で支持し、平座金及びナットを用いて取付け、必要のある場合は、ネジ等により振止めを行うものとする。 (3) 外壁部には埋込み配管を行わないものとする。 (4) 照明器具の設置は、運転者にダイア（まどしき）を生じさせないように配慮すること。 (4) 電線が金属部分を貫通する場合は、電線の被覆を損傷しないように、適当な保護対策を行うものとする。	4. 取付金具またはボルト類は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製のものを使用する。 5. 天井取付けの照明器具は、原則として吊りボルトまたはアンカーボルトなどで支持し、平座金及びナットを用いて堅固に取付け、必要のある場合はねじなどにより、振止めを施すものとする。 6. 天井埋込照明器具は、断熱材などにより放熱を妨げられないように取付けるものとする。 7. 重量の大きい照明器具はスラブその他構造体に、呼び径9mm以上の吊りボルト、アンカーボルトなどで取付けるものとする。 8. 吊りボルトなどによる照明器具の支持点数は、表4-8-1の規定によるものとする。 9. 壁取付けの照明器具は、取付け面との間にすき間のできないように取付けるものとする。 10. 防水形照明器具は、取付け場所及び器具の構造に適合した方法で取付けるものとする。 9-3-3 照明制御盤などの取付 1. 照明制御盤を屋内に取付ける場合は、盤の寸法のうち、奥行がコントロールセンタと同程度の場合は、第4編2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。 2. 自立型照明制御盤などの据付は、原則として頂部に振止めを施すものとする。 3. 壁支持の分電盤の取付け高さは、原則として盤中心で床1.5mとする。ただし、盤上端が床1.9m以上となる場合は、盤上端で1.9mとする。 4. 取付金具は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製の金具を用いて固定する。 第4節 河川照明設備設置工 河川照明設備の設置は、第4編第9章第2節ダム照明設備設置工の規定による。 第5節 公園照明設備設置工 9-5-1 照明灯器具取付〈屋内〉 1. 照明灯器具取付 (1) 装置等の配置は、設計図書によるなければならない。 (2) 天井に取付ける照明器材等は、吊りボルト及びボルト等で支持し、平座金及びナットを用いて取付け、必要のある場合は、ネジ等により振止めを行うものとする。 (3) 外壁部には埋込み配管を行わないものとする。 (4) 電線が金属部分を貫通する場合は、電線の被覆を損傷しないように、適当な保護対策を行うものとする。	・記載の見直し ・記載内容の見直し

現 行	改 定	適 用
(ホ) 機器の取付けは、その重量及び取付け場所に応じた方法とし、重量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付詳細図を監督職員に提出する。なお、自立型の盤などは頂部を固定すること。 (ニ) 防水機器は、取付け場所及び機器の構造に適した方法で取付けるものとする。 2. コンセント取付 防水形コンセントは接地端子または接地極付きとし、湿気のある場所には防浸水のもの、水気のある場所には防水形のものを取付けるものとする。 3. 非常用照明取付 (1) 建築基準法に基づき、停電時に避難経路に点灯する非常用照明設備を設けるものとする。 (2) 電源別置型の非常用照明器具には、原則として耐火ケーブルを使用すること。 9-5-2 照明灯器具取付（屋外） 公園照明設備の照明灯器具取付（屋外）は、第4編9-2-1ダム照明灯設置の規定による。	(ロ) 照明器具の取付けは、その質量及び取付け場所に応じた方法とし、質量の大きいもの及び取付け方法の特殊なものは、あらかじめ取付詳細図を監督職員に提出する。なお、自立型の盤などは頂部を固定すること。 (ロ) 防水機器は、取付け場所及び機器の構造に適した方法で取付けるものとする。 2. コンセント取付 防水形コンセントは接地端子または接地極付きとし、湿気のある場所には防浸水のもの、水気のある場所には防水形のものを取付けるものとする。 3. 非常用照明取付 (1) 建築基準法に基づき、停電時に避難経路に点灯する非常用照明設備を設けるものとする。 (2) 電源別置型の非常用照明器具には、原則として耐火ケーブルを使用すること。 9-5-2 照明灯器具取付（屋外） 公園照明設備の照明灯器具取付（屋外）は、第4編9-2-1ダム照明灯設置の規定による。	

現 行	改 定	適 用
第10章 共同溝附帯設備 第1節 適 用 1. 本章は、共同溝附帯設備工事における共同溝附帯設備設置工、共同溝引込設備設置工、共同溝照明設備設置工、共同溝排水設備設置工、共同溝換気設備設置工、共同溝監視制御設備設置工、共同溝標識設備設置工、配線工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 3. 電気設備における工場製作は、第5編第20章第2節工場製作工の規定による。 第2節 共同溝附帯設備設置工 10-2-1 一般事項 1. 設備の配置は、設計図書によらなければならない。 2. 共同溝に設置する機器及び器材は、温度、湿度、漏水または共同溝の内面清掃などに、耐えられるものとする。 3. ガス事業者がガス管を敷設する共同溝にあつては、前項2-1によるほか、漏れたガスによる危険の恐れがないように施設する。 4. 取付金具及びボルトは、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製のものを使用する。 10-2-2 可燃性のガス等の存在する場所の低圧の施設 可燃性のガスまたは引火性物質の蒸気（以下「ガス等」という。）が漏れまたは滞留し、電気工作物が点火源となり、爆発する恐れがある場所における電気工作物は、以下によるほか危険の恐れがないように施設する。 （1）照明器具は、造営材に直接取付ける。ただし、直接取付けが困難な場合は、電灯吊り管、電灯腕管により取付けるものとする。 （2）機器及び器材は、経済産業省告示に適合する耐圧防爆構造、内圧防爆構造若しくは油入防爆構造またはこれらの構造と異なる構造で、これらと同等以上の防爆性能を有する構造のものとする。ただし、通常の使用状態において、火花若しくはアークを発生またはガス等に着火する恐れがある温度に達する恐れがない部分は、経済産業省告示に適合する安全増防爆構造としてもよいものとする。 第3節 共同溝引込設備設置工 10-3-1 引込配電塔設置 引込配電塔の設置は、第4編第2章第3節高压受変電設備設置工及び第4節低压受変電設備設置工の規定による。	第10章 共同溝附帯設備 第1節 適 用 1. 本章は、共同溝附帯設備工事における共同溝附帯設備設置工、共同溝引込設備設置工、共同溝照明設備設置工、共同溝排水設備設置工、共同溝換気設備設置工、共同溝監視制御設備設置工、共同溝標識設備設置工、配線工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 3. 電気設備における工場製作は、第5編第20章第2節工場製作工の規定による。 第2節 共同溝附帯設備設置工 10-2-1 一般事項 1. 設備の配置は、設計図書によらなければならない。 2. 共同溝に設置する機器及び器材は、温度、湿度、漏水または共同溝の内面清掃などに、耐えられるものとする。 3. ガス事業者がガス管を敷設する共同溝にあつては、本章2項の規定による他、漏れたガスによる危険の恐れがないように施設する。 4. 取付金具及びボルトは、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製のものを使用する。 10-2-2 可燃性のガス等の存在する場所の低圧の施設 可燃性のガスまたは引火性物質の蒸気（以下「ガス等」という。）が漏れまたは滞留し、電気工作物が点火源となり、爆発する恐れがある場所における電気工作物は、以下によるほか危険の恐れがないように施設する。 （1）照明器具は、造営材に直接取付ける。ただし、直接取付けが困難な場合は、電灯吊り管、電灯腕管により取付けるものとする。 （2）機器及び器材は、経済産業省告示に適合する耐圧防爆構造、内圧防爆構造若しくは油入防爆構造またはこれらの構造と異なる構造で、これらと同等以上の防爆性能を有する構造のものとする。ただし、通常の使用状態において、火花若しくはアークを発生またはガス等に着火する恐れがある温度に達する恐れがない部分 第3節 共同溝引込設備設置工 10-3-1 引込配電塔設置 引込配電塔の設置は、第4編第2章第3節高压受変電設備設置工及び第4節低压受変電設備設置工の規定による。	・引用元表示の統一 ・省庁名の修正

現 行	改 定	適 用
10-3-2 盤類設置 盤類の設置は、第3編第4章第11節分電盤設置工の規定による。 10-3-3 配線ダクト据付 配線ダクトの据付は、第3編第4章第6節配線器具設置工の規定による。 10-3-4 は っ り 1. はっりは、指定位置の墨出しを行ってから、実施するものとする。 2. 既存コンクリート床、壁等のはっりは、原則としてダイヤモンドカッターによるものとする。 3. はっり箇所の、補修及び取付け器材とコンクリート床、壁等との隙間はモルタルで埋めるものとする。 第4節 共同溝照明設備設置工 10-4-1 照明器具取付 照明器具の取付けは、第4編第10章第2節共同溝附帯設備設置工の規定及び第4編第8章第4節地下道照明設備設置工の規定によるほか、以下によるものとする。 (1) 壁面取付けが不可能な場所におけるスイッチ及びコンセントは、天井から床上約1.9mの位置まで立下げて取付ける。ただし、取付けられない場合は、できるだけ歩行に支障を及ぼさない高さに取付けるものとする。 なお、配管及びスイッチ並びにコンセントは、支持金具を用い固定する。 (2) 照明器具設置後、JIS C 7612照度測定方法により、照度測定を行うものとする。なお、測定箇所は指示によるものとする。 10-4-2 配線器具取付 配線器具などの取付けは、第3編第4章第6節配線器具設置工の規定による。 第5節 共同溝排水設備設置工 10-5-1 排水ポンプ据付 排水ポンプの据付は、第4編第10章第2節共同溝附帯設備設置工の規定によるほか、以下によるものとする。 (1) 排水ポンプの据付は、コンクリート基礎上に水平に据付け、アンカーボルトなどで堅固に固定する。 (2) コンクリート基礎は、機器の荷重に対して、十分な強度及び受圧面を有するものとし、支持力のある床または地盤面に設置する。 (3) 電動機への配線の接続箇所には、原則として金属製可とう電線管を使用する。 (4) 制御盤、手元開閉器等は操作、点検に支障のない場所に設置するものとし、壁掛型制御盤の取付け高さは、原則として盤中心で床上1.5mとする。 ただし、盤上端が1.9m以上となる場合は、盤上部で1.9mとする。また、手元開閉器の取付け高さは、箱の中心で床上1.5mとする。 (5) 電動機の絶縁種別がB種、F種またはH種である場合は、電動機端子箱内の絶	10-3-2 盤類設置 盤類の設置は、第3編第4章第11節分電盤設置工の規定による。 10-3-3 配線ダクト据付 配線ダクトの据付は、第3編第4章第6節配線器具設置工の規定による。 10-3-4 は っ り 1. はっりは、指定位置の墨出しを行ってから、実施するものとする。 2. 既存コンクリート床、壁等のはっりは、原則としてダイヤモンドカッターによるものとする。 3. はっり箇所の、補修及び取付け器材とコンクリート床、壁等との隙間はモルタルで埋めるものとする。 第4節 共同溝照明設備設置工 10-4-1 照明器具取付 照明器具の取付けは、第4編第10章第2節共同溝附帯設備設置工の規定及び第4編第8章第4節地下道照明設備設置工の規定による他、以下によるものとする。 (1) 壁面取付けが不可能な場所におけるスイッチ及びコンセントは、天井から床上約1.9mの位置まで立下げて取付ける。ただし、取付けられない場合は、できるだけ歩行に支障を及ぼさない高さに取付けるものとする。 なお、配管及びスイッチ並びにコンセントは、支持金具を用い固定する。 (2) 照明器具設置後、JIS C 7612照度測定方法により、照度測定を行うものとする。なお、測定箇所は指示によるものとする。 10-4-2 配線器具取付 配線器具などの取付けは、第3編第4章第6節配線器具設置工の規定による。 第5節 共同溝排水設備設置工 10-5-1 排水ポンプ据付 排水ポンプの据付は、第4編第10章第2節共同溝附帯設備設置工の規定によるほか、以下によるものとする。 (1) 排水ポンプの据付は、コンクリート基礎上に水平に据付け、アンカーボルトなどで堅固に固定する。 (2) コンクリート基礎は、機器の荷重に対して、十分な強度及び受圧面を有するものとし、支持力のある床または地盤面に設置する。 (3) 電動機への配線の接続箇所には、原則として金属製可とう電線管を使用する。 (4) 制御盤、手元開閉器等は操作、点検に支障のない場所に設置するものとし、壁掛型制御盤の取付け高さは、原則として盤中心で床上1.5mとする。 ただし、盤上端が1.9m以上となる場合は、盤上部で1.9mとする。また、手元開閉器の取付け高さは、箱の中心で床上1.5mとする。 (5) 電動機の絶縁種別がB種、F種またはH種である場合は、電動機端子箱内の絶	

現 行	改 定	適 用
緑処理に用いる絶縁テープは、電動機の最高許容温度以上の耐熱性を有するものを使用する。 (6) 電線が金属部分を貫通する場合は、電線の被覆を損傷しないように、適切な保護対策を行うものとする。 (7) 進相コンデンサを壁外に取付ける場合は、電動機用開閉器または制御盤より負荷側に接続し、コンデンサに至る回路には、開閉器または配線用遮断器等を設けてはならない。 (8) 自立型の盤などは、頂部を固定すること。 (9) 三相交流の相は、第1相、第2相、第3相の順に相回転するように接続する。 (10) 機器の取付金具は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製の金具を用いて固定する。 10-5-2 給排水管敷設 1. 給排水管は、接続終了後耐圧試験を行い、水漏れなどがないように施工する。 2. 配管は、振動、温度上昇、地震等に対して耐え得るものとする。 3. 防露被覆または保温被覆を行わない配管で、コンクリート壁などを貫通する部分には、管座金を取付けるものとする。 4. 配管は、配管支持金具でコンクリート側壁または床面に固定し、各管を系統別に順序よく配列を行い、管をなるべく交ささせないように配管する。 5. 配管施工は、管が変形しないように、管軸心に対して直角に切断し、その切口は平滑に仕上げを行うものとする。 6. 配管の接続は、その配管に適したものとし、取外しの必要がある場合には、フランジ継手などを使用する。 7. 配管には防錆塗装を施し、露出部分には塗装により仕上げを行うものとする。 8. 配管には、流体の流れる方向及び給水、排水等の別を明示すること。 10-5-3 配線器具取付 配線器具などの取付けは、第8編第4章第6節配線器具設置工の規定による。 第6節 共同溝換気設備設置工 換気設備の設置は、第4編第10章第2節共同溝附帯設備設置工によるほか、以下によるものとする。 10-6-1 換気ファン取付 換気ファンの設置は、第4編10-5-1排水ポンプ据付によるほか、以下によるものとする。 (1) 換気ファンは、コンクリート基礎または床上に基礎ボルトなどにより固定する。 (2) 換気ファン用仕切板は、コンクリート本体と密着させるものとする。 10-6-2 吸音板据付 1. 吸音板の設置は、設計図書によらなければならない。	緑処理に用いる絶縁テープは、電動機の最高許容温度以上の耐熱性を有するものを使用する。 (6) 電線が金属部分を貫通する場合は、電線の被覆を損傷しないように、適切な保護対策を行うものとする。 (7) 進相コンデンサを壁外に取付ける場合は、電動機用開閉器または制御盤より負荷側に接続し、コンデンサに至る回路には、開閉器または配線用遮断器等を設けてはならない。 (8) 自立型の盤などは、頂部を固定すること。 (9) 三相交流の相は、第1相、第2相、第3相の順に相回転するように接続する。 (10) 機器の取付金具は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製の金具を用いて固定する。 10-5-2 給排水管敷設 1. 給排水管は、接続終了後耐圧試験を行い、水漏れなどがないように施工する。 2. 配管は、振動、温度上昇、地震等に対して耐え得るものとする。 3. 防露被覆または保温被覆を行わない配管で、コンクリート壁などを貫通する部分には、管座金を取付けるものとする。 4. 配管は、配管支持金具でコンクリート側壁または床面に固定し、各管を系統別に順序よく配列を行い、管をなるべく交ささせないように配管する。 5. 配管施工は、管が変形しないように、管軸心に対して直角に切断し、その切口は平滑に仕上げを行うものとする。 6. 配管の接続は、その配管に適したものとし、取外しの必要がある場合には、フランジ継手などを使用する。 7. 配管には防錆塗装を施し、露出部分には塗装により仕上げを行うものとする。 8. 配管には、流体の流れる方向及び給水、排水等の別を明示すること。 10-5-3 配線器具取付 配線器具などの取付けは、第8編第4章第6節配線器具設置工の規定による。 第6節 共同溝換気設備設置工 換気設備の設置は、第4編第10章第2節共同溝附帯設備設置工による他、以下によるものとする。 10-6-1 換気ファン取付 換気ファンの設置は、第4編10-5-1排水ポンプ据付によるほか、以下によるものとする。 (1) 換気ファンは、コンクリート基礎または床上に基礎ボルトなどにより固定する。 (2) 換気ファン用仕切板は、コンクリート本体と密着させるものとする。 10-6-2 吸音板据付 1. 吸音板の設置は、設計図書によらなければならない。	

現 行	改 定	適 用
2. 鳴音板は、壁面に直接または支持金具などを用いて固定する。 10-6-3 静圧調整板設置 静圧調整板の設置は、設計図書にななければならない。 10-6-4 遠方操作盤据付 遠方操作盤の据付は、第4編第2章第5節受変電用監視制御設備設置工の規定による。 10-6-5 配線器具取付 配線器具などの取付けは、第3編第4章第6節配線器具設置工の規定による。 第7節 共同溝監視制御設備設置工 監視制御設備の設置は、第4編第10章第2節共同溝附帯設備設置工の規定によるほか、以下によるものとする。 10-7-1 監視盤据付 監視盤の設置は、第4編第2章第5節受変電用監視制御設備設置工の規定による。 10-7-2 監視盤調整 設置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により調整を入念に行い、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 10-7-3 火災報知設備据付 火災報知設備の据付は、第4編第5章第8節自動火災報知設備設置工の規定による。 10-7-4 火災報知設備調整 火災報知設備の調整は、第4編10-7-2監視盤調整の規定による。 10-7-5 火災感知設備据付 火災感知設備の据付は、第4編第5章第8節自動火災報知設備設置工の規定による。 10-7-6 火災感知設備調整 火災感知設備の調整は、第4編10-7-2監視盤調整の規定による。 10-7-7 ガス機器取付 ガス機器の取付けは、第4編第10章第2節共同溝附帯設備設置工によるほか、以下によるものとする。 (1) 受信器 1) 操作スイッチ等の操作部は、床面からの高さが0.8m以上、1.5m以下とする。 2) 受信器の周囲は運用及び維持管理上、支障とならないよう必要適切な空間を確保するものとする。 (2) ガス検知器 ガス検知器は、以下の場所には設置してはならない。 ① 外部の気流が頻繁に流通する場所。 ② 換気口等の空気の吹出し口から1.5m以内の場所。 ③ ガス燃焼機器の廃ガスに触れやすい場所。 ④ その他ガス漏れの発生を、有効に検知することができない場所。	2. 鳴音板は、壁面に直接または支持金具などを用いて固定する。 10-6-3 静圧調整板設置 静圧調整板の設置は、設計図書にななければならない。 10-6-4 遠方操作盤据付 遠方操作盤の据付は、第4編第2章第5節受変電用監視制御設備設置工の規定による。 10-6-5 配線器具取付 配線器具などの取付けは、第3編第4章第6節配線器具設置工の規定による。 第7節 共同溝監視制御設備設置工 監視制御設備の設置は、第4編第10章第2節共同溝附帯設備設置工の規定による他、以下によるものとする。 10-7-1 監視盤据付 監視盤の設置は、第4編第2章第5節受変電用監視制御設備設置工の規定による。 10-7-2 監視盤調整 設置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により調整を入念に行い、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 10-7-3 火災報知設備据付 火災報知設備の据付は、第4編第5章第8節自動火災報知設備設置工の規定による。 10-7-4 火災報知設備調整 火災報知設備の調整は、第4編10-7-2監視盤調整の規定による。 10-7-5 火災感知設備据付 火災感知設備の据付は、第4編第5章第8節自動火災報知設備設置工の規定による。 10-7-6 火災感知設備調整 火災感知設備の調整は、第4編10-7-2監視盤調整の規定による。 10-7-7 ガス機器取付 ガス機器の取付けは、第4編第10章第2節共同溝附帯設備設置工による他、以下によるものとする。 (1) 受信器 1) 操作スイッチ等の操作部は、床面からの高さが0.8m以上、1.5m以下とする。 2) 受信器の周囲は運用及び維持管理上、支障とならないよう適切な空間を確保するものとする。 (2) ガス検知器 ガス検知器は、以下の場所には設置してはならない。 ① 外部の気流が頻繁に流通する場所。 ② 換気口等の空気の吹出し口から1.5m以内の場所。 ③ ガス燃焼機器の廃ガスに触れやすい場所。 ④ その他ガス漏れの発生を、有効に検知することができない場所。	

現 行	改 定	適 用
10-7-8 配線器具取付 配線器具などの取付けは、第3編第4章第6節配線器具設置工の規定による。 第8節 共同溝標識設備設置工 10-8-1 共同溝標識設置 1. 標識板は、占用物件に支障とならない位置に取付けられるものとする。 2. 標識設備の取付け方法は、以下によるものとする。 (1) 天井から吊り下げる場合は鎖などを用い、その取付け高さは床土2.1mを標準とする。 - ただし、この高さに取付けられない場合は、できるだけ歩行に支障を及ぼさない高さに取付けられるものとする。 (2) 張り付ける場合は、側壁、天井または機器に張り付けるものとする。 (3) 機器などに直接つり下げる場合は、鎖を用い周囲から明視できる位置に取付けられるものとする。 第9節 配 線 10-9-1 一般事項 配線などは、本節によるほか、第3編第4章共通設備工の規定による。 10-9-2 可燃性のガス等の存在する場所の低圧配線 第4編10-2-2 可燃性のガス等の存在する場所の低圧の施設に規定する場所における低圧配線は、以下により危険の恐れがないように施設するものとする。 (1) 低圧配線、低圧管灯回路の配線、小勢力回路の電線（以下「低圧配線」という。）は金属管配線またはケーブル配線（キャブタイヤケーブルを使用するものを除く。）によるものとする。 (2) 金属管配線は、以下によるものとする。 1) 金属管は、厚鋼電線管とし、以下によるものとする。 ① 管相互及び管とボックス、その他の附属品、プルボックスまたは機器及び器材とは5山以上ねじ合わせて接続する方法、その他これと同等以上の効力のある方法により接続する。 ② 電動機に接続する部分で、可とう性を必要とする部分の配線には、耐圧防爆型または安全増防防爆型のフレキシブルフィッティングを使用する。 2) ケーブル配線は、以下によるものとする。 ① 電線は、皮付鋼帯がい装ケーブルまたはMIケーブルを使用する場合を除き、管その他の防護装置に収めて施設する。 ② 電線を機器または器材に引込む時は、引込口で電線が損傷する恐れがないようにする。 3) 低圧配線等を取る管またはダクトは、これらを通じてガス等が、この章に規定する場所以外の場所に、漏れないように施設する。	10-7-8 配線器具取付 配線器具などの取付けは、第3編第4章第6節配線器具設置工の規定による。 第8節 共同溝標識設備設置工 10-8-1 共同溝標識設置 1. 標識板は、占用物件に支障とならない位置に取付けられるものとする。 2. 標識設備の取付け方法は、以下によるものとする。 (1) 天井から吊り下げる場合は鎖などを用い、その取付け高さは床土2.1mを標準とする。 - ただし、この高さに取付けられない場合は、できるだけ歩行に支障を及ぼさない高さに取付けられるものとする。 (2) 張り付ける場合は、側壁、天井または機器に張り付けるものとする。 (3) 機器などに直接つり下げる場合は、鎖を用い周囲から明視できる位置に取付けられるものとする。 第9節 配 線 10-9-1 一般事項 配線などは、本節によるほか、第3編第4章共通設備工の規定による。 10-9-2 可燃性のガス等の存在する場所の低圧配線 第4編10-2-2 可燃性のガス等の存在する場所の低圧の施設に規定する場所における低圧配線は、以下により危険の恐れがないように施設するものとする。 (1) 低圧配線、低圧管灯回路の配線、小勢力回路の電線（以下「低圧配線」という。）は金属管配線またはケーブル配線（キャブタイヤケーブルを使用するものを除く。）によるものとする。 (2) 金属管配線は、以下によるものとする。 1) 金属管は、厚鋼電線管とし、以下によるものとする。 ① 管相互及び管とボックス、その他の附属品、プルボックスまたは機器及び器材とは5山以上ねじ合わせて接続する方法、その他これと同等以上の効力のある方法により接続する。 ② 電動機に接続する部分で、可とう性を必要とする部分の配線には、耐圧防爆型または安全増防防爆型のフレキシブルフィッティングを使用する。 2) ケーブル配線は、以下によるものとする。 ① 電線は、皮付鋼帯がい装ケーブルまたはMIケーブルを使用する場合を除き、管その他の防護装置に収めて施設する。 ② 電線を機器または器材に引込む時は、引込口で電線が損傷する恐れがないようにする。 3) 低圧配線等を取る管またはダクトは、これらを通じてガス等が、この章に規定する場所以外の場所に、漏れないように施設する。	・誤植の修正

現 行	改 定	適 用
第12章 道路融雪設備 第1節 適 用 1. 本章は、道路融雪設備工事における高圧受変電設備設置工、受変電設備基礎工、道路ヒーティング設備設置工、道路消雪ポンプ設備設置工、道路消雪ポンプ設備基礎工その他これらに類する工種について適用する。 2. 高圧受変電設備設置工は、第4編第2章第3節高圧受変電設備設置工及び第4節低圧受変電設備設置工の規定による。 3. 受変電設備基礎工は、第4編第2章第6節受変電設備基礎工の規定による。 4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 道路ヒーティング設備設置工 12-2-1 一般事項 設備の配置は、設計図書によらなければならない。 12-2-2 凍結検知装置据付 凍結検知装置の据付は、以下に示す他は、第3編第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 1. 装置は、自立型にあつてはコンクリート基礎または鋼板製架台に、壁掛型にあつては壁面に、ステンレス製またはめっきを施したボルトなどで固定する。 12-2-3 凍結検知装置調整 1. 装置の試験及び調整は、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整を記入した計算書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 12-2-4 ヒーティングユニット敷設 1. ヒーティングユニットの配置は、設計図書によらなければならない。 2. ヒーティングユニットの敷設は、原則としてJIS C 3651「ヒーティング施設の施工方法」によるものとする。 3. 発熱線等は、人が触れる恐れがなく、かつ損傷を受ける恐れがないように、コンクリート、その他の堅ろうで耐熱性のあるものの中に施工する。 4. 発熱線等は、他の電気工作物、弱電流電線等、水管、ガス管またはこれらに類するものに、電氣的、磁氣的または熱的な障害を及ぼさないように施工する。	第12章 道路融雪設備 第1節 適 用 1. 本章は、道路融雪設備工事における高圧受変電設備設置工、受変電設備基礎工、道路ヒーティング設備設置工、道路消雪ポンプ設備設置工、道路消雪ポンプ設備基礎工その他これらに類する工種について適用する。 2. 高圧受変電設備設置工は、第4編第2章第3節高圧受変電設備設置工及び第4節低圧受変電設備設置工の規定による。 3. 受変電設備基礎工は、第4編第2章第6節受変電設備基礎工の規定による。 4. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 道路ヒーティング設備設置工 12-2-1 一般事項 設備の配置は、設計図書によらなければならない。 12-2-2 凍結検知装置据付 凍結検知装置の据付は、以下に示す他は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 1. 装置は、自立型にあつてはコンクリート基礎または鋼板製架台に、壁掛型にあつては壁面に、ステンレス製またはめっきを施したボルトなどで固定する。 12-2-3 凍結検知装置調整 1. 装置の試験及び調整は、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整項目を記入した法案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 12-2-4 ヒーティングユニット敷設 1. ヒーティングユニットの配置は、設計図書によらなければならない。 2. ヒーティングユニットの敷設は、原則としてJIS C 3651「ヒーティング施設の施工方法」によるものとする。 3. 発熱線等は、人が触れる恐れがなく、かつ損傷を受ける恐れがないように、コンクリート、その他の堅ろうで耐熱性のあるものの中に施工する。 4. 発熱線等は、他の電気工作物、弱電流電線等、水管、ガス管またはこれらに類するものに、電氣的、磁氣的または熱的な障害を及ぼさないように施工する。	・引用元表示の統一 ・記載の見直し

現 行	改 定	適 用
第13章 道路照明維持補修工 第1節 適 用 1. 本章は、道路照明維持補修工事における道路照明維持工、道路照明修繕工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 道路照明維持工 13-2-1 一般事項 道路照明の維持は、設計図書によるほか、以下によるものとする。 (1) 道路照明灯、トンネル照明器具等の管球取替、安定器取替、灯具取替、灯具付属品取替、自動点滅器取替、各部の損傷等の外観点検、施設周辺の安全巡視を行うものとする。 (2) リフト車等による球切れ交換、安定器、点滅器、灯具、照明器具等の交換を行うものとする。 (3) 照明設備の維持は、事故防止のため必要に応じて、専従の交通誘導員を配置する。 (4) 各施設の異常の有無を、定期的に定められた手順で点検し、その結果を記録し報告する。 第3節 道路照明修繕工 13-3-1 一般事項 1. 道路照明の修繕は、設計図書及び監督職員の指示により、照明設備の修繕を行うものとする。 2. 照明設備の修繕は、事故防止のため必要に応じて、専従の交通誘導員を配置する。 13-3-2 道路照明灯修繕 道路照明灯の修繕は、第4編7-2-1道路照明灯設置の規定による。 13-3-3 道路照明器具修繕 道路照明器具の修繕は、第4編7-2-2照明器具取付の規定による。 13-3-4 歩道橋照明灯修繕 歩道橋照明灯の修繕は、第4編7-4-1歩道（橋）照明灯設置の規定による。 13-3-5 歩道橋照明器具修繕 歩道橋照明器具の修繕は、第4編7-4-2歩道（橋）照明器具取付の規定による。	第13章 道路照明維持補修工 第1節 適 用 1. 本章は、道路照明維持補修工事における道路照明維持工、道路照明修繕工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 道路照明維持工 13-2-1 一般事項 道路照明の維持は、設計図書による他、以下によるものとする。 (1) 道路照明灯、トンネル照明器具等の管球取替、安定器取替、灯具取替、灯具付属品取替、自動点滅器取替、各部の損傷等の外観点検、施設周辺の安全巡視を行うものとする。 (2) リフト車等による球切れ交換、安定器、点滅器、灯具、照明器具等の交換を行うものとする。 (3) 照明設備の維持は、事故防止のため必要に応じて、専従の交通誘導警備員を配置する。 (4) 各施設の異常の有無を、定期的に定められた手順で点検し、その結果を記録し報告する。 第3節 道路照明修繕工 13-3-1 一般事項 1. 道路照明の修繕は、設計図書及び監督職員の指示により、照明設備の修繕を行うものとする。 2. 照明設備の修繕は、事故防止のため必要に応じて、専従の交通誘導警備員を配置する。 13-3-2 道路照明灯修繕 道路照明灯の修繕は、第4編7-2-1道路照明灯設置の規定による。 13-3-3 道路照明器具修繕 道路照明器具の修繕は、第4編7-2-2照明器具取付の規定による。 13-3-4 歩道橋照明灯修繕 歩道橋照明灯の修繕は、第4編7-4-1歩道（橋）照明灯設置の規定による。 13-3-5 歩道橋照明器具修繕 歩道橋照明器具の修繕は、第4編7-4-2歩道（橋）照明器具取付の規定による。	・ 職種名の変更 ・ 職種名の変更

現 行	改 定	適 用																		
第5編 通信設備編 第1章 総 則 第1節 適 用 1. 本章は、電気通信設備工事における、多重通信設備工、テレメータ設備工、放流警報設備工、移動体通信設備工、衛星通信設備工、ヘリコプタ映像受信設備工、電話交換設備工、有線通信設備工、道路情報表示設備工、河川情報表示設備工、放流警報表示設備工、トンネル防災設備工、非常警報設備工、ラジオ再放送設備工、トンネル無線補助設備工、路側通信設備工、道路防災設備工、施設計測・監視制御設備工、通信鉄塔・反射板設備工、局舎設備工に使用する工種に適用する。 2. 受注者は、設計図書に示された設備などが、その機能を完全に発揮するよう施工しなければならない。 3. 工場製作は、第5編第20章第2節工場製作工によるものとする。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第1編1-1-34諸法令の遵守によるほか、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 <table><tr><td>電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）</td><td>（平成25年4月）</td></tr><tr><td>電気設備に関する技術基準を定める省令</td><td>（平成24年4月）</td></tr><tr><td>通信鉄塔設計要領</td><td>（平成25年3月）</td></tr><tr><td>各種合成構造設計指針・同解説</td><td>（平成22年11月）</td></tr></table>	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）	（平成 25 年 4 月）	電気設備に関する技術基準を定める省令	（平成 24 年 4 月）	通信鉄塔設計要領	（平成25年3月）	各種合成構造設計指針・同解説	（平成22年11月）	第5編 通信設備編 第1章 総 則 第1節 適 用 1. 本章は、電気通信設備工事における、多重通信設備工、テレメータ設備工、放流警報設備工、移動体通信設備工、衛星通信設備工、<u>ヘリコプタ映像伝送設備工</u>、電話交換設備工、有線通信設備工、道路情報表示設備工、河川情報表示設備工、放流警報表示設備工、トンネル防災設備工、非常警報設備工、ラジオ再放送設備工、トンネル無線補助設備工、路側通信設備工、道路防災設備工、施設計測・監視制御設備工、通信鉄塔・反射板設備工、局舎設備工に使用する工種に適用する。 2. 受注者は、設計図書に示された設備などが、その機能を完全に発揮するよう施工しなければならない。 3. 工場製作は、第5編第20章第2節工場製作工によるものとする。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第1編1-1-34諸法令の遵守の<u>規定</u>によるほか、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 <table><tr><td>電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）</td><td>（平成28年3月）</td></tr><tr><td><u>道路トンネル非常用施設設置基準</u></td><td>（平成13年10月）</td></tr><tr><td>電気設備に関する技術基準を定める省令</td><td>（平成28年9月）</td></tr><tr><td>通信鉄塔設計要領</td><td>（平成25年3月）</td></tr><tr><td>各種合成構造設計指針・同解説</td><td>（平成22年11月）</td></tr></table>	電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）	（平成28年3月）	<u>道路トンネル非常用施設設置基準</u>	（平成13年10月）	電気設備に関する技術基準を定める省令	（平成28年9月）	通信鉄塔設計要領	（平成25年3月）	各種合成構造設計指針・同解説	（平成22年11月）	設備の方式変更に伴う名称変更 ・誤植の修正 ・最新改定の反映
電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）	（平成 25 年 4 月）																			
電気設備に関する技術基準を定める省令	（平成 24 年 4 月）																			
通信鉄塔設計要領	（平成25年3月）																			
各種合成構造設計指針・同解説	（平成22年11月）																			
電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案）	（平成28年3月）																			
<u>道路トンネル非常用施設設置基準</u>	（平成13年10月）																			
電気設備に関する技術基準を定める省令	（平成28年9月）																			
通信鉄塔設計要領	（平成25年3月）																			
各種合成構造設計指針・同解説	（平成22年11月）																			

現 行	改 定	適 用
第2章 多重通信設備 第1節 適 用 1. 本章は、多重通信設備工事における多重無線通信装置設置工、空中線装置設置工、アンテナ架台設置設置工、画像伝送路切替制御装置設置工、画像伝送路切替装置設置工、監視制御装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 多重無線通信装置設置工 2-2-1 多重無線通信装置据付 多重無線通信装置の据付は、第3編 第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 2-2-2 多重無線通信装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目による性能が十分得られるように実施する。 2. 装置の調整完了後、監督職員に現地試験データ及び調整結果の確認を受けた後、同一設備の検核及び通話試験を行うものとする。 2-2-3 乾燥空気充填装置据付 1. 乾燥空気充填装置の据付は、以下によるものとする。 (1) 装置の配置は、設計図書によらなければならない。 (2) 装置は、原則として壁面又は床面に直接固定する。 (3) 装置は、乾燥剤の状況が目視点検できる高さに、取付けけるものとする。 (4) 装置稼働中の振動が、他の装置に影響を与えないように配慮する。 (5) 装置設置後の試験は、乾燥空気を充填し10時間後圧力低下が10%以内であることを確認する。 2. 乾燥空気充填装置用配管は、以下によるものとする。 (1) 給電線までの配管は、銅管パイプまたはポリエチレンシース付アルミ管を使用する。 (2) 銅管パイプをフレア加工する場合は、パイプの径にあった適正工具を使用し、空気漏れのないように施工する。 (3) パイプの各装置への接続箇所においては、周囲環境（温度変化による伸縮膨張等）を考慮し、適正な余長を取るものとする。	第2章 多重無線通信設備 第1節 適 用 1. 本章は、多重無線通信設備工事における多重無線装置設置工、空中線装置設置工、監視制御装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 多重無線装置設置工 2-2-1 多重無線装置据付 多重無線装置の据付は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 2-2-2 多重無線装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目による性能が、十分得られるように実施する。 2. 装置の調整完了後、監督職員に現地試験データ及び調整結果を提出し確認を受けるものとする。 2-2-3 乾燥空気充填装置据付 1. 乾燥空気充填装置の据付は、以下によるものとする。 (1) 装置の配置は、設計図書によらなければならない。 (2) 装置は、原則として壁面又は床面に直接固定する。 (3) 装置は、乾燥剤の状況が目視点検できる高さに、取付けけるものとする。 (4) 装置稼働中の振動が、他の装置に影響を与えないように配慮する。 (5) 装置設置後の試験は、乾燥空気を充填し10時間後圧力低下が10%以内であることを確認する。 2. 乾燥空気充填装置用配管は、以下によるものとする。 (1) 給電線までの配管は、銅管パイプまたはポリエチレンシース付アルミ管を使用する。 (2) 銅管パイプをフレア加工する場合は、パイプの径にあった適正工具を使用し、空気漏れのないように施工する。 (3) パイプの各装置への接続箇所においては、周囲環境（温度変化による伸縮膨張等）を考慮し、適正な余長を取るものとする。	・設備名称の見直し（多重無線通信設備、多重無線装置に統一）本章では以下同じ ・多重通信設備の構成見直しの反映 ・誤植の訂正 ・引用元表示の統一 ・記載内容の見直し

現 行	改 定	適 用
(4) パイプの各装置への敷設は、接続点において出来るだけ直角となるようにする。 第3節 空中線装置設置工 2-3-1 空中線据付 1. 空中線の据付は、取付け高さ、相手局方向及び偏波面を確認してから行うものとする。 2. 空中線の取付けに使用するボルトが鋼性の場合は溶融亜鉛めっきまたはステンレス製で防食効果のあるものを使用する。 3. 空中線の現場での組立がある場合は、製造者の組立要領に従い、正確に組立するものとする。 4. パラボラアンテナの取付けは、方向調整用ボルトにより方向調整が可能で、かつ調整後のゆるみなどがないように取付けるものとする。 5. 給電線との接続は、気密漏れが生じないよう正確に取付けるものとする。 6. 空中線の気密性については、導波管敷設後、乾燥空気充填装置により確認する。 7. 給電線は、方向調整、風圧等により接続点に無理な力が加わらないよう、給電線の支持点を考慮する。 8. 空中線は、無線局申請書との整合を図り、据付を行うものとする。 2-3-2 空中線調整 空中線の方向調整は、上下、左右方向を繰返し実施し、回線設計に従った受信入力が得られることを確認する。 2-3-3 レドーム設置 1. レドームの空中線への取付けは、製造者の組立要領に従い、正確に組立するものとする。 2. レドームは、その材質を考慮し、適正トルクで締付け固定すること。 2-3-4 空中線取付架台設置 1. 架台の設置は、現地調査等により、事前に相手局方向を確認し施工する。 2. 空中線取付架台は、等辺山形鋼、溝形鋼等により製作し、原則として溶融亜鉛めっきにより、防食処理を施したものとする。 3. 空中線取付架台に使用するボルトナット類が鋼製の場合は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製で防食効果のあるものを使用する。 4. 空中線取付架台の取付穴加工は、防食処理以前に行うものとする。 5. 空中線柱への架台の取付は、ボルト接合によることを原則とする。 6. 既設空中線柱への架台取付け用穴加工は、部材強度を考慮して施工するものとし、穴加工箇所には高濃度亜鉛末塗料等で入念に防食処理を行うものとする。 第4節 デジタル端局装置設置工 2-4-1 端局装置据付 端局装置の据付は、第3編 第4章 4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。	(4) パイプの各装置への敷設は、接続点において出来るだけ直角となるようにする。 第3節 空中線装置設置工 2-3-1 空中線据付 1. 空中線の据付は、取付け高さ、相手局方向及び偏波面を確認してから施工する。 2. 空中線の取付けに使用するボルトが鋼性の場合は溶融亜鉛めっきまたはステンレス製で防食効果のあるものを使用する。 3. 空中線の現場での組立がある場合は、製造者の組立要領に従い、正確に組立するものとする。 4. パラボラアンテナの取付けは、方向調整用ボルトにより方向調整が可能で、かつ調整後のゆるみなどがないように取付けるものとする。 5. 給電線との接続は、気密漏れが生じないよう正確に取付けるものとする。 6. 空中線の気密性については、導波管敷設後、乾燥空気充填装置により確認する。 7. 給電線は、方向調整、風圧等により接続点に無理な力が加わらないよう、給電線の支持点を考慮する。 8. 空中線は、無線局申請書との整合を図り、据付を行うものとする。 2-3-2 空中線調整 空中線の方向調整は、上下、左右方向を繰返し実施し、回線設計に従った受信入力得られることを確認する。 2-3-3 レドーム設置 1. レドームの空中線への取付けは、製造者の組立要領に従い、正確に組立するものとする。 2. レドームは、その材質を考慮し、適正トルクで締付け固定すること。 2-3-4 空中線取付架台設置 1. 架台の設置は、現地調査等により、事前に相手局方向を確認し施工する。 2. 空中線取付架台は、等辺山形鋼、溝形鋼等により製作し、原則として溶融亜鉛めっきにより、防食処理を施したものとする。 3. 空中線取付架台に使用するボルトナット類が鋼製の場合は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製で防食効果のあるものを使用する。 4. 空中線取付架台の取付穴加工は、防食処理以前に行うものとする。 5. 空中線柱への架台の取付けは、ボルト接合によることを原則とする。 6. 既設空中線柱への架台取付け用穴加工は、部材強度を考慮して施工するものとし、穴加工箇所には高濃度亜鉛末塗料等で入念に防食処理を行うものとする。	・他節と表記の統一 ・設備を構成する装置の見直し（旧設備の削除以下2節も同じ

現 行	改 定	適 用
2-4-2 端局装置調整 端局装置の調整は、第5編2-2-2多重無線通信装置調整の規定による。 第5節 画像伝送路切替制御装置設置工 2-5-1 切替制御装置据付 切替制御装置の据付は、第3編 第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 2-5-2 切替制御装置調整 切替制御装置の調整は、第5編2-2-2多重無線通信装置調整の規定による。 第6節 画像伝送路切替装置設置工 2-6-1 切替装置据付 切替装置の据付は、第3編 第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 2-6-2 切替装置調整 切替装置の調整は、第5編2-2-2多重無線通信装置調整の規定による。 第7節 監視制御装置設置工 2-7-1 監視制御装置据付 監視制御装置の据付は、第3編 第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 2-7-2 監視制御装置調整 監視制御装置の調整は、第5編2-2-2多重無線通信装置調整の規定による。	第4節 監視制御装置設置工 2-4-1 監視制御装置据付 監視制御装置の据付は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 2-4-2 監視制御装置調整 監視制御装置の調整は、第5編2-2-2多重無線通信装置調整の規定による。	・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
第3章 衛星通信設備 第1節 適 用 1. 本章は、衛星通信設備工事における固定型衛星通信用地球局設備設置工、移動型衛星通信用地球局装置設置工、衛星小型（制導地球局）画像伝送装置設置工、衛星小型（可搬局）画像伝送装置設置工、衛星地球局基礎工その他これらに類する工事に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 固定型衛星通信用地球局設備設置工 3-2-1 送受信装置据付 送受信装置の据付は、第3編 第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 3-2-2 送受信装置調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 3-2-3 個別通信端局装置据付 個別通信端局装置の据付は、第3編 第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 3-2-4 個別通信端局装置調整 個別通信端局装置の調整は、第5編3-2-2 送受信装置調整の規定による。 3-2-5 画像端局装置据付 画像端局装置の据付は、第3編 第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 3-2-6 画像端局装置調整 画像端局装置の調整は、第5編 3-2-2 送受信装置調整の規定による。 3-2-7 空中線据付 空中線の設置は、第5編2-3-1 空中線据付の規定による。 3-2-8 空中線調整 空中線の調整は、第5編2-3-2 空中線調整の規定による。 3-2-9 総合調整 1. 装置の試験及び調整項目ならびに本省局、大阪局 各地方整備局等との対向調整が必要な場合は、方案書を監督職員に提出し、確認を得たのちに装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分に得られるように実施する。 2. 装置の総合調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認	第3章 衛星通信設備 第1節 適 用 1. 本章は、衛星通信設備工事における衛星通信固定局設備設置工、衛星通信車載局設備設置工、設置工、衛星通信可搬局設備設置工、衛星通信固定局基礎工その他これらに類する工事に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 衛星通信固定局設備設置工 3-2-1 送受信装置据付 送受信装置の据付は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定によるものとする。 3-2-2 送受信装置調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 3-2-3 ネットワーク装置据付 ネットワーク装置の据付は、第3編 第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 3-2-4 ネットワーク装置調整 ネットワーク装置の調整は、第5編3-2-2 送受信装置調整の規定による。 3-2-5 空中線据付 空中線の設置は、第5編2-3-1 空中線据付の規定による。 3-2-6 空中線調整 空中線の調整は、第5編2-3-2 空中線調整の規定による。 3-2-7 総合調整 1. 装置の試験及び調整項目ならびに本省局、大阪局との対向調整が必要な場合は、方案書を監督職員に提出し、確認を得たのちに装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分に得られるように実施する。 2. 装置の総合調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認	・設備構成及び名称の見直し ・設備名称の見直し ・引用元表示の統一 ・装置名称の見直し ・引用元表示の統一 ・旧設備の削除 ・旧設備の削除 ・各地方整備局の地球局設備廃止

現 行	改 定	適 用
を受けるものとする。 第3節 移動型衛星通信用地球局装置設置工 3-3-1 移動局装置据付 移動局装置の据付は、設計図書によらなければならない。 3-3-2 移動局装置調整 移動局装置の調整は、第5編3-2-2 送受信装置調整の規定による。 3-3-3 空中線調整 空中線の調整は、第5編2-3-2 空中線調整の規定による。 3-3-4 総合調整 移動型衛星通信用地球局装置の総合調整は、第5編3-2-9 総合調整の規定による。 第4節 衛星小型（制御地球局）画像伝送装置設置工 3-4-1 総合調整 ——空中線の角度調整は、空中線設置地区の方位角、仰角を求めて粗調整を行ったのち、衛星からの電波を受信し、正確に調整すること。—— 第5節 衛星小型（固定局）画像伝送装置設置工 3-5-1 総合調整 ——衛星小型（固定局）画像伝送装置の総合調整は、第5編3-4-1 総合調整の規定による。—— 第6節 衛星小型（可搬局）画像伝送装置設置工 3-6-1 総合調整 衛星小型（可搬局）画像伝送装置の調整は、第5編3-4-1 総合調整の規定による。 第7節 衛星地球局基礎工 衛星地球局の基礎工は、以下によるものとする。 (1) 基礎は、設計図書に従って施工するものとするが、沈下、傾斜などを生じないように施工する。また、既設建造物等に損傷を与えないように設置すること。 (2) コンクリートに埋込むアンカーボルトは、埋設部を除き溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。 (3) コンクリートの基礎部は、モルタルにより仕上げるものとする。	を受けるものとする。 第3節 衛星通信車載局設備設置工 3-3-1 衛星通信車載局設備据付 衛星通信車載局設備の据付は、設計図書によらなければならない。 3-3-2 衛星通信車載局設備調整 衛星通信車載局設備の調整は、第5編3-2-2 送受信装置調整の規定による。 3-3-3 空中線調整 空中線の調整は、第5編2-3-2 空中線調整の規定による。 3-3-4 総合調整 衛星通信車載局設備の総合調整は、第5編3-2-9 総合調整の規定による。 第4節 衛星通信可搬局設備設置工 3-4-1 総合調整 空中線の角度調整は、空中線設置地区の方位角、仰角を求めて粗調整を行った後、衛星からの電波を受信し、正確に調整すること。 第5節 衛星通信固定局基礎工 衛星通信固定局の基礎工は、以下によるものとする。 (1) 基礎は、設計図書に従って施工するものとするが、沈下、傾斜などを生じないように施工する。また、既設建造物等に損傷を与えないように設置すること。 (2) コンクリートに埋込むアンカーボルトは、埋設部を除き溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。 (3) コンクリートの基礎部は、モルタルにより仕上げるものとする。	・設備名称の見直し ・旧設備の削除 ・旧設備の削除 ・設備名称の見直し ・設備名称の見直し

現 行	改 定	適 用
第4章 移動体通信設備 第1節 適 用 1. 本章は、移動体通信設備工事における移動体通信装置設置工、空中線設置工、付属装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章第3節空中線設置工、付属装置設置工については、第5章テレメータ設備、第6章放流警報設備の空中線設置に適用する。 3. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 移動体通信装置設置工 4-2-1 統制局装置据付 統制局装置の据付は、第3編 第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 4-2-2 統制局装置調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 4-2-3 K-COSMOS基地局装置据付 K-COSMOS基地局装置の据付は、第3編 第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 4-2-4 K-COSMOS基地局装置調整 K-COSMOS基地局装置の調整は、第5編 4-2-2 統制局装置調整の規定による。 4-2-5 K-COSMOS移動局装置据付 K-COSMOS移動局装置の据付で、自動車等に車載型移動局装置を取付ける場合には、車両の運行状況、無線機の保守及び運転に、支障のない位置及び方法で取付けるものとする。 4-2-6 K-COSMOS移動局装置調整 K-COSMOS移動局装置の調整は、第5編4-2-2 統制局装置調整の規定による。 4-2-7 K-COSMOS総合調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目による性能が、十分得られるように実施する。 2. 装置の総合調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	第4章 移動体通信設備 第1節 適 用 1. 本章は、移動体通信設備工事における移動体通信装置設置工、空中線設置工、付属装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章第3節空中線設置工、第4節付属装置設置工については、第5章テレメータ設備、第6章放流警報設備の空中線設置にも適用する。 3. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 移動体通信装置設置工 4-2-1 基地局装置据付 基地局装置の据付は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 4-2-2 基地局装置調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 4-2-3 移動局装置据付 移動局装置の据付で、自動車等に車載型移動局装置を取付ける場合には、車両の運行状況、無線機の保守及び運転に、支障のない位置及び方法で取付けるものとする。 4-2-4 移動局装置調整 移動局装置の調整は、第5編4-2-2 基地局装置調整の規定による。 4-2-5 総合調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員1員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目による性能が、十分得られるように実施する。 2. 装置の総合調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	・新方式の導入、旧方式の廃止による記載の見直し ・引用元表示の統一 ・新方式の導入、旧方式の廃止による記載の見直し ・新方式の導入、旧方式の廃止による記載の見直し

現 行	改 定	適 用
4-2-8 超短波無線電話装置据付 1. 自動車等に車載型無線電話装置を取付ける場合には、車両の運行状況、無線機の保守及び運転に、支障のない位置及び方法で取付けるものとする。 2. 自動車からのノイズが送信、受信操作に影響を及ぼさないように、ボンディングなどの必要な処置を行うものとする。 4-2-9 超短波無線電話装置調整 超短波無線電話装置の調整は、第5編4-2-2 統制局装置調整の規定による。 第3節 空中線設置工 4-3-1 空中線据付 - 空中線の取付けは、取付け高さ、相手局方向及び偏波面を確認してから施工する。 - 空中線の取付けに使用するボルトは、鋼製の場合は溶融亜鉛めっき又はステンレス製で防食効果のあるものを使用する。 - 空中線の現場での組立がある場合は、製造者の組立要領に従い、正確に組立するものとする。 - 空中線柱への取付穴加工は、原則として行わない。やむを得ない場合には、取付穴加工後に防食処理を行うものとする。 - 分配器などを空中線柱に取付ける場合は、移動又は落下などがないように堅固に固定すること。 - 空中線の取付けは、空中線の周囲にできるだけ障害物のない位置を選定し、取付け方向が変化しないよう適合する取付金具等を用い堅固に固定する。 また、八木型空中線を空中線柱と並行して取付ける場合は、空中線柱との間隔を1m以上とする。 - 給電線との接続は、防水性を考慮してしっかり取付けるものとする。 - 給電線は、方向調整や風圧等により、接続点に無理な力が加わらないように、給電線の余長を考慮する。 - 同軸避雷器、固定減衰器の取付けは、設計図書によらなければならない。 - 空中線は、無線局申請書との整合を図り、据付を行うものとする。 4-3-2 空中線調整 空中線の方向調整は、上下、左右方向を繰返し実施し、回線設計に従った受信入力が見られることを確認する。 第4節 付属装置設置工 4-4-1 付属装置取付 - 耐雷変圧器の設置は、設計図書によるものの他、入力側と出力側の配線は十分な間隔を確保するものとする。 - ケーブル避雷器の取付けは、設計図書によらなければならない。	第3節 空中線設置工 4-3-1 空中線据付 - 空中線の取付けは、取付け高さ、相手局方向及び偏波面を確認してから施工する。 - 空中線の取付けに使用するボルトは、鋼製の場合は溶融亜鉛めっき又はステンレス製で防食効果のあるものを使用する。 - 空中線の現場での組立がある場合は、製造者の組立要領に従い、正確に組立するものとする。 - 空中線柱への取付穴加工は、原則として行わない。やむを得ない場合には、取付穴加工後に防食処理を行うものとする。 - 分配器などを空中線柱に取付ける場合は、移動又は落下などがないように堅固に固定すること。 - 空中線の取付けは、空中線の周囲にできるだけ障害物のない位置を選定し、取付け方向が変化しないよう適合する取付金具等を用い堅固に固定する。 また、八木型空中線を空中線柱と並行して取付ける場合は、空中線柱との間隔を1m以上とする。 - 給電線との接続は、防水性を考慮してしっかり取付けるものとする。 - 給電線は、方向調整や風圧等により、接続点に無理な力が加わらないように、給電線の余長を考慮する。 - 同軸避雷器、固定減衰器の取付けは、設計図書によらなければならない。 - 空中線は、無線局申請書との整合を図り、据付を行うものとする。 4-3-2 空中線調整 空中線の方向調整は、上下、左右方向を繰返し実施し、回線設計に従った受信入力が見られることを確認する。 第4節 付属装置設置工 4-4-1 付属装置取付 - 耐雷変圧器の設置は、設計図書によるものの他、入力側と出力側の配線は十分な間隔を確保するものとする。 - ケーブル避雷器の取付けは、設計図書によらなければならない。	・旧設備の記載削除 ・旧設備の記載削除

現 行	改 定	適 用
テレメータ観測局装置の据付は、第5編 5-2-1テレメータ監視局装置据付の規定による。 5-4-2テレメータ観測局装置調整 テレメータ観測局装置の調整は、第5編 5-2-2テレメータ監視局装置調整の規定による。 5-4-3雨量・水位計据付 1. 雨量計据付 (1) 雨量計の配置は、設計図書によらなければならない。 (2) 雨量計は、降雨時の測定誤差を少なくするため、上空45°の範囲に樹木、建物等の障害物がなく、また風の吹き上げや吹きだまる所、傾斜地、窪地、崖縁、山の稜線からできるだけ遠い所に設置する。 (3) 雨量計は、水平に設置するものとし、アンカーボルト又はボルトにより堅固に固定する。 2. 水位計据付 (1) 装置等の配置は、設計図書によらなければならない。 (2) 水位計の設置場所は、流速の影響をあまり受けず堆砂等のない場所を選定して設置する。 (3) 装置を自立型ラック等で収容する場合は、金具などで固定し容易に飛出さないようにするものとする。 (4) 装置を卓上に設置する場合は、置台が移動又は転倒などを防止するために、ストッパなどで固定するとともに、装置が置台から落下することのないように、金具やバンドなどで固定する。	テレメータ観測局装置の据付は、第5編 5-2-1テレメータ監視局装置据付の規定による。 5-4-2テレメータ観測局装置調整 テレメータ観測局装置の調整は、第5編 5-2-2テレメータ監視局装置調整の規定による。 5-4-3雨量・水位計据付 1. 雨量計据付 (1) 雨量計の配置は、設計図書によらなければならない。 (2) 雨量計は、降雨時の測定誤差を少なくするため、上空45°の範囲に樹木、建物等の障害物がなく、また風の吹き上げや吹きだまる所、傾斜地、窪地、崖縁、山の稜線からできるだけ遠い所に設置する。 (3) 雨量計は、水平に設置するものとし、アンカーボルト又はボルトにより堅固に固定する。 2. 水位計据付 (1) 装置等の配置は、設計図書によらなければならない。 (2) 水位計の設置場所は、流速の影響をあまり受けず堆砂等のない場所を選定して設置する。 (3) 装置を自立型ラック等で収容する場合は、金具などで固定し容易に飛出さないようにするものとする。 (4) 装置を卓上に設置する場合は、置台が移動又は転倒などを防止するために、ストッパなどで固定するとともに、装置が置台から落下することのないように、金具やバンドなどで固定する。 3. GPS装置据付 観測装置のGPSアンテナは、衛星からの信号が一年中受信できる場所で、衛星信号を遮断する障害物（樹木、建物）がない位置に設置する。	・新規項目の追加

現 行	改 定	適 用
第6章 放流警報設備 第1節 適 用 1. 本章は、放流警報設備工事における放流警報制御監視局装置設置工、放流警報中継局装置設置工、放流警報警報局装置設置工、空中線設置工、付属装置設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本放流警報設備の空中線設置工は第4章第3節空中線設置工及び付属装置設置工は、第4章第4節付属装置設置工の規定による。 3. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 放流警報制御監視局装置設置工 6-2-1 放流警報監視局装置据付 放流警報監視局装置の据付けは、第3編第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 6-2-2 放流警報監視局装置調整 放流警報監視局装置の調整は、第5編5-2-1テレメータ監視局装置据付の規定による。 第3節 放流警報中継局装置設置工 6-3-1 放流警報中継局装置据付 放流警報中継局装置の据付けは、第3編第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 6-3-2 放流警報中継局装置調整 放流警報中継局装置の調整は、第5編5-2-2テレメータ監視局装置調整の規定による。 第4節 放流警報警報局装置設置工 6-4-1 放流警報警報局装置据付 放流警報警報局装置の据付けは、第5編、5-2-1テレメータ監視局装置据付の規定による。 6-4-2 放流警報警報局装置調整 放流警報警報局装置の調整は、第5編5-2-2テレメータ監視局装置調整の規定による。	第6章 放流警報設備 第1節 適 用 1. 本章は、放流警報設備工事における放流警報制御監視局装置設置工、放流警報中継局装置設置工、放流警報警報局装置設置工、空中線設置工、付属装置設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本放流警報設備の空中線設置工は第6編第4章第3節空中線設置工、及び付属装置設置工は、第5編第4章第4節付属装置設置工の規定による。 3. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 放流警報制御監視局装置設置工 6-2-1 放流警報監視局装置据付 放流警報監視局装置の据付けは、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 6-2-2 放流警報監視局装置調整 放流警報監視局装置の調整は、第5編5-2-1テレメータ監視局装置据付の規定による。 第3節 放流警報中継局装置設置工 6-3-1 放流警報中継局装置据付 放流警報中継局装置の据付けは、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 6-3-2 放流警報中継局装置調整 放流警報中継局装置の調整は、第5編5-2-2テレメータ監視局装置調整の規定による。 第4節 放流警報警報局装置設置工 6-4-1 放流警報警報局装置据付 放流警報警報局装置の据付けは、第5編、5-2-1テレメータ監視局装置据付の規定による。 6-4-2 放流警報警報局装置調整 放流警報警報局装置の調整は、第5編5-2-2テレメータ監視局装置調整の規定による。	・引用元表示の統一 ・引用元表示の統一 ・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
第7章 ヘリ画像受信設備 第1節 適 用 1. 本章は、ヘリ画像受信設備工事におけるヘリ画像受信基地局装置設置工、ヘリ画像受信携帯局装置設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 ヘリ画像受信基地局装置設置工 7-2-1 ヘリ画像受信基地局装置据付 ヘリ画像受信基地局装置の据付は、第3編第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 7-2-2 総合調整 1. 装置の試験及び調整項目ならびにヘリコプタの運行計画を基に、対向調整が必要な場合は、計画書を監督職員に提出し、確認を得た後に装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分に得られるように実施する。 2. 装置の総合調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第3節 ヘリ画像受信携帯局装置設置工 7-3-1 総合調整 総合調整は、第5編7-2-2 総合調整の規定による。	第7章 ヘリコプタ映像伝送設備 第1節 適 用 1. 本章は、ヘリコプタ映像伝送設備工事における基地局装置設置工、制御設備設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 基地局装置設置工 7-2-1 基地局装置据付 基地局装置の据付は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 7-2-2 総合調整 1. 装置の試験及び調整項目ならびにヘリコプタの運行計画を基に、対向調整に先立ち、法案書を監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分に得られるように実施する。 2. 装置の総合調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第3節 リモート局設備設置工 7-3-1 総合調整 総合調整は、第5編7-2-2 総合調整の規定による。	・新方式導入による記載内容の見直し ・引用元表示の統一 ・用語の統一

現 行	改 定	適 用
第 8 章 電話交換設備 第 1 節 適 用 1. 本章は、電話交換設備工事における自動電話交換装置設置工、T P 電話交換装置設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編器具及び材料、第 3 編電気通信設備工事共通編の規定による。 第 2 節 自動電話交換装置設置工 8-2-1 自動電話交換機据付（電子式） 自動電話交換機据付（電子式）に関する据付について以下に示す他は第 3 編 第 4 章 4-3-3 各種設備等の据付による ものとする。 1. 局線表示盤は、使用上見やすい位置に取付けるものとする。 2. 監視警報盤は、表示内容及び警報音が、確実に伝達できるものとする。 3. 直流電源装置及び蓄電池の据付は、第 4 編第 3 章第 4 節直流電源設備設置工の規定による。 8-2-2 自動電話交換機調整（電子式） 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 8-2-3 簡易電話交換装置据付 装置を卓上に設置する場合は、置台が移動または転倒などすることを防止するために、メットパなどで固定するとともに、装置が置台から落下することのないように、金具やバンドなどで固定する。 8-2-4 簡易電話交換装置調整 簡易電話交換装置の調整は、第 5 編 8-2-2 自動電話交換機調整(電子式)の規定による。 8-2-5 中継台据付 中継台の据付は、設計図書によらなければならない。 8-2-6 中継台調整 中継台の調整は、第 5 編 8-2-2 自動電話交換機調整(電子式)の規定による。 8-2-7 総合調整 1. 設備の試験及び調整に先立ち、設備の試験並び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、設備の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目による、性能が十分得られるように実施するものとする。 2. 設備の総合調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認	第 8 章 電話交換設備 第 1 節 適 用 1. 本章は、電話交換設備工事における自動電話交換装置設置工、T P 電話交換装置設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編器具及び材料編、第 3 編電気通信設備工事共通編の規定による。 第 2 節 自動電話交換装置設置工 8-2-1 自動電話交換機据付（電子式） 自動電話交換機据付（電子式）に関する据付について以下に示す他は第 3 編 4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 1. 局線表示盤は、使用上見やすい位置に取付けるものとする。 2. 監視警報盤は、表示内容及び警報音が、確実に伝達できるものとする。 3. 直流電源装置及び蓄電池の据付は、第 4 編第 3 章第 4 節直流電源設備設置工の規定による。 8-2-2 自動電話交換機調整（電子式） 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 8-2-3 簡易電話交換装置据付 装置を卓上に設置する場合は、置台が移動または転倒などすることを防止するために、メットパなどで固定するとともに、装置が置台から落下することのないように、金具やバンドなどで固定する。 8-2-4 簡易電話交換装置調整 簡易電話交換装置の調整は、第 5 編 8-2-2 自動電話交換機調整(電子式)の規定による。 8-2-5 中継台据付 中継台の据付は、設計図書によらなければならない。 8-2-6 中継台調整 中継台の調整は、第 5 編 8-2-2 自動電話交換機調整(電子式)の規定による。 8-2-7 総合調整 1. 設備の試験及び調整に先立ち、設備の試験並び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、設備の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目による、性能が十分得られるように実施するものとする。 2. 設備の総合調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認	・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
を受けるものとする。 8-2-8 電話付属品取付 1. 夜間転送台取付 夜間転送台の取付けは、設計図書によらなければならない。 2. 電話機取付 (1) 取付け位置は、設計図書によらなければならない。 (2) 取付け位置には、ローゼットまたは配線用コネクタなどを取付けるものとする。 (3) 電話機を取付ける位置は使用者の希望を入れ、使いやすい場所、かつ、多少室内の配置が変わっても支障のない場所を選定する。 8-2-9 端子盤取付 据付位置は、設計図書によらなければならない。 第3節 IP電話交換装置設置工 8-3-1 IP電話交換設備機器据付 IP電話交換設備機器の据付について以下に示す他は第3編 第4章 4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 1. 構内IP電話交換設備の機器類が相対する面相互間又は機器類と壁・柱との間隔は、工事保守上及び運用上支障のない間隔とする。 2. 監視警報盤又は監視装置は、警報（表示内容、警報音等）が、確実に伝達できるものとする。 3. 直流電源装置及び蓄電池の据付は、第4編第3章第4節 直流電源設備設置工の規定による。 4. 端末までのLAN配線については、第3編第4章第7節 通信配線工、第3編第4章第8節 光ケーブル敷設工の規定による。 8-3-2 IP電話交換設備機器調整（総合調整） IP電話交換設備の機器類の試験及び調整項目に従って、技術者により調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	を受けるものとする。 8-2-8 電話付属品取付 1. 夜間転送台取付 夜間転送台の取付けは、設計図書によらなければならない。 2. 電話機取付 (1) 取付け位置は、設計図書によらなければならない。 (2) 取付け位置には、ローゼットまたは配線用コネクタなどを取付けるものとする。 (3) 電話機を取付ける位置は使用者の希望を入れ、使いやすい場所、かつ、多少室内の配置が変わっても支障のない場所を選定する。 8-2-9 端子盤取付 据付位置は、設計図書によらなければならない。 第3節 IP電話交換装置設置工 8-3-1 IP電話交換設備機器据付 IP電話交換設備機器の据付について以下に示す他は第3編 4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 1. 構内IP電話交換設備の機器類が相対する面相互間又は機器類と壁・柱との間隔は、工事保守上及び運用上支障のない間隔とする。 2. 監視警報盤又は監視装置は、警報（表示内容、警報音等）が、確実に伝達できるものとする。 3. 直流電源装置及び蓄電池の据付は、第4編第3章第4節 直流電源設備設置工の規定による。 4. 端末までのLAN配線については、第3編第4章第7節 通信配線工、第3編第4章第8節 光ケーブル敷設工の規定による。 8-3-2 IP電話交換設備機器調整（総合調整） IP電話交換設備の機器類の試験及び調整項目に従って、技術者により調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
第9章 有線通信設備 第1節 適 用 1. 本章は、有線通信設備工事におけるデジタル端末装置（SDH）設置工、管理施設用小容量光伝送装置設置工、光ファイバ線路監視装置設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 デジタル端末装置（SDH）設置工 9-2-1 端末装置（SDH）据付 端末装置（SDH）の据付は、第3編 第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 9-2-2 端末装置（SDH）調整 端末装置（SDH）の調整は、第5編2-2-2 多重無線通信装置調整の規定による。 第3節 管理施設用小容量光伝送装置設置工 9-3-1 光伝送装置据付 光伝送装置の据付は、第3編 第4章4-3-3 各種設備等の据付によるほか、以下によるものとする。 （1）装置等を自立型ラックなどに収容する場合は、金具などで固定し容易に飛出さないようにするものとする。 （2）卓上に設置する場合は、置台が移動または転倒などすることを防止するために、ストップバンドなどで固定するとともに、装置が置台から落下することのないように、金具やバンドなどで固定するものとする。 9-3-2 光伝送装置調整 光伝送装置の調整は、第5編2-2-2 多重無線通信装置調整の規定による。 第4節 光ファイバ線路監視装置設置工 9-4-1 線路監視装置据付 線路監視装置の据付は、第3編 第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 9-4-2 線路監視装置調整 線路監視装置の調整は、第5編2-2-2 多重無線通信装置調整の規定による。	第9章 有線通信設備 第1節 適 用 1. 本章は、有線通信設備工事における統合IPネットワーク設置工、光ファイバ線路監視装置設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 統合IPネットワーク装置設置工 9-2-1 統合IPネットワーク装置据付 統合IPネットワーク装置の据付は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定によるほか、以下によるものとする。 （1）装置等を自立型ラックなどに収容する場合は、金具などで固定し容易に飛出さないようにするものとする。 （2）卓上に設置する場合は、置台が移動または転倒などすることを防止するために、ストップバンドなどで固定するとともに、装置が置台から落下することのないように、金具やバンドなどで固定するものとする。 9-2-2 統合IPネットワーク装置調整 統合IPネットワーク装置の調整は、第5編2-2-2 多重無線装置調整の規定による。 第3節 光ファイバ線路監視装置設置工 9-3-1 線路監視装置据付 線路監視装置の据付は、第3編4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 9-3-2 線路監視装置調整 線路監視装置の調整は、第5編2-2-2 多重無線通信装置調整の規定による。	・有線通信設備の構成見直しの反映 ・旧設備の削除 ・装置の名称変更 ・引用元表示の統一 ・装置の名称変更 ・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
第5節—IP伝送装置設置工 9-5-1—IP伝送装置据付 IP伝送装置の据付について自立型ラックなどに収容する場合は金具などで固定し、その他は第3編—第4章4—3—3各種設備等の据付によるものとする。 9-5-2—IP伝送装置調整 IP伝送装置の調整は、第5編2—2—2多重無線通信装置調整の規定による。		・ IP伝送装置設備の削除

現 行	改 定	適 用
第10章 道路情報表示設備 第1節 適 用 1. 本章は、道路情報表示設備工事における道路情報表示制御装置設置工、道路情報表示装置設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 道路情報表示制御装置設置工 10-2-1 制御装置据付 制御装置の据付について卓上に設置する場合は、移動又は転倒などを防止するために金具やバンド等で固定するものとし、卓の脚も同時に固定する。その他は第3編第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 10-2-2 制御装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得たのちにに、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準の定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第3節 道路情報表示装置設置工 10-3-1 表示装置据付 1. 表示装置の設計荷重 表示装置の設計荷重は風重、表示装置及び支柱に加わる外力は以下によるものとする。 風加重 道路付属物の基礎について（昭和60年7月15日道企第62号） 地震荷重 建設省告示第1449号（平成12年5月31日）第二 2. 表示装置据付 表示装置の据付は以下に示す他は第3編第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 (1)道路情報表示板は、門型支柱、歩道橋又はF型支柱等にボルト等を用い、地震時又は車両の振動により落下若しくは移動しないよう固定する。	第10章 道路情報表示設備 第1節 適 用 1. 本章は、道路情報表示設備工事における道路情報表示制御装置設置工、道路情報表示装置設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 道路情報表示制御装置設置工 10-2-1 制御装置据付 制御装置の据付について卓上に設置する場合は、移動又は転倒などを防止するために金具やバンド等で固定するものとし、卓の脚も同時に固定する。その他は第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 10-2-2 制御装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準の定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第3節 道路情報表示装置設置工 10-3-1 表示装置据付 1. 表示装置の設計荷重 表示装置の設計荷重として、表示装置及び支柱に加わる外力のうち風荷重と地震荷重は以下によるものとする。 風加重 道路付属物の基礎について（昭和60年7月15日道企第62号） 地震荷重 建設省告示第1449号（平成12年5月31日）第二 2. 表示装置据付 表示装置の据付は以下に示す他は第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 (1)道路情報表示板は、門型支柱、歩道橋又はF型支柱等にボルト等を用い、地震時又は車両の振動により落下若しくは移動しないよう固定する。また、ボルト部においては、ボルト、ナット、座金及びプレート部に連続したマーキングを施工する。 (2)支柱の設置にあたっては支柱に損傷を与えないよう取扱い、また架空線が支障する場合は防護して行う。特に大型柱を設置する場合は、安全作業を心掛け、かつ交	・誤植の修正 ・引用元表示の統一 ・記載内容の見直し ・引用元表示の統一 ・記載内容の見直し ・記載内容の見直し

現 行	改 定	適 用
42) ボルト類は、溶融亜鉛メッキを施したものの又はステンレス製のものを使用する。 43) コンクリートに埋め込むアンカーボルトは、埋設部を除き溶融亜鉛メッキを施したものを使用する。 3. 機側操作盤据付 機側操作盤は、保守上及び運用上、支障のない位置に溶融亜鉛めっきを施した鋼製ボルト又はステンレス製ボルトを使用し据付するものとする。 10-3-2 表示装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得たのちにに、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準の定める試験項目により41)性能が十分得られるよう実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	通の誤差を招かないよう手順よく設置する。 (3) ボルト類は、以下によるものとする。 1) ボルト類は、溶融亜鉛メッキを施したものの又はステンレス製のものを使用する。 2) コンクリートに埋め込むアンカーボルトは、埋設部を除き溶融亜鉛メッキを施したものを使用する。 (4) ボルト締付は、以下によるものとする。 1) めっき中ボルトの締付は、第5編20-3-1 通信用鉄塔架設 5項ボルト締付 (3)の規定による。 2) めっき高力ボルトの締付は、第5編20-3-1 通信用鉄塔架設 5項ボルト締付 (1)の規定による。 3) アンカーボルトの締付は、第5編20-3-1 通信用鉄塔架設 5項ボルト締付 (2)の規定による。 3. 機側操作盤据付 機側操作盤は、保守上及び運用上、支障のない位置に溶融亜鉛めっきを施した鋼製ボルト又はステンレス製ボルトを使用し据付するものとする。 10-3-2 表示装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得たにに、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準の定める試験項目による性能が、十分得られるよう実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	・ボルト締付の記載内容見直し (第20章通信用鉄塔設置工から引用) ・記載内容の見直し

現 行	改 定	適 用
第11章 河川情報表示設備 第1節 適 用 1. 本章は、河川情報表示設備工事における河川情報表示制御装置設置工、河川情報表示装置設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 河川情報表示制御装置設置工 11-2-1 制御装置据付 制御装置の据付について卓上に設置する場合は、移動又は転倒などを防止するために金具やバンド等で固定するものとし、卓の脚も同時に固定する。 その他は第3編 第10章 4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 11-2-2 制御装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得たのちに、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準の定める試験項目により 調整 性能が十分得られるよう実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第3節 河川情報表示装置設置工 11-3-1 表示装置据付 1. 表示装置据付 表示装置の据付は第5編 第10章 10-3-1 表示装置据付によるものとする。 2. 機個操作盤据付 機個操作盤は、保守上及び運用上、支障のない位置に溶融亜鉛めっきを施したボルト又はステンレス製ボルトを使用し据付するものとする。 11-3-2 表示装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得たのちに、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準の定める試験項目により 調整 性能が十分得られるよう実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	第11章 河川情報表示設備 第1節 適 用 1. 本章は、河川情報表示設備工事における河川情報表示制御装置設置工、河川情報表示装置設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 河川情報表示制御装置設置工 11-2-1 制御装置据付 制御装置の据付について卓上に設置する場合は、移動又は転倒などを防止するために金具やバンド等で固定するものとし、卓の脚も同時に固定する。 その他は第3編 4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 11-2-2 制御装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準の定める試験項目による性能が、十分得られるよう実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第3節 河川情報表示装置設置工 11-3-1 表示装置据付 1. 表示装置据付 表示装置の据付は第5編 10-3-1 表示装置据付の規定による。 2. 機個操作盤据付 機個操作盤は、保守上及び運用上、支障のない位置に溶融亜鉛めっきを施したボルト又はステンレス製ボルトを使用し据付するものとする。 11-3-2 表示装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準の定める試験項目による性能が、十分得られるよう実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	・引用元表示の統一 ・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
第12章 放流警報表示設備 第1節 適 用 1. 本章は、放流警報表示設備工事における放流警報表示制御装置設置工、放流警報表示装置設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 放流警報表示制御装置設置工 12-2-1 制御装置据付 制御装置の据付について卓上に設置する場合は、移動又は転倒などを防止するために金具やバンド等で固定するものとし、卓の脚も同時に固定する。 その他は第3編第1編4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 12-2-2 制御装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得たのちにに、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準の定める試験項目によりより性能が十分得られるよう実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第3節 放流警報表示装置設置工 12-3-1 表示装置据付 1. 表示装置据付 表示装置の据付は第5編第1編10-3-1 表示装置据付によるものとする。 2. 機側操作盤据付 機側操作盤は、保守上及び運用上、支障のない位置に溶融亜鉛めっきボルト又はステンレス製ボルトを使用し、据付るものとする。 12-3-2 表示装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得たのちにに、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準の定める試験項目によりより性能が十分得られるよう実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	第12章 放流警報表示設備 第1節 適 用 1. 本章は、放流警報表示設備工事における放流警報表示制御装置設置工、放流警報表示装置設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 放流警報表示制御装置設置工 12-2-1 制御装置据付 制御装置の据付について卓上に設置する場合は、移動又は転倒などを防止するために金具やバンド等で固定するものとし、卓の脚も同時に固定する。 その他は第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 12-2-2 制御装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準の定める試験項目による性能が、十分得られるよう実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第3節 放流警報表示装置設置工 12-3-1 表示装置据付 1. 表示装置据付 表示装置の据付は第5編10-3-1 表示装置据付の規定による。 2. 機側操作盤据付 機側操作盤は、保守上及び運用上、支障のない位置に溶融亜鉛めっきボルト又はステンレス製ボルトを使用し、据付るものとする。 12-3-2 表示装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準の定める試験項目による性能が、性能が十分得られるよう実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	・引用元表示の統一 ・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
第13章 トンネル防災設備 第1節 適 用 1. 本章は、トンネル防災設備工事におけるトンネル監視制御装置設置工、付属設備操作制御装置設置工、高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工、発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工は、第4編第2章第3節高圧受変電設備設置工及び第4節低圧受変電設備設置工の規定による。 3. 発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工は、第4編第3章第2節発電設備設置工、第3節無停電電源設備設置工、第4節直流電源設備設置工の規定による。 4. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 トンネル監視制御装置設置工 13-2-1 トンネル監視制御装置据付 装置等の設置は、設計図書によるほか、第6編7-2-1 CCTV制御装置据付及び第6編7-3-1 CCTV装置据付の規定による。 13-2-2 トンネル監視制御装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、設備の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により性能が十分得られるように実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第3節 付属設備操作制御装置設置工 13-3-1 付属設備据付 VI計、CO計、風向風速計の据付は、設計図書によらなければならない。 13-3-2 付属設備調整 VI計、CO計、風向風速計の調整は、装置ごとの試験項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	第13章 トンネル防災設備 第1節 適 用 1. 本章は、トンネル防災設備工事におけるトンネル監視制御装置設置工、付属設備操作制御装置設置工、高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工、発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 高圧受変電設備設置工、低圧受変電設備設置工は、第4編第2章第3節高圧受変電設備設置工及び第4節低圧受変電設備設置工の規定による。 3. 発電設備設置工、無停電電源設備設置工、直流電源設備設置工は、第4編第3章第2節発電設備設置工、第3節無停電電源設備設置工、第4節直流電源設備設置工の規定による。 4. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 トンネル監視制御装置設置工 13-2-1 トンネル監視制御装置据付 装置等の設置は、設計図書によるほか、第6編7-2-1 CCTV監視制御装置据付、及び第6編7-3-1 CCTV装置据付の規定による。 13-2-2 トンネル監視制御装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、設備の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目による性能が、十分得られるように実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第3節 付属設備操作制御装置設置工 13-3-1 付属設備据付 VI計、CO計、風向風速計の据付は、設計図書によらなければならない。 13-3-2 付属設備調整 VI計、CO計、風向風速計の調整は、装置ごとの試験項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	・用語の統一

現 行	改 定	適 用
第14章 非常警報設備 第1節 適 用 1. 本章は、非常警報設備工事における非常警報装置設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 非常警報制御機設置工 14-2-1 非常警報制御機据付 非常警報制御機の据付は、第3編第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 14-2-2 非常警報御機調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 14-2-3 非常警報主制御装置据付 非常警報主制御装置の据付は、屋内設置にあつては、第3編第4章4-3-3 各種設備等の据付により、屋外設置にあつては第4編2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。 14-2-4 非常警報主制御装置調整 非常警報主制御装置の調整は、第5編14-2-2 非常警報制御機調整の規定による。 14-2-5 非常警報副制御装置据付 非常警報副制御装置の据付は、第5編14-2-3 非常警報主制御装置据付の規定による。 14-2-6 非常警報副制御装置調整 非常警報副制御装置の調整は、第5編14-2-4 非常警報主制御装置調整の規定による。 14-2-7 押ボタン式通報装置据付 押ボタン式通報装置の据付は、以下によるものとする。 (1) 装置の取付け位置は、設計図書によるものとし、建築限界の外側とする。 (2) 押ボタンスイッチの高さは、路面または監視員通路面より0.8m～1.5mとする。 なお、同一トンネル内においては同一高さとする。 (3) 消火器内蔵型押ボタン式通報装置については、説明板を装置の扉前面の見易い位置に取付けるものとする。 (4) 押ボタン式通報装置のみの場合には、説明板を装置の直下のトンネル坑内壁面に、直接または取付金具を用いて取付けるものとする。	第14章 非常警報設備 第1節 適 用 1. 本章は、非常警報設備工事における非常警報装置設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 非常警報制御機装置設置工 14-2-1 非常警報制御機据付 非常警報制御機の据付は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 14-2-2 非常警報御機調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 14-2-3 非常警報主制御装置据付 非常警報主制御装置の据付は、屋内設置にあつては、第3編4-3-3 各種設備等の据付、屋外設置にあつては第4編2-4-3 低圧受変電設備据付の規定による。 14-2-4 非常警報主制御装置調整 非常警報主制御装置の調整は、第5編14-2-2 非常警報制御機調整の規定による。 14-2-5 非常警報副制御装置据付 非常警報副制御装置の据付は、第5編14-2-3 非常警報主制御装置据付の規定による。 14-2-6 非常警報副制御装置調整 非常警報副制御装置の調整は、第5編14-2-4 非常警報主制御装置調整の規定による。 14-2-7 押ボタン式通報装置据付 押ボタン式通報装置の据付は、以下によるものとする。 (1) 装置の取付け位置は、設計図書によるものとし、建築限界の外側とする。 (2) 押ボタンスイッチの高さは、路面または監視員通路面より0.8m～1.5mとする。 なお、同一トンネル内においては同一高さとする。 (3) 消火器内蔵型押ボタン式通報装置については、説明板を装置の扉前面の見易い位置に取付けるものとする。 (4) 押ボタン式通報装置のみの場合には、説明板を装置の直下のトンネル坑内壁面に、直接または取付金具を用いて取付けるものとする。	・用語の統一 ・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
第15章 ラジオ再放送設備 第1節 適 用 1. 本章は、ラジオ再放送設備工事におけるラジオ再放送装置設置工、緊急放送装置設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 ラジオ再放送装置設置工 15-2-1 受信アンテナ据付 1. 受信アンテナの設置場所は、設計図書によらなければならない。 2. 受信アンテナの設置場所は、坑口及び金属構造から極力離れた場所を選定して、設置するものとする。 3. 空中線支持金物は、鋼製の場合は溶融亜鉛めっき又はステンレス製の防食効果があるものを使用すること。 15-2-2 受信アンテナ調整 受信アンテナの方向調整は、上下、左右方向を繰り返し実施し、各放送局の受信電界が最良の場所に調整する。 15-2-3 受信装置据付 受信装置の設置は、第3編—第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 15-2-4 受信装置調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 15-2-5 放送装置据付 放送装置の設置は、第3編—第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 15-2-6 放送装置調整 放送装置の調整は、第5編15-2-4受信装置調整の規定による。	第15章 ラジオ再放送設備 第1節 適 用 1. 本章は、ラジオ再放送設備工事におけるラジオ再放送装置設置工、緊急放送装置設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 ラジオ再放送装置設置工 15-2-1 受信空中線据付 1. 受信空中線の設置場所は、設計図書によらなければならない。 2. 受信空中線の設置場所は、坑口及び金属構造から極力離れた場所を選定して、設置するものとする。 3. 空中線支持金物は、鋼製の場合は溶融亜鉛めっき又はステンレス製の防食効果があるものを使用すること。 15-2-2 受信空中線調整 受信空中線の方向調整は、上下、左右方向を繰り返し実施し、各放送局の受信電界が最良の場所に調整する。 15-2-3 ラジオ受信装置据付 ラジオ受信装置の設置は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 15-2-4 ラジオ受信装置調整 ラジオ受信装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 15-2-5 ラジオ再放送装置据付 ラジオ再放送装置の設置は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 15-2-6 ラジオ再放送装置調整 ラジオ再放送装置の調整は、第5編15-2-4ラジオ受信装置調整の規定による。 15-2-7 トンネル内空中線据付 LCX（漏洩同軸ケーブル）及び誘導線の据付位置は、照明及び消火設備との干渉を避け、建蔽限界を超えない位置に設置するものとする。ただし、これによりがたい場合は、別途協議するものとする。 15-2-8 トンネル内空中線調整 トンネル内空中線等の調整は、ケーブルの特性及び設置状態によって電波の輻射特性が異なるため、実走行によりトンネル区間長の電界測定を行い、必要電界強度が得られることを確認する。	・用語の統一（アンテナ→空中線）5カ所 ・用語の統一 ・引用元表示の統一 ・用語の統一 ・用語の統一 ・引用元表示の統一 空中線据付及び調整の条を追加

現 行	改 定	適 用
15-2-7 付属機器取付 1. 継合器・分配器・共用器・終端抵抗器等をトンネル内に取付ける場合は、落下若しくは移動しないように堅固に固定すること。 なお、取付金具は、鋼製の場合は溶融垂鉛めっき又はステンレス製の防食効果があるものを使用すること。 2. 案内表示板据付 案内表示板の設置は、設計図書によらなければならない。 15-2-8 総合調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整を記入した計画書を、監督職員に提出し確認を得たのちに、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるよう実施すること。 2. 装置の総合調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 15-2-9 放送装置（事務所）据付 放送装置（事務所）の据付は、第3編第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 15-2-10 放送装置（事務所）調整 放送装置（事務所）の調整は、第5編15-2-6 放送装置調整の規定による。 第3節 緊急放送装置設置工 15-3-1 放送制御装置据付 放送制御装置の設置は、第5編第6章第3節 放送警報制御監視局装置設置工の規定による。 15-3-2 放送制御装置調整 放送制御装置の調整は、第5編15-2-4 受信装置調整の規定による。 15-3-3 放送操作車据付 放送操作車の設置は、第5編第9章第3節 放送警報制御監視局装置設置工の規定による。 15-3-4 放送操作車調整 放送操作車の調整は、第5編15-2-4 受信装置調整の規定による。	15-2-9 付属機器取付 1. 継合器・分配器・終端抵抗器等をトンネル内に取付ける場合は、落下若しくは移動しないように堅固に固定すること。 なお、取付金具は、鋼製の場合は溶融垂鉛めっき又はステンレス製の防食効果があるものを使用すること。 2. 案内表示板据付 案内表示板の設置は、設計図書によらなければならない。 15-2-10 監視装置（事務所）据付 監視装置（事務所）の据付は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 15-2-11 監視装置（事務所）調整 監視装置（事務所）の調整は、第5編15-2-6 ラジオ再放送装置調整の規定による。 15-2-12 総合調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整を記入した法案書を、監督職員に提出し確認を得たのちに、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるよう実施すること。 2. 装置の総合調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第3節 緊急放送装置設置工 15-3-1 割込制御装置据付 割込制御装置の設置は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 15-3-2 割込制御装置調整 割込制御装置の調整は、第5編15-2-4 ラジオ受信装置調整の規定による。 15-3-3 割込端末装置据付 割込端末装置の設置は、第3編4-3-3 各種設備等の据付工の規定による。 15-3-4 割込端末装置調整 割込端末装置の調整は、第5編15-2-4 ラジオ受信装置調整の規定による。 15-3-5 総合調整 装置の総合調整は、第5編15-2-10 総合調整の規定による。	・構成の見直し ・条構成の見直し ・引用元表示の統一 ・条構成の見直し ・総合調整の追加

現 行	改 定	適 用
第16章 トンネル無線補助設備 第1節 適 用 1. 本章は、トンネル無線補助設備工事におけるトンネル無線補助設備設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 トンネル無線補助設備設置工 16-2-1 無線補助装置据付 無線補助装置の据付は、第3編第4章4-3-3 各種設備等の据付によることとする。 16-2-2 無線補助装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した計画書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施すること。 2. 装置の調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 16-2-3 空中線据付 1. 空中線の取付け位置は、通過車両による影響を避けるため、トンネル内部のできるだけ上部に近い位置に設置する。 2. トンネル内の空中線は、塵埃による影響を極力少なくするように取付けるものとする。 3. 付属機器取付 共用器等の付属機器をトンネル内に取付ける場合は、第5編15-2-1付属機器取付の規定による。 16-2-4 空中線調整 八木型空中線の調整では、回線設計に従った受信入力が得られることを確認する。LCX（漏洩同軸ケーブル）タイプの空中線の調整では、ケーブルの特性及び設置状態によって電波の輻射特性が異なるため、実通試験を行い回線設計に従った受信入力が得られることを確認する。	第16章 トンネル無線補助設備 第1節 適 用 1. 本章は、トンネル無線補助設備工事におけるトンネル無線補助設備設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 トンネル無線補助設備設置工 16-2-1 無線補助装置据付 無線補助装置の据付は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 16-2-2 無線補助装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した計画書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施すること。 2. 装置の調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 16-2-3 空中線据付 1. 空中線の据付は、第5編15-2-1ア トンネル内空中線据付の規定による。 2. トンネル内の空中線は、塵埃による影響を極力少なくするように取付けるものとする。 3. 付属機器取付 共用器等の付属機器をトンネル内に取付ける場合は、第5編15-2-1付属機器取付の規定による。 16-2-4 空中線調整 八木型空中線の調整では、回線設計に従った必要電界強度が得られることを確認する。LCX（漏洩同軸ケーブル）タイプの空中線の調整では、ケーブルの特性及び設置状態によって電波の輻射特性が異なるため、実通試験又は第5編15-2-8 トンネル内空中線調整に準じた電界測定を行い必要電界強度が得られることを確認する。	引用元表示の統一 ・記載内容の見直し ・記載内容の見直し

現 行	改 定	適 用
第17章 路側通信設備 第1節 適 用 1. 本章は、路側通信設備工事における路側通信制御装置設置工、路側通信端末装置設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 路側通信制御装置設置工 17-2-1 再生制御装置据付 再生制御装置の据付は、第3編 第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 17-2-2 再生制御装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した仕様書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施すること。 2. 装置の調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 17-2-3 録音再生装置据付 録音再生装置の据付は、第3編 第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 17-2-4 録音再生装置調整 録音再生装置の調整は、第5編17-2-2再生制御装置調整の規定による。 17-2-5 放送装置据付 放送装置の据付は、第3編 第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 17-2-6 放送装置調整 放送装置の調整は、第5編17-2-2再生制御装置調整の規定による。 第3節 路側通信端末装置設置工 17-3-1 空中線装置据付 空中線LCX装置の据付は、第3編第4章第7節通信配線工の規定による。	第17章 路側通信設備 第1節 適 用 1. 本章は、路側通信設備工事における路側通信中央局装置設置工、路側通信端末装置設置工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 路側通信中央局装置設置工 17-2-1 路側制御装置据付 路側制御装置の据付は、第3編 第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 17-2-2 路側制御装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した仕様書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施すること。 2. 装置の調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 17-2-3 路側端末装置据付 路側端末装置の据付は、第3編 第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 17-2-4 路側端末装置調整 路側端末装置の調整は、第5編17-2-2路側制御装置調整の規定による。 第3節 路側通信端末局装置設置工 17-3-1 放送装置据付 放送装置の据付は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 17-3-2 放送装置調整 放送装置の調整は、第5編17-2-2 路側制御装置調整の規定による。 17-3-3 空中線装置据付 経路空中線装置の据付は、第3編第4章第7節通信配線工の規定による。	・装置構成と装置名称の見直し ・引用元表示の統一 ・放送装置を第3節へ移動 放送装置を第2節から移動 ・用語の統一

現 行	改 定	適 用
17-3-2- 空中線装置調整 空中線装置の調整は、第3編第4章第7節通信配線工の規定による。 17-3-3- 案内表示板据付 案内表示板の据付は、設計図書によらなければならない。 17-3-4- 機側操作盤据付 機側操作盤は、保守上及び運用上、支障のない位置に据付けるものとする。	17-3-4 空中線装置調整 送信空中線装置の調整は、設置場所からサービスエリアに設定される地点において電界測定を行い必要電界強度が得られることを確認する。 17-3-5 案内標識板据付 案内標識板の据付は、設計図書によらなければならない。 17-3-6 機側操作盤据付 機側操作盤は、保守上及び運用上、支障のない位置に据付けるものとする。	・記載内容の見直し ・用語の統一

現 行	改 定	適 用
第18章 道路防災設備 第1節 適 用 1. 本章は、道路防災設備工事における交通遮断装置設置工、交通流車両観測装置設置工、踏車間通信装置設置工、交通遮断装置基礎工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 交通遮断装置設置工 18-2-1 交通遮断機据付 1. 装置等の配置は、設計図書によらなければならない。 2. 装置は、支柱または架台などに水平及び垂直調整を行ったもの、ステンレス製又は鋼製で溶融亜鉛めっきを施した、ボルトなどで取付けられるものとする。 18-2-2 交通遮断機調整 設備ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 18-2-3 予告板・標識等据付 1. 予告板・標識等の配置は、設計図書によらなければならない。 2. 予告板・標識等の据付は、門型支柱、F型支柱、片持支柱等にボルトなどを用いて、地震時や車両の振動により、落下若しくは移動しないように設置する。 3. 予告板・標識等は、車道部及び歩道部の建築限界（道路構造令第12条）を侵さない位置に設置するものとし、視認性の良い場所に設置する。 18-2-4 予告板・標識等調整 予告板・標識等の調整は、第5編18-2-2交通遮断機調整の規定による。 18-2-5 交通信号装置据付 交通信号装置の据付は、第5編18-2-3予告板・標識等据付の規定による。 18-2-6 交通信号装置調整 交通信号装置の調整は、第5編18-2-2交通遮断機調整の規定による。 第3節 交通流車両観測装置設置工 18-3-1 車両感知装置据付 1. 装置等の配置は、設計図書によらなければならない。 2. 装置は、自立型にあってはコンクリート基礎または鋼板製架台に、壁掛型にあっては壁面に、鋼製の場合は溶融亜鉛めっき又はステンレス製のボルトなどで固定する。 3. 感知器取付支柱は、門型支柱、歩道橋またはF型支柱等にボルト等を用いて、地震時や車両の振動により、落下若しくは移動しないように設置する。	第18章 道路防災設備 第1節 適 用 1. 本章は、道路防災設備工事における交通遮断装置設置工、交通流車両観測装置設置工、踏車間通信装置設置工、交通遮断装置基礎工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 交通遮断装置設置工 18-2-1 交通遮断機据付 1. 装置等の配置は、設計図書によらなければならない。 2. 装置は、支柱または架台などに水平及び垂直調整を行った後、ステンレス製又は鋼製で溶融亜鉛めっきを施した、ボルトなどで取付けられるものとする。 18-2-2 交通遮断機調整 設備ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 18-2-3 予告板・標識等据付 1. 予告板・標識等の配置は、設計図書によらなければならない。 2. 予告板・標識等の据付は、門型支柱、F型支柱、片持支柱等にボルトなどを用いて、地震時や車両の振動により、落下若しくは移動しないように設置する。 3. 予告板・標識等は、車道部及び歩道部の建築限界（道路構造令第12条）を侵さない位置に設置するものとし、視認性の良い場所に設置する。 18-2-4 予告板・標識等調整 予告板・標識等の調整は、第5編18-2-2交通遮断機調整の規定による。 18-2-5 交通信号装置据付 交通信号装置の据付は、第5編18-2-3予告板・標識等据付の規定による。 18-2-6 交通信号装置調整 交通信号装置の調整は、第5編18-2-2交通遮断機調整の規定による。 第3節 交通流車両観測装置設置工 18-3-1 車両感知装置据付 1. 装置等の配置は、設計図書によらなければならない。 2. 装置は、自立型にあってはコンクリート基礎または鋼板製架台に、壁掛型にあっては壁面に、鋼製の場合は溶融亜鉛めっき又はステンレス製のボルトなどで固定する。 3. 感知器取付支柱は、門型支柱、歩道橋またはF型支柱等にボルト等を用いて、地震時や車両の振動により、落下若しくは移動しないように設置する。	

現 行	改 定	適 用
4. ループコイルの敷設は、損傷を与えないように丁寧に施工するものとし、埋設深さを路面から、なるべく均一になるように施工する。 18-3-2 車両感知装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した申請書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施すること。 2. 装置の調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第4節 路車間通信装置設置工 18-4-1 路車間通信装置据付 路車間通信装置の据付は、第5編18-3-1車両感知装置据付の規定による。 18-4-2 路車間通信装置調整 路車間通信装置の調整は、第5編18-3-2車両感知装置調整の規定による。 第5節 交通遮断装置基礎工 18-5-1 交通遮断装置基礎工 1. 掘削は、道路の構造、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないように、注意して行うものとする。 2. 基礎は、設計図書により施工するものとするが、支柱を完全に支持し、有害な沈下または傾斜などを起さないように設置すること。 3. 基礎用掘削箇所は、十分な突固めを行うものとする。 4. コンクリートに埋込むアンカーボルトは、埋込部を除き溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。 5. コンクリートの基礎部は、コンクリートモルタルにより、根巻き部分の水切りが十分行えるように施工する。	4. ループコイルの敷設は、損傷を与えないように丁寧に施工するものとし、埋設深さを路面から、なるべく均一になるように施工する。 18-3-2 車両感知装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した提案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施すること。 2. 装置の調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第4節 路車間通信装置設置工 18-4-1 路車間通信装置据付 路車間通信装置の据付は、第5編18-3-1車両感知装置据付の規定による。 18-4-2 路車間通信装置調整 路車間通信装置の調整は、第5編18-3-2車両感知装置調整の規定による。 第5節 交通遮断装置基礎工 18-5-1 交通遮断装置基礎工 1. 掘削は、道路の構造、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないように、注意して行うものとする。 2. 基礎は、設計図書により施工するものとするが、支柱を完全に支持し、有害な沈下または傾斜などを起さないように設置すること。 3. 基礎用掘削箇所は、十分な突固めを行うものとする。 4. コンクリートに埋込むアンカーボルトは、埋込部を除き溶融亜鉛めっきを施したものを使用する。 5. コンクリートの基礎部は、コンクリートモルタルにより、根巻き部分の水切りが十分行えるように施工する。	

現 行	改 定	適 用
第19章 施設計測・監視制御設備 第1節 適 用 1. 本章は、施設計測・監視制御設備工事における路面凍結検知装置設置工、積雪深計測装置設置工、気象観測装置設置工、地震データ集計制御設備設置工、地震データ通信制御設備設置工、強震計測装置設置工、土石流監視制御装置設置工、路面冠水検知装置設置その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 路面凍結検知装置設置工 19-2-1 路面凍結検知装置据付 1. 装置等の配置は、設計図書によらなければならない。 2. 装置は、自立型にあつてはコンクリート基礎または鋼板製架台に。壁掛型にあつては壁面に、鋼製の場合は溶融亜鉛めっき又はステンレス製のボルトなどで固定する。 19-2-2 路面凍結検知装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した計画書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施すること。 2. 装置の調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第3節 積雪深計測装置設置工 19-3-1 積雪深計測装置据付 積雪深計測装置の据付は、第5編19-2-1路面凍結検知装置据付の規定による。 19-3-2 積雪深計測装置調整 積雪深計測装置の調整は、第5編19-2-2路面凍結検知装置調整の規定による。 第4節 気象観測装置設置工 19-4-1 気象観測装置据付 気象観測装置の据付は、第5編19-2-1路面凍結検知装置据付の規定による。 19-4-2 気象観測装置調整 気象観測装置の調整は、第5編19-2-2路面凍結検知装置調整の規定による。	第19章 施設計測・監視制御設備 第1節 適 用 1. 本章は、施設計測・監視制御設備工事における路面凍結検知装置設置工、積雪深計測装置設置工、気象観測装置設置工、強震計測装置設置工、土石流監視制御装置設置工、路面冠水検知装置設置その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 路面凍結検知装置設置工 19-2-1 路面凍結検知装置据付 1. 装置等の配置は、設計図書によらなければならない。 2. 装置は、自立型にあつてはコンクリート基礎または鋼板製架台に。壁掛型にあつては壁面に、鋼製の場合は溶融亜鉛めっき又はステンレス製のボルトなどで固定する。 19-2-2 路面凍結検知装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目等を記入した計画書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施すること。 2. 装置の調整完了後に、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第3節 積雪深計測装置設置工 19-3-1 積雪深計測装置据付 積雪深計測装置の据付は、第5編19-2-1路面凍結検知装置据付の規定による。 19-3-2 積雪深計測装置調整 積雪深計測装置の調整は、第5編19-2-2路面凍結検知装置調整の規定による。 第4節 気象観測装置設置工 19-4-1 気象観測装置据付 気象観測装置の据付は、第5編19-2-1路面凍結検知装置据付の規定による。 19-4-2 気象観測装置調整 気象観測装置の調整は、第5編19-2-2路面凍結検知装置調整の規定による。	・旧設備の削除

現 行	改 定	適 用
第5節—地震データ集配信制御設備設置工 19-5-1—地震データ集配信制御設備据付 地震データ集配信制御設備の据付は、第3編 第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 19-5-2—地震データ集配信制御設備調整 地震データ集配信制御設備の調整は、第5編19-2-2 路面凍結検知装置調整の規定による。 第6節—地震データ通信制御設備設置工 19-6-1—地震データ通信制御設備据付 地震データ通信制御設備の据付は、第3編 第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 19-6-2—地震データ通信制御設備調整 地震データ通信制御設備の調整は、第5編19-5-2 地震データ集配信制御設備調整の規定による。 第7節 強震計測装置設置工 19-7-1 強震計測装置据付 強震計測装置の据付について以下に示す他は第3編 第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 1. 装置の設置目的上、耐震性を十分に考慮して強固に固定する。 2. 装置の設置にあたっては、他の構造物の影響を受けないよう、原則として構造物から10m以上離して設置する。 3. 装置の設置は、近くに高压電線路等のある場所を避け、ノイズを記録する可能性のある場所や、切土部、盛土部にも設置しないものとする。 4. 装置が水平に設置されていることを確かめてから、アンカーボルトで堅固に固定する。 5. 地図などにより方位を確認した上で、センサー部回転台を回し「N」マークを北に向け、六角レンチでしっかり固定する。 6. 計測部の加速度計は、落下などの衝撃で破損するので、慎重に取扱うものとする。 19-7-2 強震計測装置調整 強震計測装置の調整は、第5編19-5-2 地震データ集配信制御設備調整の規定による。 19-7-3 ハンドホール設置 1. センサーのベースコンクリート以下の掘削は、直掘を原則とする。 2. 掘削は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないように、注意して行うものとする。 3. ハンドホールは、設計図書により施工するものとするが、有害な沈下または傾斜などを起さないように、注意して設置すること。	第5節 強震計測装置設置工 19-5-1 強震計測装置据付 強震計測装置の据付について以下に示す他は第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 1. 装置の設置目的上、耐震性を十分に考慮して堅固に固定する。 2. 装置の設置にあたっては、他の構造物の影響を受けないよう、原則として構造物から10m以上離して設置する。 3. 装置の設置は、近くに高压電線路等のある場所を避け、ノイズを記録する可能性のある場所や、切土部、盛土部にも設置しないものとする。 4. 装置が水平に設置されていることを確かめてから、アンカーボルトで堅固に固定する。 5. 地図などにより方位を確認した上で、センサー部回転台を回し「N」マークを北に向け、六角レンチでしっかり固定する。 6. 計測部の加速度計は、落下などの衝撃で破損するので、慎重に取扱うものとする。 19-5-2 強震計測装置調整 強震計測装置の調整は、第5編19-2-2 路面凍結検知装置調整の規定による。 19-5-3 ハンドホール設置 1. センサーのベースコンクリート以下の掘削は、直掘を原則とする。 2. 掘削は、工作物及び地下埋設物に損傷を与えないように、注意して行うものとする。 3. ハンドホールは、設計図書により施工するものとするが、有害な沈下または傾斜などを起さないように、注意して設置すること。	・旧設備の削除 ・旧設備の削除 ・引用元表示の統一 ・記載内容の見直し

現 行	改 定	適 用
4. ハンドホール用掘削箇所は、十分な突固めを行うものとする。 5. コンタリットに埋込むアンカーボルトは、埋込部を除き溶融亜鉛めっきを施したものを使用するものとする。 第8節 土石流監視制御装置設置工 19-8-1 土石流監視制御装置据付 土石流監視制御装置の据付は、第5編5-2-1テレメータ監視局装置据付の規定による。 19-8-2 土石流監視制御装置調整 土石流監視制御装置の調整は、第3編-第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 第9節 路面冠水検知装置設置工 19-9-1 路面冠水検知装置据付 路面冠水検知装置の据付は、第5編19-2-1路面凍結検知装置据付の規定による。 19-9-2 路面冠水検知装置調整 路面冠水検知装置の調整は、第5編19-2-2路面凍結検知装置調整の規定による。	4. ハンドホール用掘削箇所は、十分な突固めを行うものとする。 5. コンタリットに埋込むアンカーボルトは、埋込部を除き溶融亜鉛めっきを施したものを使用するものとする。 第6節 土石流監視制御装置設置工 19-6-1 土石流監視制御装置据付 土石流監視制御装置の据付は、第5編5-2-1テレメータ監視局装置据付の規定による。 19-6-2 土石流監視制御装置調整 土石流監視制御装置の調整は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 第7節 路面冠水検知装置設置工 19-7-1 路面冠水検知装置据付 路面冠水検知装置の据付は、第5編19-2-1路面凍結検知装置据付の規定による。 19-7-2 路面冠水検知装置調整 路面冠水検知装置の調整は、第5編19-2-2路面凍結検知装置調整の規定による。	・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
第20章 通信鉄塔・反射板設備 第1節 適 用 1. 本章は、通信鉄塔・反射板設備工事における通信用鉄塔・反射板製作工、通信用鉄塔設置工、反射板設置工、鉄塔基礎工、反射板基礎工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 工場製作工 20-2-1 通信用鉄塔製作工 鉄塔製作工は、設計図書によるほか、通信鉄塔設計要領によるものとする。 20-2-2 反射板製作工 反射板製作工は、設計図書によるほか、通信鉄塔設計要領によるものとする。 第3節 通信用鉄塔設置工 20-3-1 通信用鉄塔架設 1. 鉄塔の設置位置は、設計図書によらなければならない。 2. 地組は、部材の数量及び不良部材の確認をしながら台木等の上で行い、組立完了後にキーロックロープを取付けるものとする。 3. クレーン車による据付は、アウトリガーを最大に張出し、鉄板・角材により堅固、かつ水平に行うものとする。 4. 約20m以上の高所作業における上、下の連絡は、トランシーバまたはホイッスル等を使用し、確認しながら安全に作業すること。 5. ボルト締付けは、以下によるものとする。 (1) 主柱材及び主な応力材継手ボルト ボルトの注油は厳禁とし、トルクレンチにより一定のトルクの値まで一次締付けを行い、被締付材に白マジックでマーキングを行うものとする。本締めは、一次締めマーキング位置より、ナットを120度回転させるものとする。(公差±30度内) (2) アンカーボルト アンカーボルトは二重ナットとすることを標準とし、締付けは以下によるものとする。 1) 下側ナット 所定トルクによる一次締め付けを行い、白マジックによるマーキングを行うものとする。	第20章 通信鉄塔・反射板設備 第1節 適 用 1. 本章は、通信鉄塔・反射板設備工事における通信用鉄塔・反射板製作工、通信用鉄塔設置工、反射板設置工、鉄塔基礎工、反射板基礎工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 工場製作工 20-2-1 通信用鉄塔製作工 鉄塔製作工は、設計図書によるほか、通信鉄塔設計要領によるものとする。 20-2-2 反射板製作工 反射板製作工は、設計図書によるほか、通信鉄塔設計要領によるものとする。 第3節 通信用鉄塔設置工 20-3-1 通信用鉄塔架設 1. 鉄塔の設置位置は、設計図書によらなければならない。 2. 地組は、部材の数量及び不良部材の確認をしながら台木等の上で行い、組立完了後にキーロックロープを取付けるものとする。 3. クレーン車による据付は、アウトリガーを最大に張出し、鉄板・角材により堅固、かつ水平に行うものとする。 4. 約20m以上の高所作業における上、下の連絡は、トランシーバまたはホイッスル等を使用し、確認しながら安全に作業すること。 5. ボルト締付けは、以下によるものとする。 (1) 主柱材及び主な応力材継手ボルト ボルトの注油は厳禁とし、トルクレンチにより一定のトルクの値まで一次締付けを行い、被締付材に白マジックでマーキングを行うものとする。本締めは、一次締めマーキング位置より、ナットを120° 回転させるものとする。(公差±30°内) (2) アンカーボルト アンカーボルトは二重ナットとすることを標準とし、締付けは以下によるものとする。 1) 下側ナット 所定トルクによる一次締め付けを行い、白マジックによるマーキングを行うものとする。	・記載内容の見直し（マーキング色の変更）

現 行	改 定	適 用
のとする。本締めとして、±次締めより、10°～30° ナットを回転させる。本締め後、赤マジャックによるマーキングを履み確認用として施すものとする。 2) 上側ナット 下側ナットの1次締めトルクの50%トルクで締め付けるものとする。 (3) その他のボルト ボルト整理時に注油し、一定のトルクの値まで本締めを行い、被締付材が密着していることを確認し、赤マジャックによりマーキングを行うものとする。 6. 現場溶接は、以下によるものとする。 (1) 現場溶接を行う箇所及びその溶接工法の指定は、設計図書によらなければならない。 (2) 溶接工法は、JIS Z 3801「手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」及びJIS Z 3841「半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に合格した、有資格者が行うものとする。 (3) 溶接用の足場は安全で、かつ正しい姿勢で行える構造のものとし、天候対策及び検査の実施についても考慮されたものとする。 (4) 溶接設備は漏電または電撃などの危険がなく、溶融金属などの落下またはアークなどによる火災に対する防護設備を有し、かつアーク光及び発生ガスなどによる被害を与えないような、措置を講じたものとする。 (5) 溶接箇所の近傍に風速計を常備して、溶接環境の管理を行うとともに、溶接中のにわか雨及び突風など、天候の急変に対しても十分注意すること。 (6) 溶接完了後の非破壊検査は、設計図書によらなければならない。 7. 現場塗装は、第3編第4章第14節塗装工の規定によらなければならない。 8. 航空障害灯設置は、以下によるものとする。 (1) 航空障害灯は、鉄塔に取付金具を固定し、それに取付けるものとする。 (2) 取付け位置は、全方向に障害物がない位置を選定し、突風などで振れないように取付けるものとする。 9. 墜落防止装置の設置位置は、設計図書によらなければならない。 10. 空中線設備設置は、第5編第2章第3節空中線装置設置工の規定による。 第4節 反射板設置工 20-4-1 反射板架設 1. 反射板の設置は、設計図書によらなければならない。 2. 単位板の取付けは、表面の凹凸及びわん曲が±s/16以内になるよう、調整して行うものとする。 3. 板面調整は、トランシットを法面方向より90度横の位置に据付、四隅のゲージを確認しながら、板面を±2mm以内に調整するものとする。 20-4-2 反射板調整 反射板の方向調整金具は、地震または風圧により変動しないよう固定するものとし、	のとする。本締めとして、一次締めより、10°～30° ナットを回転させる。本締め後、赤又は黒マジャックによるマーキングを履み確認用として施すものとする。 2) 上側ナット 下側ナットの1次締めトルクの50%トルクで、締め付けるものとする。 (3) その他のボルト ボルト整理時に注油し、一定のトルクの値まで本締めを行い、被締付材が密着していることを確認し、赤又は黒マジャックによりマーキングを行うものとする。 6. 現場溶接は、以下によるものとする。 (1) 現場溶接を行う箇所及びその溶接工法の指定は、設計図書によらなければならない。 (2) 溶接工法は、JIS Z 3801「手溶接技術検定における試験方法及び判定基準」及びJIS Z 3841「半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準」に合格した、有資格者が行うものとする。 (3) 溶接用の足場は安全で、かつ正しい姿勢で行える構造のものとし、天候対策及び検査の実施についても考慮されたものとする。 (4) 溶接設備は漏電または電撃などの危険がなく、溶融金属などの落下またはアークなどによる火災に対する防護設備を有し、かつアーク光及び発生ガスなどによる被害を与えないような、措置を講じたものとする。 (5) 溶接箇所の近傍に風速計を常備して、溶接環境の管理を行うとともに、溶接中のにわか雨及び突風など、天候の急変に対しても十分注意すること。 (6) 溶接完了後の非破壊検査は、設計図書によらなければならない。 7. 現場塗装は、第3編第4章第14節塗装工の規定によらなければならない。 8. 航空障害灯設置は、以下によるものとする。 (1) 航空障害灯は、鉄塔に取付金具を固定し、それに取付けるものとする。 (2) 取付け位置は、全方向に障害物がない位置を選定し、突風などで振れないように取付けるものとする。 9. 墜落防止装置の設置位置は、設計図書によらなければならない。 10. 空中線設備設置は、第5編第2章第3節空中線装置設置工の規定による。 第4節 反射板設置工 20-4-1 反射板架設 1. 反射板の設置は、設計図書によらなければならない。 2. 単位板の取付けは、表面の凹凸及びわん曲が±s/16以内になるよう、調整して行うものとする。 3. 板面調整は、トランシットを法面方向より90度横の位置に据付、四隅のゲージを確認しながら、板面を±2mm以内に調整するものとする。 20-4-2 反射板調整 反射板の方向調整金具は、地震または風圧により変動しないよう固定するものとし、	

現 行	改 定	適 用
締付ボルトは二重ナットまたはゆるみ止金具を用いて固定するものとする。 第5節 鉄塔基礎工 鉄塔基礎工は、設計図書に<u>よるものとする。</u> 第6節 反射板基礎工 反射板基礎工は、設計図書に<u>よるものとする。</u>	締付ボルトは二重ナットまたはゆるみ止金具を用いて固定するものとする。 第5節 鉄塔基礎工 鉄塔基礎工は、設計図書によるほか、<u>通信鉄塔設計要領（平成25年3月）、道路橋示方書（平成24年2月）</u>によるものとする。 第6節 反射板基礎工 反射板基礎工は、<u>第5編第20章第5節鉄塔基礎工の規定</u>によるものとする。	・記載内容の見直し ・記載内容の見直し

現 行	改 定	適 用
第21章 局舎設備 第1節 適 用 1. 本章は、局舎設備工事における局舎設備工、囲障設置工、基礎工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 局舎設備工 局舎の設置は、以下によるものとする。 〔1〕局舎の設置は、設計図書によらなければならない。 〔2〕局舎の設置は、支持架台などに水平になるよう調整したあとで、基礎ボルトにより床面を固定するものとする。 〔3〕換気孔及び給電線引込口などから、容易に小動物などが侵入しないよう、施工するものとする。 〔4〕支持架台など—コンクリートの露天部は水勾配を付け、排水を考慮すること。 第3節 囲障設置工 囲障の出入口には、施錠装置を設けるものとし、出入口には立入りを禁止する旨を表示する。 また、扉の開閉において、周辺の交通を妨げないように施工するものとする。 第4節 基 礎 工 21-4-1 局舎基礎工 1. 局舎の荷重に対して、十分な強度及び受圧面を有するものとし、支持力のある地盤面に築造すること。 2. 局舎取付け面は、局舎に適合する基礎ボルトを施工する。	第21章 局舎設備 第1節 適 用 1. 本章は、局舎設備工事における局舎設備工、囲障設置工、基礎工その他これらに類する工種に適用する。 2. 本章の特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 局舎設備工 局舎の設置は、以下によるものとする。 〔1〕局舎の設置は、設計図書によらなければならない。 〔2〕局舎の設置は、支持架台などに水平になるよう調整したあとで、基礎ボルトにより床面を固定するものとする。 〔3〕換気孔及び給電線引込口などから、容易に小動物などが侵入しないよう、施工するものとする。 〔4〕支持架台などコンクリートの露天部は水勾配を付け、排水を考慮すること。 第3節 囲障設置工 囲障の出入口には、必要に応じて施錠装置を設けるものとし、出入口には立入りを禁止する旨を表示する。 また、扉の開閉において、周辺の交通を妨げないように施工するものとする。 第4節 基 礎 工 21-4-1 局舎基礎工 1. 局舎の荷重に対して、十分な強度及び受圧面を有するものとし、支持力のある地盤面に築造すること。 2. 局舎取付け面は、局舎に適合する基礎ボルトを施工する。	・記載内容の見直し

現 行	改 定	適 用
第6編 電子応用設備編 第1章 総 則 第1節 適 用 1. 本章は、電気通信設備工事における各種情報設備、ダム・堰諸量設備、レーダ雨量 量計設備、河川情報設備、道路交通情報設備、CCTV設備、水質自動監視設備及び電話応 答通報設備に使用する工種に適用する。 2. 受注者は、設計図書に示された設備などが、その機能を完全に発揮するよう施工しな ければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第1編1-1-34諸法令 の遵守の規定によるほか、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾 を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図 書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案） （平成25年9月） 電気設備に関する技術基準の解釈を定める省令 （平成24年11月） 各種合成構造設計指針・同解説 （平成22年11月）	第6編 電子応用設備編 第1章 総 則 第1節 適 用 1. 本章は、電気通信設備工事における各種情報設備、ダム・堰諸量設備、レーダ雨量計 設備、河川情報設備、道路交通情報設備、CCTV設備、水質自動監視設備及び電話応 答通報設備に使用する工種に適用する。 2. 受注者は、設計図書に示された設備などが、その機能を完全に発揮するよう施工しな ければならない。 第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、第1編1-1-34諸法令 の遵守の規定によるほか、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾 を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図 書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 電気通信設備工事施工管理基準及び規格値（案） （平成28年3月） 電気設備に関する技術基準の解釈を定める省令 （平成28年9月） 各種合成構造設計指針・同解説 （平成22年11月）	・用語の統一 ・最新改定の反映

現 行	改 定	適 用
第 2 章 各種情報設備 第 1 節 適 用 1. 本章は、各種情報設備工事における各種情報設備設置工、IPネットワーク設備設置工、無線LAN設備設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編器具及び材料編、第 3 編電気通信設備工事共通編の規定による。 第 2 節 各種情報設備設置工 2-2-1 19インチ汎用ラック 1. 19インチ汎用ラック（以下「ラック」という。）に収容する機器の質量は、ラック・架台の最大搭載質量以下とする。 2. ラックに機器を新設又は増設する場合は、重心位置がラック高さの半分以下になるように収容するものとする。 2-2-2 各種情報設備据付 各種情報設備の据付について以下に示す他は第 3 編 第 4 章 4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 1. 装置等を19インチ汎用ラックなどに収容する場合は、ラックに金具で固定し、容易に飛出さないように行うものとする。 2. 装置等を卓上に設置する場合は、置台が移動又は転倒などすることを防止するために、ストッパなどで固定するとともに、装置が置台から落下することのないように、金具やバンドなどで固定するものとする。 3. トランシーバは、原則としてフリーアクセス床下又はケーブルラック上に配置するものとする。 2-2-3 各種情報設備調整 各種 装置 設備の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整、単体調整は、設計図書によらなければならない。 2-2-4 強度計算シールの明示 1. ラックには、強度検討資料を基に強度計算シールを作成し、容易に確認できる位置に明示を行うものとする。 2. ラックに機器を増減設する場合は、強度検討資料を基に強度計算シールを作成し直し、容易に確認できる位置に明示変更を行うものとする。 2-2-5 強度計算シールの記載事項 1. 記載事項	第 2 章 各種情報設備 第 1 節 適 用 1. 本章は、各種情報設備工事における各種情報設備設置工、IPネットワーク設備設置工、無線LAN設備設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編器具及び材料編、第 3 編電気通信設備工事共通編の規定による。 第 2 節 各種情報設備設置工 2-2-1 19インチ汎用ラック 1. 19インチ汎用ラック（以下「ラック」という。）に収容する機器の質量は、ラック・架台の最大搭載質量以下とする。 2. ラックに機器を新設又は増設する場合は、重心位置がラック高さの半分以下になるように収容するものとする。 2-2-2 各種情報設備据付 各種情報設備の据付について以下に示す他は第 3 編 4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 1. 装置等を19インチ汎用ラックなどに収容する場合は、ラックに金具で固定し、容易に飛出さないように行うものとする。 2. 装置等を卓上に設置する場合は、置台が移動又は転倒などすることを防止するために、ストッパなどで固定するとともに、装置が置台から落下することのないように、金具やバンドなどで固定するものとする。 2-2-3 各種情報設備調整 各種 <u>情報設備</u> の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整、単体調整は、設計図書によらなければならない。 2-2-4 強度計算シールの明示 1. ラックには、強度検討資料を基に強度計算シールを作成し、容易に確認できる位置に明示を行うものとする。 2. ラックに機器を増減設する場合は、強度検討資料を基に強度計算シールを作成し直し、容易に確認できる位置に明示変更を行うものとする。 2-2-5 強度計算シールの記載事項 1. 記載事項	・引用元表示の統一 ・記載内容の見直し ・用語の統一

現 行	改 定	適 用																																																																												
アンカーボルト固定に係る強度計算シールの記載事項は、表 2－2－6 を例として適切な項目を網羅するものとする。 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>(1) 架名称</td><td>収容架及び装置の名称</td></tr><tr><td>(2) 工事名</td><td>受注工事名</td></tr><tr><td>(3) 外形寸法</td><td>収容架の外形寸法</td></tr><tr><td>(4) 架総質量</td><td>架本体・架台・収容する装置を含んだ架の実質量</td></tr><tr><td>(5) 機器質量</td><td>実装されている機器の総質量</td></tr><tr><td>(6) 設置場所</td><td>架の設置場所</td></tr><tr><td>(7) 架最大質量目安</td><td>強度計算書における最大設計質量の目安</td></tr><tr><td>(8) アンカーボルト本数</td><td>アンカーボルトの総本数</td></tr><tr><td>(9) 重要度区分</td><td>設備の重要度区分</td></tr><tr><td>(10) アンカーボルト間隔</td><td>検討方向から見たアンカーボルトの間隔</td></tr><tr><td>(11) 転倒方向</td><td>架が転倒しやすい方向(据付け面の短辺側又は取付けボルト間隔の狭い側)</td></tr><tr><td>(12) アンカーボルト型式</td><td>アンカーボルトの品番</td></tr><tr><td>(13) アンカーボルトと重心の距離</td><td>架が転倒しやすい方向から見たアンカーボルトの重心の距離</td></tr><tr><td>(14) 設計用引張強度</td><td>下部固定時におけるアンカーボルト 1 本あたりの設計用引張荷重値</td></tr><tr><td>(15) アンカーボルト種別</td><td>金属拡張系又は接着系のあと施工アンカーボルト</td></tr><tr><td>(16) 受注者</td><td>受注者名</td></tr><tr><td>(17) 施工年月</td><td>施工が完了した年月</td></tr><tr><td>(18) 備考</td><td>その他参考事項を記載</td></tr></table> 表－2－2－6 強度計算シールの記載事項例 2. シールの形状 強度計算シールの形状は、図 2－2－7 を例とし、名刺サイズ程度の大きさにて作成するものとする。	項目	内容	(1) 架名称	収容架及び装置の名称	(2) 工事名	受注工事名	(3) 外形寸法	収容架の外形寸法	(4) 架総質量	架本体・架台・収容する装置を含んだ架の実質量	(5) 機器質量	実装されている機器の総質量	(6) 設置場所	架の設置場所	(7) 架最大質量目安	強度計算書における最大設計質量の目安	(8) アンカーボルト本数	アンカーボルトの総本数	(9) 重要度区分	設備の重要度区分	(10) アンカーボルト間隔	検討方向から見たアンカーボルトの間隔	(11) 転倒方向	架が転倒しやすい方向(据付け面の短辺側又は取付けボルト間隔の狭い側)	(12) アンカーボルト型式	アンカーボルトの品番	(13) アンカーボルトと重心の距離	架が転倒しやすい方向から見たアンカーボルトの重心の距離	(14) 設計用引張強度	下部固定時におけるアンカーボルト 1 本あたりの設計用引張荷重値	(15) アンカーボルト種別	金属拡張系又は接着系のあと施工アンカーボルト	(16) 受注者	受注者名	(17) 施工年月	施工が完了した年月	(18) 備考	その他参考事項を記載	アンカーボルト固定に係る強度計算シールの記載事項は、表 2－2－6 を例として適切な項目を網羅するものとする。 <table><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr><tr><td>(1) 架名称</td><td>収容架及び装置の名称</td></tr><tr><td>(2) 工事名</td><td>受注工事名</td></tr><tr><td>(3) 外形寸法</td><td>収容架の外形寸法</td></tr><tr><td>(4) 架総質量</td><td>架本体・架台・収容する装置を含んだ架の実質量</td></tr><tr><td>(5) 機器質量</td><td>実装されている機器の総質量</td></tr><tr><td>(6) 設置場所</td><td>架の設置場所</td></tr><tr><td>(7) 架最大質量目安</td><td>強度計算資料における最大設計質量の目安</td></tr><tr><td>(8) アンカーボルト本数</td><td>アンカーボルトの総本数</td></tr><tr><td>(9) 重要度区分</td><td>設備の重要度区分</td></tr><tr><td>(10) アンカーボルト間隔</td><td>検討方向から見たアンカーボルトの間隔</td></tr><tr><td>(11) 転倒方向</td><td>架が転倒しやすい方向(据付け面の短辺側又は取付けボルト間隔の狭い側)</td></tr><tr><td>(12) アンカーボルト型式</td><td>アンカーボルトの品番</td></tr><tr><td>(13) アンカーボルトと重心の距離</td><td>架が転倒しやすい方向から見たアンカーボルトの重心の距離</td></tr><tr><td>(14) 設計用引張強度</td><td>下部固定時におけるアンカーボルト 1 本あたりの設計用引張荷重値</td></tr><tr><td>(15) アンカーボルト種別</td><td>金属拡張系又は接着系のあと施工アンカーボルト</td></tr><tr><td>(16) 受注者</td><td>受注者名</td></tr><tr><td>(17) 施工年月</td><td>施工が完了した年月</td></tr><tr><td>(18) 備考</td><td>その他参考事項を記載</td></tr></table> 表－2－2－6 強度計算シールの記載事項例 2. シールの形状 強度計算シールの形状は、図 2－2－7 を例とし、名刺サイズ程度の大きさにて作成するものとする。	項目	内容	(1) 架名称	収容架及び装置の名称	(2) 工事名	受注工事名	(3) 外形寸法	収容架の外形寸法	(4) 架総質量	架本体・架台・収容する装置を含んだ架の実質量	(5) 機器質量	実装されている機器の総質量	(6) 設置場所	架の設置場所	(7) 架最大質量目安	強度計算資料における最大設計質量の目安	(8) アンカーボルト本数	アンカーボルトの総本数	(9) 重要度区分	設備の重要度区分	(10) アンカーボルト間隔	検討方向から見たアンカーボルトの間隔	(11) 転倒方向	架が転倒しやすい方向(据付け面の短辺側又は取付けボルト間隔の狭い側)	(12) アンカーボルト型式	アンカーボルトの品番	(13) アンカーボルトと重心の距離	架が転倒しやすい方向から見たアンカーボルトの重心の距離	(14) 設計用引張強度	下部固定時におけるアンカーボルト 1 本あたりの設計用引張荷重値	(15) アンカーボルト種別	金属拡張系又は接着系のあと施工アンカーボルト	(16) 受注者	受注者名	(17) 施工年月	施工が完了した年月	(18) 備考	その他参考事項を記載	・用語の統一
項目	内容																																																																													
(1) 架名称	収容架及び装置の名称																																																																													
(2) 工事名	受注工事名																																																																													
(3) 外形寸法	収容架の外形寸法																																																																													
(4) 架総質量	架本体・架台・収容する装置を含んだ架の実質量																																																																													
(5) 機器質量	実装されている機器の総質量																																																																													
(6) 設置場所	架の設置場所																																																																													
(7) 架最大質量目安	強度計算書における最大設計質量の目安																																																																													
(8) アンカーボルト本数	アンカーボルトの総本数																																																																													
(9) 重要度区分	設備の重要度区分																																																																													
(10) アンカーボルト間隔	検討方向から見たアンカーボルトの間隔																																																																													
(11) 転倒方向	架が転倒しやすい方向(据付け面の短辺側又は取付けボルト間隔の狭い側)																																																																													
(12) アンカーボルト型式	アンカーボルトの品番																																																																													
(13) アンカーボルトと重心の距離	架が転倒しやすい方向から見たアンカーボルトの重心の距離																																																																													
(14) 設計用引張強度	下部固定時におけるアンカーボルト 1 本あたりの設計用引張荷重値																																																																													
(15) アンカーボルト種別	金属拡張系又は接着系のあと施工アンカーボルト																																																																													
(16) 受注者	受注者名																																																																													
(17) 施工年月	施工が完了した年月																																																																													
(18) 備考	その他参考事項を記載																																																																													
項目	内容																																																																													
(1) 架名称	収容架及び装置の名称																																																																													
(2) 工事名	受注工事名																																																																													
(3) 外形寸法	収容架の外形寸法																																																																													
(4) 架総質量	架本体・架台・収容する装置を含んだ架の実質量																																																																													
(5) 機器質量	実装されている機器の総質量																																																																													
(6) 設置場所	架の設置場所																																																																													
(7) 架最大質量目安	強度計算資料における最大設計質量の目安																																																																													
(8) アンカーボルト本数	アンカーボルトの総本数																																																																													
(9) 重要度区分	設備の重要度区分																																																																													
(10) アンカーボルト間隔	検討方向から見たアンカーボルトの間隔																																																																													
(11) 転倒方向	架が転倒しやすい方向(据付け面の短辺側又は取付けボルト間隔の狭い側)																																																																													
(12) アンカーボルト型式	アンカーボルトの品番																																																																													
(13) アンカーボルトと重心の距離	架が転倒しやすい方向から見たアンカーボルトの重心の距離																																																																													
(14) 設計用引張強度	下部固定時におけるアンカーボルト 1 本あたりの設計用引張荷重値																																																																													
(15) アンカーボルト種別	金属拡張系又は接着系のあと施工アンカーボルト																																																																													
(16) 受注者	受注者名																																																																													
(17) 施工年月	施工が完了した年月																																																																													
(18) 備考	その他参考事項を記載																																																																													

現	行	改	定	適	用																																																																																								
<table><tr><td>架名称</td><td colspan="3">〇〇〇収容架</td></tr><tr><td>工事名</td><td colspan="3">〇〇〇工事</td></tr><tr><td>外形寸法</td><td colspan="3">W600mm×D1017mm×H2000mm</td></tr><tr><td>架総質量</td><td>306kg</td><td>機器質量</td><td>〇〇〇kg</td></tr><tr><td>設置場所</td><td>2階/3階建</td><td>架最大質量目安</td><td>400kg</td></tr><tr><td>アンカーボルト本数</td><td>4本</td><td>重要度区分</td><td>B</td></tr><tr><td>アンカーボルト間隔</td><td>〇〇〇mm</td><td>転倒方向</td><td>左右</td></tr><tr><td>アンカーボルト型式</td><td>BA-1210</td><td>アンカーボルトと重心の距離</td><td>〇〇〇mm</td></tr><tr><td>設計用引張強度</td><td>2.00kN</td><td>アンカーボルト種別</td><td>金属拡張系</td></tr><tr><td>受注者</td><td>(株)〇〇会社</td><td>施工年月</td><td>2012年3月</td></tr><tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr></table> 図-2-2-7 強度計算シールの形状例 第3節 IPネットワーク設備設置工 2-3-1 IPネットワーク装置据付 IPネットワーク装置の据付について以下に示す他は第3編 第4章 4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 1. ルータ及びVL2、L3スイッチ等の装置は、1.9インチラック等に収容するものとする。 2. ラックマウントタイプは、取付けネジを使用し固定するものとする。 3. ラックマウント固定タイプ以外は収容棚などにバンド等で固定を行うものとする。 4. 光ケーブル網との接続は、構内光ケーブル等を用いて光成端箱にてコネクタ接続を行うものとする。 5. IPネットワークを構成する装置間の配線については、第3編4-7-5.UTPケーブル敷設、第3編第4章第8節光ケーブル敷設の規定による。 2-3-2 IPネットワーク装置調整 1. 装置毎の試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 2. 単体試験完了後、装置の性能が十分に得られるよう装置調整を行い、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 3. 構内での対向試験が必要な場合は、試験内容を記載した方案書を監督職員に提出し、確認を得たのちに装置の性能が十分に得られるよう実施するものとする。 4. 装置の総合調整完了後に現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し確認を受けるものとする。		架名称	〇〇〇収容架			工事名	〇〇〇工事			外形寸法	W600mm×D1017mm×H2000mm			架総質量	306kg	機器質量	〇〇〇kg	設置場所	2階/3階建	架最大質量目安	400kg	アンカーボルト本数	4本	重要度区分	B	アンカーボルト間隔	〇〇〇mm	転倒方向	左右	アンカーボルト型式	BA-1210	アンカーボルトと重心の距離	〇〇〇mm	設計用引張強度	2.00kN	アンカーボルト種別	金属拡張系	受注者	(株)〇〇会社	施工年月	2012年3月	備考				<table><tr><td>架名称</td><td colspan="3">〇〇〇収容架</td></tr><tr><td>工事名</td><td colspan="3">〇〇〇工事</td></tr><tr><td>外形寸法</td><td colspan="3">W600mm×D1017mm×H2000mm</td></tr><tr><td>架総質量</td><td>306kg</td><td>機器質量</td><td>〇〇〇kg</td></tr><tr><td>設置場所</td><td>2階/3階建</td><td>架最大質量目安</td><td>400kg</td></tr><tr><td>アンカーボルト本数</td><td>4本</td><td>重要度区分</td><td>B</td></tr><tr><td>アンカーボルト間隔</td><td>〇〇〇mm</td><td>転倒方向</td><td>左右</td></tr><tr><td>アンカーボルト型式</td><td>BA-1210</td><td>アンカーボルトと重心の距離</td><td>〇〇〇mm</td></tr><tr><td>設計用引張強度</td><td>2.00kN</td><td>アンカーボルト種別</td><td>金属拡張系</td></tr><tr><td>受注者</td><td>(株)〇〇会社</td><td>施工年月</td><td>2012年3月</td></tr><tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr></table> 図-2-2-7 強度計算シールの形状例 第3節 IPネットワーク設備設置工 2-3-1 IPネットワーク装置据付 IPネットワーク装置の据付について以下に示す他は第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 1. ルータ及びVL2、L3スイッチ等の装置は、1.9インチラック等に収容するものとする。 2. ラックマウントタイプは、取付けネジを使用し固定するものとする。 3. ラックマウント固定タイプ以外は収容棚などにバンド等で固定を行うものとする。 4. 光ケーブル網との接続は、構内光ケーブル等を用いて光成端箱にてコネクタ接続を行うものとする。 5. IPネットワークを構成する装置間の配線については、第3編4-7-5.UTPケーブル敷設、第3編第4章第8節光ケーブル敷設の規定による。 2-3-2 IPネットワーク装置調整 1. 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 2. 単体試験完了後、装置の性能が十分に得られるよう装置調整を行い、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 3. 装置の試験及び調整に先立ち、試験内容を記載した方案書を監督職員に提出し、確認を得たのちに装置の性能が十分に得られるよう実施するものとする。 4. 装置の総合調整完了後に現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し確認を受けるものとする。			架名称	〇〇〇収容架			工事名	〇〇〇工事			外形寸法	W600mm×D1017mm×H2000mm			架総質量	306kg	機器質量	〇〇〇kg	設置場所	2階/3階建	架最大質量目安	400kg	アンカーボルト本数	4本	重要度区分	B	アンカーボルト間隔	〇〇〇mm	転倒方向	左右	アンカーボルト型式	BA-1210	アンカーボルトと重心の距離	〇〇〇mm	設計用引張強度	2.00kN	アンカーボルト種別	金属拡張系	受注者	(株)〇〇会社	施工年月	2012年3月	備考				・記載の見直し（c m→mm） ・引用元表示の統一 ・誤植の修正 ・記載内容の見直し
架名称	〇〇〇収容架																																																																																												
工事名	〇〇〇工事																																																																																												
外形寸法	W600mm×D1017mm×H2000mm																																																																																												
架総質量	306kg	機器質量	〇〇〇kg																																																																																										
設置場所	2階/3階建	架最大質量目安	400kg																																																																																										
アンカーボルト本数	4本	重要度区分	B																																																																																										
アンカーボルト間隔	〇〇〇mm	転倒方向	左右																																																																																										
アンカーボルト型式	BA-1210	アンカーボルトと重心の距離	〇〇〇mm																																																																																										
設計用引張強度	2.00kN	アンカーボルト種別	金属拡張系																																																																																										
受注者	(株)〇〇会社	施工年月	2012年3月																																																																																										
備考																																																																																													
架名称	〇〇〇収容架																																																																																												
工事名	〇〇〇工事																																																																																												
外形寸法	W600mm×D1017mm×H2000mm																																																																																												
架総質量	306kg	機器質量	〇〇〇kg																																																																																										
設置場所	2階/3階建	架最大質量目安	400kg																																																																																										
アンカーボルト本数	4本	重要度区分	B																																																																																										
アンカーボルト間隔	〇〇〇mm	転倒方向	左右																																																																																										
アンカーボルト型式	BA-1210	アンカーボルトと重心の距離	〇〇〇mm																																																																																										
設計用引張強度	2.00kN	アンカーボルト種別	金属拡張系																																																																																										
受注者	(株)〇〇会社	施工年月	2012年3月																																																																																										
備考																																																																																													

現 行	改 定	適 用
第４節 無線LAN設備設置工 2-4-1 無線LAN装置据付 無線LAN装置の据付について以下に示す他は第３編 第４章 4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 １．電波干渉を回避するため無線LANアクセスポイント等の設置場所及びチャンネル設定の確認を行い施工するものとする。 ２．屋外のLANケーブル敷設は、UTP（外装被覆付）ケーブルを使用するものとする。 ３．同軸避雷器、LANケーブル避雷器の取付は、設計図書によらなければならない。 2-4-2 無線LAN装置調整 装置毎の試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し確認を受けるものとする。	第４節 無線LAN設備設置工 2-4-1 無線LAN装置据付 無線LAN装置の据付について以下に示す他は第３編 4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 １．電波干渉を回避するため無線LANアクセスポイント等の設置場所及びチャンネル設定の確認を行い施工するものとする。 ２．屋外のLANケーブル敷設は、UTP（外装被覆付）ケーブルを使用するものとする。 ３．同軸避雷器、LANケーブル避雷器の取付は、設計図書によらなければならない。 2-4-2 無線LAN装置調整 装置毎の試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し確認を受けるものとする。	・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
第3章 ダム・堰諸量設備 第1節 適 用 1. 本章は、ダム・堰諸量設備工事におけるダム・堰諸量装置設置工、ダム・堰放流制御装置設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 ダム・堰諸量装置設置工 3-2-1 ダム・堰諸量装置据付 ダム・堰諸量装置の据付について以下に示す他は第3編 第4章 4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 1. 装置は、床面及び壁などに固定する。なお、他の機器と絶縁する必要がある場合は、木台または絶縁シートなどにより、絶縁処理を行うものとする。 2. 床面及び壁面への取付け方法は、原則として設計図書によらなければならない。 3. 装置の取付け方法が、設計図書によりがたい場合は、施工図を監督職員に提出するものとする。 4. 装置は、装置上部を壁面または天井に固定する場合は、50mm×50mm×t5mm以上の等辺山形鋼または十分な強度のボルトを用いて施工するものとする。 ※、装置をフリーアクセス床に固定する場合は、以下のいずれかによるものとする。 （1）地震時に、フリーアクセス床の床面が浮上りまたは落下しないように補強し、 装置は床板をはずさんで、直接補強材またはコンクリート床に固定するものとする。 （2）装置部分の床を切り取り、コンクリート床に等辺山形鋼、H形鋼または溝形鋼で、専用架台を設けてボルトで固定するものとする。 3-2-2 ダム・堰諸量装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるよう実施するものとする。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第3節 ダム・堰放流制御装置設置工 3-3-1 ダム・堰放流制御装置据付 ダム・堰放流制御装置の据付について以下に示す他は第3編 第4章 4-3-3 各種設備等	第3章 ダム・堰諸量設備 第1節 適 用 1. 本章は、ダム・堰諸量設備工事におけるダム・堰諸量装置設置工、ダム・堰放流制御装置設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 ダム・堰諸量装置設置工 3-2-1 ダム・堰諸量装置据付 ダム・堰諸量装置の据付について以下に示す他は第3編 4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 1. 装置は、床面及び壁などに固定する。なお、他の機器と絶縁する必要がある場合は、木台または絶縁シートなどにより、絶縁処理を行うものとする。 2. 床面及び壁面への取付け方法は、原則として設計図書によらなければならない。 3. 装置の取付け方法が、設計図書によりがたい場合は、施工図を監督職員に提出するものとする。 4. 装置は、装置上部を壁面または天井に固定する場合は、50mm×50mm×t5mm以上の等辺山形鋼または十分な強度のボルトを用いて施工するものとする。 3-2-2 ダム・堰諸量装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるよう実施するものとする。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第3節 ダム・堰放流制御装置設置工 3-3-1 ダム・堰放流制御装置据付 ダム・堰放流制御装置の据付について以下に示す他は第3編 4-3-3 各種設備等	・引用元表示の統一 ・「4-3-3各種設備の据付」と記載が重複するものを削除

現 行	改 定	適 用
種設備等の据付によるものとする。 1. 装置等の配置は、設計図書によらなければならない。 2. 装置の据付は、第6編3-2-1ダム・堰流量装置据付の規定によるほか、以下によるものとする。 （1）据付にあたっては、放流設備等の関連施設の状況を十分に把握して、特に入出力処理系や制御処理系の据付時は、放流設備の動作異常を監視し、直ちに対応できる体制を整えておくものとする。 （2）計画装置や周辺装置との入出力条件は、事前に設計図書との照合及び現地での確認を行った上で実施するものとする。 3-3-2 ダム・堰放流制御装置調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 3-3-3 ダム・堰放流制御装置総合調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、放流設備の安全対策の確認を行ったうえ、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施するものとする。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	の据付の規定による。 1. 装置等の配置は、設計図書によらなければならない。 2. 装置の据付は、第6編3-2-1ダム・堰流量装置据付の規定によるほか、以下によるものとする。 （1）据付にあたっては、放流設備等の関連施設の状況を十分に把握して、特に入出力処理系や制御処理系の据付時は、放流設備の動作異常を監視し、直ちに対応できる体制を整えておくものとする。 （2）計画装置や周辺装置との入出力条件は、事前に設計図書との照合及び現地での確認を行った上で実施するものとする。 3-3-2 ダム・堰放流制御装置調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 3-3-3 ダム・堰放流制御装置総合調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、放流設備の安全対策の確認を行ったうえ、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるように実施するものとする。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
第4章 レーダ雨(雪)量計設備 第1節 適 用 1. 本章は、レーダ雨(雪)量計設備工事におけるレーダ合成処理局装置設置工、レーダ解析処理局装置設置工、レーダ基地局装置設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 レーダ合成処理局装置設置工 4-2-1 レーダ合成処理局装置据付 レーダ合成処理局装置の据付は、第3編第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 4-2-2 レーダ合成処理局装置調整 レーダ合成処理局装置の調整は、第6編3-2-2ダム・堰流量装置調整の規定による。 第3節 レーダ解析処理局装置設置工 4-3-1 レーダ解析処理局装置据付 レーダ解析処理局装置の据付は第3編第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 4-3-2 レーダ解析処理局装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第4節 レーダ基地局装置設置工 4-4-1 レーダ基地局装置据付 1. 装置等の配置は、設計図書によるものとする。 2. レドームの取付けは、設計図書によらなければならない。 3. レーダ基地局の据付は、第6編4-2-1レーダ中央処理局装置据付の規定による。 4. 空中線装置の据付は、第5編第2章第3節空中線装置設置工の規定による。 5. 導波管加圧装置の据付は、第5編2-2-3乾燥空気充填装置据付の規定による。	第4章 レーダ雨量計設備 第1節 適 用 1. 本章は、レーダ雨量計設備工事における全国合成処理局装置設置工、監視制御局装置設置工、レーダ基地局装置設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 全国合成処理局装置設置工 4-2-1 全国合成処理局装置据付 全国合成処理局装置の据付は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 4-2-2 全国合成処理局装置調整 全国合成処理局装置の調整は、第6編3-2-2ダム・堰流量装置調整の規定による。 第3節 監視制御局装置設置工 4-3-1 監視制御局装置据付 監視制御局装置の据付は第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 4-3-2 監視制御局装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第4節 レーダ基地局装置設置工 4-4-1 レーダ基地局装置据付 1. 装置等の配置は、設計図書によるものとする。 2. レドームの取付けは、設計図書によらなければならない。 3. レーダ基地局の据付は、第6編4-2-1全国合成処理局装置据付の規定による。 4. 空中線装置の据付は、第5編第2章第3節空中線装置設置工の規定による。 5. 導波管加圧装置の据付は、第5編2-2-3乾燥空気充填装置据付の規定による。	・用語の統一 ・設備構成の見直し ・引用元表示の統一 ・用語の統一 ・引用元表示の統一 ・用語の統一

現 行	改 定	適 用
6. レドームにおける避雷導体の敷設は、パネル接合部に合わせるなど、指向特性、減衰など電波の質に影響が少ない施工を行うものとする。 7. 送信機部をレドームの中に設置する場合には、信号処理部等への誘雷を受けないようケーブル類の敷設を行うものとする。 4-4-2 レーダ基地局装置調整 1. レーダ基地局の調整は、第6編4-3-2 レーダ処理局装置調整の規定による。 2. 方向調整は、山岳等の特徴的な目標物をとらえ、距離、方向の調整を行うものとする。	6. レドームにおける避雷導体の敷設は、パネル接合部に合わせるなど、指向特性、減衰など電波の質に影響が少ない施工を行うものとする。 7. 送信機部をレドームの中に設置する場合には、信号処理部等への誘雷を受けないようケーブル類の敷設を行うものとする。 4-4-2 レーダ基地局装置調整 1. レーダ基地局装置の調整は、第6編4-3-2 監視制御局装置調整の規定による。 2. 方向調整は、山岳等の特徴的な目標物をとらえ、距離、方向の調整を行うものとする。	・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
第 5 章 河川情報設備 第 1 節 適 用 1. 本章は、河川情報設備工事における河川情報中継局装置設置工、河川情報集中局装置設置工、河川情報集中局装置設置工、統一河川情報システム設置工、その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編器具及び材料編、第 3 編電気通信設備工事共通編の規定による。 第 2 節 河川情報中継局装置設置工 5-2-1 河川情報中継局装置据付 河川情報中継局装置の据付は、第 3 編第 4 章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 5-2-2 河川情報中継局装置調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 5-2-3 河川情報中継局装置総合調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、ネットワークの設定、総合調整及び専用アプリケーション、データベースなどのインストールを行った上、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施するものとする。 2. 装置の総合調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第 3 節 河川情報集中局装置設置工 5-3-1 河川情報集中局装置据付 河川情報集中局装置の据付は、第 3 編第 4 章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 5-3-2 河川情報集中局装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整を記入した方案書を監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実	第 5 章 河川情報設備 第 1 節 適 用 1. 本章は、河川情報設備工事における河川情報中継局装置設置工、河川情報集中局装置設置工、統一河川情報システム装置設置工、その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編器具及び材料編、第 3 編電気通信設備工事共通編の規定による。 第 2 節 河川情報中継局装置設置工 5-2-1 河川情報中継局装置据付 河川情報中継局装置の据付は、第 3 編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 5-2-2 河川情報中継局装置調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 5-2-3 河川情報中継局装置総合調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、ネットワークの設定、総合調整及び専用アプリケーション、データベースなどのインストールを行った上、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施するものとする。 2. 装置の総合調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第 3 節 河川情報集中局装置設置工 5-3-1 河川情報集中局装置据付 河川情報集中局装置の据付は、第 3 編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 5-3-2 河川情報集中局装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整を記入した方案書を監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実	・用語の統一 ・引用元表示の統一 ・記載の見直し ・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第4節 河川情報端末局装置設置工 5-4-1 河川情報端末局装置据付 河川情報端末局装置の据付は、第3編第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 5-4-2 河川情報端末局装置調整 河川情報端末局装置の調整は、第6編5-3-2 河川情報集申局装置調整の規定による。 第5節 統一河川情報処理装置設置工 5-5-1 統一河川情報処理装置据付 統一河川情報処理装置の据付は、第3編第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 5-5-2 統一河川情報処理装置調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 5-5-3 統一河川情報処理装置総合調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、ネットワークの設定、総合調整及び専用アプリケーション、データベースなどのインストールを行ったうえ、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施するものとする。 2. 装置の総合調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第4節 統一河川情報システム装置設置工 5-4-1 統一河川情報システム装置据付 統一河川情報システム装置の据付は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 5-4-2 統一河川情報システム装置調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 5-4-3 統一河川情報システム装置総合調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、ネットワークの設定、総合調整及び専用アプリケーション、データベースなどのインストールを行ったうえ、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施するものとする。 2. 装置の総合調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	・用語の統一 ・引用元表示の統一 ・用語の統一

現 行	改 定	適 用
第6章 道路交通情報設備 第1節 適 用 1. 本章は、道路交通情報設備工事における道路情報中枢局装置設置工、道路情報集分局装置設置工、道路情報集分局装置設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 道路情報中枢局装置設置工 6-2-1 道路情報中枢局装置据付 道路情報中枢局装置の据付は、第3編第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 6-2-2 道路情報中枢局装置調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 6-2-3 道路情報中枢局装置総合調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、ネットワークの設定、総合調整及び専用アプリケーション、データベースなどのインストールを行った上、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施するものとする。 2. 装置の総合調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第3節 道路情報集分局装置設置工 6-3-1 道路情報集分局装置据付 道路情報集分局装置の据付は、第3編第4章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 6-3-2 道路情報集分局装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受け	第6章 道路交通情報設備 第1節 適 用 1. 本章は、道路交通情報設備工事における道路情報中枢局装置設置工、道路情報集分局装置設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編器具及び材料編、第3編電気通信設備工事共通編の規定による。 第2節 道路情報中枢局装置設置工 6-2-1 道路情報中枢局装置据付 道路情報中枢局装置の据付は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 6-2-2 道路情報中枢局装置調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 6-2-3 道路情報中枢局装置総合調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、ネットワークの設定、総合調整及び専用アプリケーション、データベースなどのインストールを行った上、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整項目を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるよう実施するものとする。 2. 装置の総合調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第3節 道路情報集分局装置設置工 6-3-1 道路情報集分局装置据付 道路情報集分局装置の据付は、第3編4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 6-3-2 道路情報集分局装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整を記入した方案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、施工管理基準に定める試験項目により、性能が十分得られるように実施する。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受け	・設備構成の見直しによる ・引用元表示の統一 ・記載の見直し ・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
るものとする。 第4節—道路情報端末局装置設置工 6-4-1—道路情報端末局装置据付 道路情報端末局装置の据付は、第3編—第4章4-3-3—各種設備等の据付によるものとする。 6-4-2—道路情報端末局装置調整 道路情報端末局装置の調整は、第6編6-3-2—道路情報集申局装置調整の規定による。	るものとする。	・ 道路交通情報設備の構成見直しの反映

現 行	改 定	適 用
第 7 章 CCTV設備 第 1 節 適 用 1. 本章は、CCTV設備工事におけるCCTV監視制御装置設置工、CCTV装置設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編器具及び材料編、第 3 編電気通信設備工事共通編の規定による。 第 2 節 CCTV監視制御装置設置工 7-2-1 CCTV監視制御装置据付 CCTV監視制御装置の据付について以下に示す他は第 3 編 第 4 編 4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 (1) 装置等を構成する、各部相互間の電気的接続は、特殊なものを除き、原則としてコネクタ等による接続とするものとする。 (2) モニタの配置は、設計図書によらなければならないが、視認性の良い位置を選定し、窓からの光や、照明設備等の反射光による影響を受けないように留意すること。 (3) 装置等を自立型ラックなどに収容する場合は、ラックに金具で固定し、容易に飛出さないように行うものとする。 (4) 装置等を卓上に設置する場合は、置台が移動または転倒などすることを防止するために、ストッパなどで固定するとともに、装置が置台から落下することのないように、金具やバンドなどで固定するものとする。 (5) 装置を天井から吊り下げる場合、専用の吊り金具を用いて、スラブ、その他構造体に、装置の重量に対応した吊りボルトなどで、堅固に取付けるものとする。なお、支持点数は 4 点以上（天井モニタは天井との取付ポールを 1 本以上、天井に取り付けるパネルのネジを 4 箇所以上）とし、必要のある場合はねじ等により、並行による振れ止めを施すものとする。 7-2-2 CCTV監視制御装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整を記入した 計画書を監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるよう実施するものとする。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	第 7 章 CCTV設備 第 1 節 適 用 1. 本章は、CCTV設備工事におけるCCTV監視制御装置設置工、CCTV装置設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編器具及び材料編、第 3 編電気通信設備工事共通編の規定による。 第 2 節 CCTV監視制御装置設置工 7-2-1 CCTV監視制御装置据付 CCTV監視制御装置の据付について以下に示す他は第 3 編 4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 (1) 装置等を構成する、各部相互間の電気的接続は、特殊なものを除き、原則としてコネクタ等による接続とするものとする。 (2) モニタの配置は、設計図書によらなければならないが、視認性の良い位置を選定し、窓からの光や、照明設備等の反射光による影響を受けないように留意すること。 (3) 装置等を自立型ラックなどに収容する場合は、ラックに金具で固定し、容易に飛出さないように行うものとする。 (4) 装置等を卓上に設置する場合は、置台が移動または転倒などすることを防止するために、ストッパなどで固定するとともに、装置が置台から落下することのないように、金具やバンドなどで固定するものとする。 (5) 装置を天井から吊り下げる場合、専用の吊り金具を用いて、スラブ、その他構造体に、装置の重量に対応した吊りボルトなどで、堅固に取付けるものとする。なお、支持点数は 4 点以上（天井モニタは天井との取付ポールを 1 本以上、天井に取り付けるパネルのネジを 4 箇所以上）とし、必要のある場合はねじ、ワイヤ等により、振れ止めを施すものとする。 7-2-2 CCTV監視制御装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整を記入した法案書を監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるよう実施するものとする。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	・引用元表示の統一 ・記載の見直し

現 行	改 定	適 用
第3節 CCTV装置設置工 7-3-1 CCTV装置据付 1. カメラ装置据付 以下に示す他は第3編 第4章 4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 (1) 雲台または旋回装置は、支柱または架台などに水平調整を行った後、適合するボルトなどで取付けるものとする。 (2) カメラヘッド部は、雲台または旋回装置に適合するボルトなどで振れが起らないように、堅固に取付けるものとする。 (3) カメラ装置の落下防止対策を実施する場合は、カメラ支柱又は架台とカメラ装置間を落下防止ワイヤー等で接続するものとする。 落下防止ワイヤー等は、カメラ装置落下にともなう荷重に耐えられる強度とする。 (4) カメラの設置は、太陽光や照明灯の光がレンズにあたらないように、設置位置と角度に留意して取付けるものとする。 (5) カメラ装置を、屋外またはこれらに類する場所に取付ける場合は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製のボルトなどを使用するものとする。 2. 機側装置据付 機側装置の据付は、自立形にあつてはコンクリート基礎または鋼製架台に、壁掛形にあつては壁面に、それぞれ適合したボルトなどで固定するものとする。 なお、取付け位置は、保守上及び運用上、支障のない位置に取付けるものとする。 7-3-2 CCTV装置調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	第3節 CCTV装置設置工 7-3-1 CCTV装置据付 1. カメラ装置据付 以下に示す他は第3編 4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 (1) 雲台または旋回装置は、支柱または架台などに水平調整を行った後、適合するボルトなどで取付けるものとする。 (2) カメラヘッド部は、雲台または旋回装置に適合するボルトなどで振れが起らないように、堅固に取付けるものとする。 (3) カメラ装置の落下防止対策を実施する場合は、カメラ支柱又は架台とカメラ装置間を落下防止ワイヤー等で接続固定する等、地震動等による落下防止対策を講ずるものとする。 落下防止ワイヤー等は、カメラ装置落下にともなう荷重に耐えられる強度とする。 (4) カメラの設置は、太陽光や照明灯の光がレンズにあたらないように、設置位置と角度に留意して取付けるものとする。 (5) カメラ装置を、屋外またはこれらに類する場所に取付ける場合は、溶融亜鉛めっきまたはステンレス製のボルトなどを使用するものとする。 (6) 高さ6m以上の支柱において、ベースプレート式を用いる場合のボルト、アンカーボルトは第5編10-3-1、2.表示装置据付(3)、(4)の規定による。 (7) 支柱または架台において、上記(6)以外による場合は必要な応力を確保した構造、施工方法を用いるものとする。 (8) 地際部は、第2編3-8-1、1項一般事項(3)による。 2. 機側装置据付 機側装置の据付は、自立形にあつてはコンクリート基礎または鋼製架台に、壁掛形にあつては壁面に、それぞれ適合したボルトなどで固定するものとする。 なお、取付け位置は、保守上及び運用上、支障のない位置に取付けるものとする。 7-3-2 CCTV装置調整 装置ごとの試験及び調整項目に従って、技術者により単体調整を入念に行うものとし、試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	・引用元表示の統一 ・熊本地震の被害調査結果から追加した項目 ・熊本地震の被害調査結果から追加した項目 ・記載の追加 ・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
第 8 章 水質自動監視設備 第 1 節 適 用 1. 本章は、水質自動監視設備工事における水質自動監視装置設置工、水質自動観測装置設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編器具及び材料編、第 3 編電気通信設備工事共通編の規定による。 第 2 節 水質自動監視装置設置工 8-2-1 水質自動監視装置据付 水質自動監視装置の据付は、第 3 編第 4 章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 8-2-2 水質自動監視装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整を記入した作業書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるよう実施するものとする。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第 3 節 水質自動観測装置設置工 8-3-1 観測局装置据付 観測局装置の据付は、第 3 編第 4 章4-3-3 各種設備等の据付によるものとする。 8-3-2 観測局装置調整 観測局装置の調整は、第 6 編 8-2-2 水質自動監視装置調整の規定による。	第 8 章 水質自動監視設備 第 1 節 適 用 1. 本章は、水質自動監視設備工事における水質自動監視装置設置工、水質自動観測装置設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編器具及び材料編、第 3 編電気通信設備工事共通編の規定による。 第 2 節 水質自動監視装置設置工 8-2-1 水質自動監視装置据付 水質自動監視装置の据付は、第 3 編 4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 8-2-2 水質自動監視装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、装置の試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整を記入した作業書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるよう実施するものとする。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。 第 3 節 水質自動観測装置設置工 8-3-1 観測局装置据付 観測局装置の据付は、第 3 編 4-3-3 各種設備等の据付の規定による。 8-3-2 観測局装置調整 観測局装置の調整は、第 6 編 8-2-2 水質自動監視装置調整の規定による。	・引用元表示の統一 ・引用元表示の統一

現 行	改 定	適 用
第 9 章 電話応答通報設備 第 1 節 適 用 1. 本章は、電話応答通報設備工事における電話応答（通報）装置設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編器具及び材料編、第 3 編電気通信設備工事共通編の規定による。 第 2 節 電話応答（通報）装置設置工 9-2-1 電話応答（通報）装置据付 1. 装置等を自立型ラックなどに収容する場合は、ラックに金具で固定し、容易に搬出されないように行うものとする。 2. 装置等を卓上に設置する場合は、置台が移動または転倒などすることを防止するために、ストッパーなどで固定するとともに、装置が置台から落下することのないように、金具やバンドなどで固定するものとする。 9-2-2 電話応答（通報）装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整を記入した計画書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるよう実施するものとする。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	第 9 章 電話応答通報設備 第 1 節 適 用 1. 本章は、電話応答通報設備工事における電話応答（通報）装置設置工その他これらに類する工種について適用する。 2. 本章に特に定めのない事項については、第 1 編共通編、第 2 編器具及び材料編、第 3 編電気通信設備工事共通編の規定による。 第 2 節 電話応答（通報）装置設置工 9-2-1 電話応答（通報）装置据付 1. 装置等を自立型ラックなどに収容する場合は、ラックに金具で固定し、容易に搬出されないように行うものとする。 2. 装置等を卓上に設置する場合は、置台が移動または転倒などすることを防止するために、ストッパーなどで固定するとともに、装置が置台から落下することのないように、金具やバンドなどで固定するものとする。 9-2-2 電話応答（通報）装置調整 1. 装置の試験及び調整に先立ち、試験及び調整項目並びに関連設備等との対向調整を記入した立案書を、監督職員に提出し確認を得た後に、装置の調整を技術者により入念に行い、性能が十分得られるよう実施するものとする。 2. 装置の調整完了後、現地試験データ及び調整結果を監督職員に提出し、確認を受けるものとする。	

現 行

改 定

適 用

出来形管理基準及び規格値

【第3編 電気通信設備工事共通編】

章	節	条	枝番	頁
共通設備工	共通事項	防火区画の貫通	防火区画の貫通	1-1
		延焼防止処置を要する床貫通	延焼防止処置を要する床貫通	1-1
配管配線工	地中配管・配線	地中配管	地中配管	1-2
		ケーブル配線	ケーブル配線	1-2
	露出配管	金属管配管	金属管配管	1-3
		合成樹脂管配管	合成樹脂管配管	1-3
	埋込配管	金属管配管	金属管配管	1-4
		合成樹脂管配管	合成樹脂管配管	1-4
	配線	ケーブル配線	ケーブル配線	1-5
		架空配線	低高圧架空電線の高さ	1-6
配線器具設置工	ダクト取付	金属ダクト	金属ダクト	1-7
		フロアダクト	フロアダクト	1-7
		バスダクト	バスダクト	1-7
		金属継ぎ	金属継ぎ	1-7
		合成樹脂継ぎ	合成樹脂継ぎ	1-7
	ケーブルラック設置	ケーブルラック設置	ケーブルラック設置	1-8
通信配線工	給電線敷設	導線管敷設	導線管敷設	1-9
		同軸管の敷設	同軸管の敷設	1-9
		同軸ケーブルの敷設	同軸ケーブルの敷設	1-9
		LCX・OE導線の敷設	LCX・OE導線の敷設	1-9
	電線・ケーブル敷設	通信地中配線	通信地中配線	1-10
		通信配線	通信配線	1-10
	通信架空配線	架空電線の高さ	架空電線の高さ	1-11
		架空ケーブル(ちょう架用線)	架空ケーブル(ちょう架用線)	1-11
光ケーブル敷設工	光ケーブル敷設工	光ケーブル地中配線	ケーブル配線	1-12
		光ケーブル配線工	光配線	1-12
		光ケーブル架空配線	光架空配線(ちょう架用線)	1-12
ハンドホール設置工	ハンドホール設置工	プレキャストハンドホール設置	プレキャストハンドホール設置	1-13
		現場打ちハンドホール設置	現場打ちハンドホール設置	1-13
分電盤設置工	自立型分電盤取付	自立型分電盤開閉製作工	自立型分電盤開閉製作工	1-14
		自立型分電盤取付	自立型分電盤取付	1-14

(1)

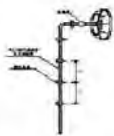
出来形管理基準及び規格値

【第3編 電気通信設備工事共通編】

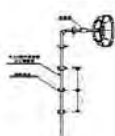
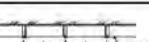
章	節	条	枝番	頁
共通設備工	共通事項	防火区画の貫通	防火区画の貫通	1-1
		延焼防止処置を要する床貫通	延焼防止処置を要する床貫通	1-1
配管配線工	地中配管・配線	地中配管	地中配管	1-2
		ケーブル配線	ケーブル配線	1-2
	露出配管	金属管配管	金属管配管	1-3
		合成樹脂管配管	合成樹脂管配管	1-3
	埋込配管	金属管配管	金属管配管	1-4
		合成樹脂管配管	合成樹脂管配管	1-4
	配線	ケーブル配線	ケーブル配線	1-5
		架空配線	低高圧架空電線の高さ	1-6
配線器具設置工	ダクト取付	金属ダクト	金属ダクト	1-7
		フロアダクト	フロアダクト	1-7
		バスダクト	バスダクト	1-7
		金属継ぎ	金属継ぎ	1-7
		合成樹脂継ぎ	合成樹脂継ぎ	1-7
	ケーブルラック設置	ケーブルラック設置	ケーブルラック設置	1-8
通信配線工	給電線敷設	導線管敷設	導線管敷設	1-9
		同軸管の敷設	同軸管の敷設	1-9
		同軸ケーブルの敷設	同軸ケーブルの敷設	1-9
		LCX・OE導線の敷設	LCX・OE導線の敷設	1-9
	電線・ケーブル敷設	通信地中配線	通信地中配線	1-10
		通信配線	通信配線	1-10
	通信架空配線	架空電線の高さ	架空電線の高さ	1-11
		架空ケーブル(ちょう架用線)	架空ケーブル(ちょう架用線)	1-11
光ケーブル敷設工	光ケーブル敷設工	光ケーブル地中配線	ケーブル配線	1-12
		光ケーブル配線工	光配線	1-12
		光ケーブル架空配線	光架空配線(ちょう架用線)	1-12
ハンドホール設置工	ハンドホール設置工	プレキャストハンドホール設置	プレキャストハンドホール設置	1-13
		現場打ちハンドホール設置	現場打ちハンドホール設置	1-13
分電盤設置工	自立型分電盤取付	自立型分電盤開閉製作工	自立型分電盤開閉製作工	1-14
		自立型分電盤取付	自立型分電盤取付	1-14

(1)

誘導線の線種の見直し

出欠形管理基準及び規格値															
編	章	節	条	目	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備考					
2	4	7	1	1	導線架取付 (外部導線架) (内部可とう導線架) (内部導線架) (2号内部導線架)	支柱間隔：L 6,000～ 7,500 ㎜ (50% 間)	設計値±30㎜	施工延長±0 ㎜に付1箇所							
					同軸ケーブルの敷設	支柱間隔：L	設計値±30㎜	施工延長±0 ㎜に付1箇所							
					同軸ケーブルの敷設	支柱間隔：L	設計値±30㎜	施工延長±0 ㎜に付1箇所							
					しごき・ひとしごき線の敷設	支柱間隔：L	設計値±30㎜	施工延長±0 ㎜に付1箇所 施工延長4.0 m以下のも は1施工箇所 に付1箇所							

1 - 5

出欠形管理基準及び規格値															
編	章	節	条	目	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	備考					
2	4	7	1	1	導線架取付 (外部導線架) (内部可とう導線架) (内部導線架) (2号内部導線架)	支柱間隔：L 6,000～ 7,500 ㎜ (50% 間)	設計値±30㎜	施工延長±0 ㎜に付1箇所							
					同軸ケーブルの敷設	支柱間隔：L	設計値±30㎜	施工延長±0 ㎜に付1箇所							
					同軸ケーブルの敷設	支柱間隔：L	設計値±30㎜	施工延長±0 ㎜に付1箇所							
					しごき・ひとしごき線の敷設	支柱間隔：L	設計値±30㎜	施工延長±0 ㎜に付1箇所 施工延長4.0 m以下のも は1施工箇所 に付1箇所							

1 - 5

誘導線の線種の見直し

誘導線の線種の見直し

現

行

品質管理基準及び規格値

【第3編 電気通信設備工事共通編】

章	節	条	枝番	頁
設備の耐震基準	設備の耐震据付基準	耐震施工		5-1
共通設備工	配管配線工	電力ケーブル端末処理		5-2
		電力ケーブル接続		5-2
	通信配線工	通信ケーブル接続		5-3
	分電盤設置工	自立型分電盤		5-4
		分電盤		5-4
	接地設置工	接地線		5-4

【第4編 電気設備編】

章	節	条	枝番	頁	
受変電設備	特別高圧受変電設備設置工	特高受変電設備		6-1	
	高圧受変電設備設置工	高圧受変電設備		6-3	
	低圧受変電設備設置工	低圧受変電設備		6-5	
	受変電用監視制御設備設置工	監視制御装置		6-7	
電源設備	発電設備設置工	発電発電機	発電機	6-8	
			原動機	6-9	
			補機付風装置	6-10	
			配電盤類	6-10	
	無停電電源設備設置工	無停電電源装置	共通事項	6-11	
			整流装置	6-11	
			逆変換装置	6-12	
			直流電源装置	6-13	
	直流電源設備設置工	直流電源装置			
			蓄電池	6-13	
			管理用水力発電設備設置工	管理用水力発電設備	発電機
			原動機	6-14	
			配電盤類	6-15	
	新エネルギー電源設備設置工	太陽光発電設備		6-16	
			燃料発電設備		6-17
			風力発電設備	発電機	6-19
制御盤				6-19	
揚排水機場電気設備		高圧受変電設備		6-20	
		低圧受変電設備		6-20	
		発電発電設備		6-21	
		無停電電源装置		6-21	
		直流電源装置		6-22	
		操作制御装置		6-22	
		水開門電気設備		6-23	
		地下駐車場電気設備		高圧受変電設備	
低圧受変電設備				6-24	
発電発電設備				6-25	
無停電電源装置				6-25	

改

定

品質管理基準及び規格値

【第3編 電気通信設備工事共通編】

章	節	条	枝番	頁
設備の耐震基準	設備の耐震据付基準	耐震施工		5-1
共通設備工	器材の落下防止	器材の落下防止		5-2
		配管配線工	電力ケーブル端末処理・電力ケーブル接続	5-3
	通信配線工	通信ケーブル接続		5-4
	分電盤設置工	自立型分電盤		5-5
		分電盤		5-5
	接地設置工	接地線		5-5

【第4編 電気設備編】

章	節	条	枝番	頁	
受変電設備	特別高圧受変電設備設置工	特高受変電設備		6-1	
	高圧受変電設備設置工	高圧受変電設備		6-3	
	低圧受変電設備設置工	低圧受変電設備		6-5	
	受変電用監視制御設備設置工	監視制御装置		6-7	
電源設備	発電設備設置工	発電発電機	発電機	6-8	
			原動機	6-9	
			補機付風装置	6-10	
			配電盤類	6-10	
	無停電電源設備設置工	無停電電源装置	共通事項	6-11	
			整流装置	6-11	
			逆変換装置	6-12	
			直流電源装置	6-13	
	直流電源設備設置工	直流電源装置			
			蓄電池	6-13	
			管理用水力発電設備設置工	管理用水力発電設備	発電機
			原動機	6-14	
			配電盤類	6-15	
	新エネルギー電源設備設置工	太陽光発電設備		6-16	
			燃料発電設備		6-17
			風力発電設備	発電機	6-19
制御盤				6-19	
揚排水機場電気設備		高圧受変電設備		6-20	
		低圧受変電設備		6-20	
		発電発電設備		6-21	
		無停電電源装置		6-21	
		直流電源装置		6-22	
		操作制御装置		6-22	
		水開門電気設備		6-23	
		地下駐車場電気設備		高圧受変電設備	
低圧受変電設備				6-24	
発電発電設備				6-25	
無停電電源装置				6-25	

追記

適

用

現		行		改										定		適		用																											
																		共通設備工																											
																		品質管理基準及び規格値																											
編	章	部	種別	細別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験標準等による確認																																		
3	電	4	共	器	器	材	の	落	下	防	止	必須	引張試験	引張試験	あと施工アンカーボルトの許容引張荷重(短期荷重用)で加力して抜けないこと	アンカーボルトの規格、施工面(壁面・天井)、施工班、施工日毎に3%(最低3本)以上																													

器材について新規制定

b

現 行										改 定										適 用	
道路照明設備										道路照明設備											
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値											
編 号	章 節	種 別	細 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	編 号	章 節	種 別	細 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
4	7	道路照明設備	照明器具・照明制御盤等	必須	絶縁抵抗試験	JIS-C-4620	主回路－対地間 低圧回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上 制御回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上	工場製作完了段階 現場施工完了段階			4	7	道路照明設備	照明器具・照明制御盤等	必須	絶縁抵抗試験	JIS-C-4620	主回路－対地間 低圧回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上 制御回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上	工場製作完了段階 現場施工完了段階		
					絶縁耐電圧試験	JIS-C-4620	低圧回路－対地間 100V以上の回路 1000V 1分間 150Vを超える回路 1500V 1分間 300Vを超える回路 2000V 1分間	工場製作完了段階								絶縁耐電圧試験	JIS-C-4620	低圧回路－対地間 100V以上の回路 1000V 1分間 150Vを超える回路 1500V 1分間 300Vを超える回路 2000V 1分間	工場製作完了段階		
					接地抵抗測定	電気設備技術基準第19条	C種：10Ω以下 D種：100Ω以下	現場施工完了段階								接地抵抗測定	電気設備技術基準第19条	C種：10Ω以下 D種：100Ω以下	現場施工完了段階		
					電源電圧変動	入力電源電圧を変動させて確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階								電源電圧変動	入力電源電圧を変動させて確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階		
					電源電圧測定	電源入力端子で確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階								電源電圧測定	電源入力端子で確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階		
					制御電圧測定	制御電圧を確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階								制御電圧測定	制御電圧を確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階		
					総合動作試験	総合動作試験を行い確認する。	設計図書による。	現場施工完了段階								総合動作試験	総合動作試験を行い確認する。	設計図書による。	現場施工完了段階		
					照度測定	JIS-C-7612	設計図書による。	現場施工完了段階								照度測定	JIS-C-7612	設計図書による。ただし、照明器具に初期光束補正機能を有する場合は承認書を初期光束補正率で割り戻すこと。	現場施工完了段階		
					点灯試験	点灯回路ごとに点灯試験を行い確認する。	設計図書による。	現場施工完了段階								点灯試験	点灯回路ごとに点灯試験を行い確認する。	設計図書による。	現場施工完了段階		
				その他	防水試験	JIS-C-0920	設計図書による。	工場製作完了段階							その他	防水試験	JIS-C-0920	設計図書による。	工場製作完了段階		
					耐熱衝撃試験		設計図書による。	工場製作完了段階								耐熱衝撃試験		設計図書による。	工場製作完了段階		
		支柱	必須	溶融亜鉛めっき	JIS-H-8641, JIS-H-0401	JIS-H-8641, JIS-H-0401による。	工場製作完了段階		○				支柱	必須	溶融亜鉛めっき	JIS-H-8641, JIS-H-0401	JIS-H-8641, JIS-H-0401による。	工場製作完了段階		○	

初期光束補正機能を有する場合の規格値の明確化

現 行										改 定										適 用	
トンネル照明設備										トンネル照明設備											
品質管理基準及び規格値										品質管理基準及び規格値											
編 章	節	種 別	細 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	編 章	節	種 別	細 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
4	8	トンネル照明設備	照明器具・照明制御盤等	必須	絶縁抵抗試験	JIS-C-4620	主回路－対地間 低圧回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上 制御回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上	工場製作完了段階 現場施工完了段階			4	8	トンネル照明設備	照明器具・照明制御盤等	必須	絶縁抵抗試験	JIS-C-4620	主回路－対地間 低圧回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上 制御回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上	工場製作完了段階 現場施工完了段階		
					絶縁耐電圧試験	JIS-C-4620	低圧回路－対地間 100V以上の回路 1000V 1分間 150Vを超える回路 1500V 1分間 300Vを超える回路 2000V 1分間	工場製作完了段階								絶縁耐電圧試験	JIS-C-4620	低圧回路－対地間 100V以上の回路 1000V 1分間 150Vを超える回路 1500V 1分間 300Vを超える回路 2000V 1分間	工場製作完了段階		
					接地抵抗測定	電気設備技術基準第19条	C種：10Ω以下 D種：100Ω以下	現場施工完了段階								接地抵抗測定	電気設備技術基準第19条	C種：10Ω以下 D種：100Ω以下	現場施工完了段階		
					電源電圧変動	入力電源電圧を変動させて確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階								電源電圧変動	入力電源電圧を変動させて確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階		
					電源電圧測定	電源入力端子で確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階								電源電圧測定	電源入力端子で確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階		
					制御電圧測定	制御電圧を確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階								制御電圧測定	制御電圧を確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階		
					総合動作試験	総合動作試験を行い確認する。	設計図書による。	現場施工完了段階								総合動作試験	総合動作試験を行い確認する。	設計図書による。	現場施工完了段階		
					照度測定	JIS-C-7612「照度測定法」	設計図書による。	現場施工完了段階								照度測定	JIS-C-7612「照度測定法」	設計図書による。ただし、照明器具に初期光束補正機能を有する場合は測定値を初期光束補正率で割り直すこと。	現場施工完了段階		
					点灯試験	点灯回路ごとに点灯試験を行い確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階								点灯試験	点灯回路ごとに点灯試験を行い確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階		
				その他	防水試験	JIS-C-0920	設計図書による。	工場製作完了段階							その他	防水試験	JIS-C-0920	設計図書による。	工場製作完了段階		
					切替動作試験		設計図書による。	工場製作完了段階								切替動作試験		設計図書による。	工場製作完了段階		
					耐熱衝撃試験		設計図書による。	工場製作完了段階								耐熱衝撃試験		設計図書による。	工場製作完了段階		
		支柱	必須	溶融亜鉛めっき	JIS-H-8641, JIS-H-0401	JIS-H-8641, JIS-H-0401による。	工場製作完了段階		○				支柱	必須	溶融亜鉛めっき	JIS-H-8641, JIS-H-0401	JIS-H-8641, JIS-H-0401による。	工場製作完了段階		○	

初期光束補正機能を有する場合の規格値の明確化

現 行												改 定												適 用	
施設照明設備												施設照明設備													
品質管理基準及び規格値												品質管理基準及び規格値													
編	章	節	種別	細別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	編	章	節	種別	細別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認		
4	9	電気設備編	施設照明設備	照明器具・照明制御盤等	必須	絶縁抵抗試験	JIS-C-4620	主回路－対地間 低圧回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上 制御回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上	工場製作完了段階 現場施工完了段階			4	9	電気設備編	施設照明設備	照明器具・照明制御盤等	必須	絶縁抵抗試験	JIS-C-4620	主回路－対地間 低圧回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上 制御回路 500V絶縁抵抗計にて 5MΩ以上	工場製作完了段階 現場施工完了段階				
						絶縁耐電圧試験	JIS-C-4620	低圧回路－対地間 100V以上の回路 1000V 1分間 150Vを超える回路 1500V 1分間 300Vを超える回路 2000V 1分間	工場製作完了段階									絶縁耐電圧試験	JIS-C-4620	低圧回路－対地間 100V以上の回路 1000V 1分間 150Vを超える回路 1500V 1分間 300Vを超える回路 2000V 1分間	工場製作完了段階				
						接地抵抗測定	電気設備技術基準第19条	C種：10Ω以下 D種：100Ω以下	現場施工完了段階									接地抵抗測定	電気設備技術基準第19条	C種：10Ω以下 D種：100Ω以下	現場施工完了段階				
						電源電圧変動	入力電源電圧を変動させて確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階									電源電圧変動	入力電源電圧を変動させて確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階				
						電源電圧測定	電源入力端子で確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階									電源電圧測定	電源入力端子で確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階				
						制御電圧測定	制御電圧を確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階									制御電圧測定	制御電圧を確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階 現場施工完了段階				
						総合動作試験	総合動作試験を行い確認する。	設計図書による。	現場施工完了段階									総合動作試験	総合動作試験を行い確認する。	設計図書による。	現場施工完了段階				
						照度測定	JIS-C-7612「照度測定法」	設計図書による。	現場施工完了段階									照度測定	JIS-C-7612「照度測定法」	設計図書による。ただし、照明器具に初期光束補正機能を有する場合は測定値を初期光束補正率で割り戻すこと。	現場施工完了段階				
						点灯試験	点灯回路ごとに点灯試験を行い確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階									点灯試験	点灯回路ごとに点灯試験を行い確認する。	設計図書による。	工場製作完了段階				
					その他	防水試験	JIS-C-0920	設計図書による	工場製作完了段階								防水試験	JIS-C-0920	設計図書による	工場製作完了段階					
						切替動作試験		設計図書による	工場製作完了段階								切替動作試験		設計図書による	工場製作完了段階					
						耐熱衝撃試験		設計図書による	工場製作完了段階								耐熱衝撃試験		設計図書による	工場製作完了段階					
						支柱	必須	溶融亜鉛めっき	JIS-H-8641, JIS-H-0401	JIS-H-8641, JIS-H-0401による。	工場製作完了段階							○					支柱	必須	溶融亜鉛めっき

初期光束補正機能を有する場合の規格値の明確化

初期光束補正機能を有する場合の規格値の明確化